

全社協 福祉ビジョン 2020

ともに生きる
豊かな地域社会の
実現をめざして

社会福祉法人 全国社会福祉協議会



目次

第1章 「全社協 福祉ビジョン2020」がめざすこと

1. 「全社協 福祉ビジョン2011」で取り組んだこと 1
2. 「全社協 福祉ビジョン2020」を羅針盤として
—取組期間：2020年4月～2030年3月 1
3. 新たな時代の日本社会の方向性
—「福祉ビジョン2020」がめざす「ともに生きる豊かな地域社会」の実現 2

第2章 2040年に向けた福祉を取り巻く環境

1. 福祉を取り巻く課題と「福祉ビジョン2020」の方向性 5
2. 各福祉分野の現状と課題 6
 - (1) 分野別の現状と課題 6
 - (2) 横断的な課題 9
3. 各福祉組織の現状と課題 13

第3章 「福祉ビジョン2020—ともに生きる豊かな地域社会」 を実現するために

1. 「福祉ビジョン2020」の実践に向けた取り組み 18
 - ①重層的に連携・協働を深める 18
 - ②多様な実践を増進する 20
 - ③福祉を支える人材（福祉人材）の確保・育成・定着を図る 21
 - ④福祉サービスの質と効率性の向上を図る 24
 - ⑤福祉組織の基盤を強化する 24
 - ⑥国・自治体とのパートナーシップを強める 27
 - ⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する 28
 - ⑧災害に備える 29
2. 「福祉ビジョン2020」の具体化に向けて
—組織ごとに行動方針を策定し、取り組む 31

「全社協 福祉ビジョン2020」概要 33

参考資料 35

全社協 福祉ビジョン改定作業委員会 名簿／検討経過 74

全国社会福祉協議会 政策委員会名簿 75



「全社協 福祉ビジョン 2020」 がめざすこと

1. 「全社協 福祉ビジョン 2011」で取り組んだこと

全国社会福祉協議会（以下、全社協）では、2011（平成 23）年に福祉のあるべき方向性を展望して、「全社協 福祉ビジョン 2011」（以下、福祉ビジョン 2011）を公表し、全国の福祉関係者がめざす福祉の姿「ともに生きる豊かな福祉社会」を具体的に実現するために、全社協構成組織とともに取り組みを進めてきました。

「福祉ビジョン 2011」は、2011 年時点の社会環境のなかで、福祉の諸課題を解決するためには、福祉サービス・制度の縦割りをなくし、関連分野と連携・協働する必要があるとし、「制度内の福祉サービス・活動」を充実・発展させるとともに、ニーズに立脚した「制度外の福祉サービス・活動」を開発・実施していく必要があると提起していました。そのために、2011 年に第 1 次行動方針を、2016 年に第 2 次行動方針を提示し、取り組みを進めてきました。

「福祉ビジョン 2011」以後の 10 年間を概括すると、「福祉ビジョン 2011」が提起した諸課題に対しては、社会福祉法人制度改革や福祉人材の処遇改善、消費税増税等の財源確保等といった制度的な拡充が図られ、新たなセーフティネットとして生活困窮者自立支援制度や包括的な支援体制の整備等が創設されるなど、解決に向けて一定の進捗があったと評価できます。

その一方、2011 年から今日までを振り返ってみると、わが国では少子高齢化が進み、人口減少社会が本格化するなど、社会環境は大きく変化しています。このような社会の変化は、2040 年に向けてさらに加速化することが予想され、国の経済、財政等に与える影響が懸念されるなか、社会保障・社会福祉のあり方についても、さらなる変革が求められています。

2. 「全社協 福祉ビジョン 2020」を羅針盤として —取組期間：2020 年 4 月～2030 年 3 月

私たち社会福祉協議会（以下、社協）、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員¹、老人クラブ等の社会福祉組織・関係者（以下、福祉組織・関係者）は、「福祉

¹ 民生委員・児童委員は、日々、それぞれの担当区域で活動していますが、一人ひとりの民生委員・児童委員を支えるためには、民児協として活動に取り組むことが重要です。「福祉ビジョン 2020」では「民生委員・児童委員」と表現しますが、そこには民児協としての活動も含まれています。

ビジョン 2011」の到達点をふまえたうえで、2040 年に向け、これからの社会環境の変化を見据え、課題認識を共有しつつ、これまで築きあげてきた社会保障・社会福祉を将来世代につなげていくための重要な役割を果たしていくことが求められています。

そのため、全社協は、福祉組織・関係者が主体的に取り組んでいくための羅針盤として、2020（令和 2）年を始期とする「全社協 福祉ビジョン 2020（以下、福祉ビジョン 2020）」を新たに策定し、公表することとしました。

「福祉ビジョン 2020」は、2040 年を見据えつつ、当面、2030 年までの 10 年間における横断的な取り組みの方向性を提起するものです。また、中間年である 2025 年には社会保障・社会福祉をめぐる情勢変化をふまえた改定を予定しています。

3. 新たな時代の日本社会の方向性

—「福祉ビジョン 2020」がめざす「ともに生きる豊かな地域社会」の実現

地域共生社会の実現に向けて

福祉組織・関係者は、長年にわたり、誰もがともに支え合う「福祉社会」の実現をめざして、多様な福祉実践を積み重ねてきました。この地道な実践の積み重ねは、住民の福祉ニーズや課題に応じた福祉諸制度の創設や改革、福祉のまちづくりにつながっています。こうした地域福祉活動の推進は、現在、国が進めている「地域共生社会」の実現に連なるものです。

国が示した「地域共生社会」の枠組みでは、地域においてコミュニティ²を育成することで、地域住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取り組みを進めるとしています。このことは、社会福祉法第 4 条で示された地域福祉の推進の理念を包含するものです。地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に地域住民や福祉組織・関係者が主体となって連携・協働し、地域生活課題³の解決のための活動を展開していくことが求められています。

2 コミュニティ：「地域社会という生活の場において、市民としての自主性と主体性と責任を自覚した住民によって、共通の地域への帰属意識と共通の目標をもって行動がとられようとする地域社会の条件であり、またこれを支えるその態度のうち見出されるものである」（中央社会福祉審議会答申「コミュニティ形成と社会福祉」、1971 年）

3 地域生活課題：社会福祉法第 4 条 2 項では、「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」を「地域生活課題」としている。「福祉ビジョン 2020」においても、社会福祉法第 4 条 2 項と同じ定義とする。

豊かで活力のある未来を創る SDGs の目標を包含して

さらに、国際的には豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs）」⁴が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取り組みが進められています。わが国においても SDGs の実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。

この SDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであります。

SDGs では 2030 年を年限として、17 の共通目標を提示しています。社会福祉分野における事業や活動は、この目標のいくつかをすでに体現しています。たとえば SDGs の目標 1 の「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」は、私たち福祉組織・関係者が担う、地域のなかの生活困窮者や貧困世帯の子ども等への支援に重なります。目標 3 の「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」、目標 10「各国内及び各国間の不平等を是正する」、目標 11「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」などは、私たち福祉組織・関係者が行っている社会福祉事業や地域福祉活動そのものということが言えます。

また、福祉施設等において環境に配慮した消費財への切り替えを行うなど、福祉組織・関係者も社会の一員として SDGs の 17 の目標における取り組みを意識し、自らの行動を問い直していく必要があります。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要



ロゴ：国連広報センター作成
出典：外務省 HP

4 SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）エスディージーズ
2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓って取り組みを進めることとしている。

私たちがめざす社会は「ともに生きる豊かな地域社会」

したがって「福祉ビジョン 2020」が示す方向性は、21 世紀における「地域共生社会」および SDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現という、わが国と国際社会のあるべき近未来の姿の実現に向けて、ともに推進するよう整合性をとっていく必要があります。

私たち福祉組織・関係者がめざす社会は、「ともに生きる豊かな地域社会」であり、それは住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会であります。

私たちがめざす社会：

「ともに生きる豊かな地域社会」

2040年に向けた福祉を取り巻く環境

1. 福祉を取り巻く課題と「福祉ビジョン2020」の方向性

日本は、戦後の社会・経済および医療の発展によって、世界有数の長寿国のひとつとなりました。「人生100年時代」とも言われ、長寿化するなかにあって、高齢者から若者まで、すべての国民に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。

国は、これまで団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題への対応を工程表として示してきました。近年は、これに加えていわゆる団塊ジュニア世代が前期高齢者となる2040年問題がクローズアップされています。国では2019年9月に「全世代型社会保障検討会議」を設置し、持続可能な社会保障・社会福祉制度のさらなる改革に向けて、議論を続けています。

2040年に向けて、私たち福祉組織・関係者も、2040年の社会の姿を想定し、そこに至るまでの社会的状況や地域生活課題の変容をふまえつつ、「ともに生きる豊かな地域社会」づくりに継続的に取り組んでいくことが必要です。

<2040年に向けての概況>

(高齢化)

- 2025年には団塊の世代が全て75歳以上になり、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上になる。65歳以上の高齢者数は、2025年には3,677万人、2030年には3,716万人となり、2042年には3935万人でピークを迎えると予測されている。
- また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2030年には14.3%になり、2040年には20%を超えると見込まれている*¹。

(人口数の減少)

- 2030年においては、出生数が約81万人、死亡数は160万人を超え、人口は1億2千万人を下回ると推計されている。2040年には出生数が約74万人になる一方、死亡数は約168万人にのぼることが見込まれており、人口が1億1千万人台に減少すると見込まれている*²。

(世帯状況)

- 総世帯数は、2025年以降は減少する見込みだが、そのなかでも単身世帯は2030年に2,025万世帯（総世帯数の37.9%）と全体の4割弱になり、ひとり親

世帯は514万世帯（9.6%）となると見込まれている。2040年には単身世帯が1,994万世帯（39.3%）、ひとり親世帯は492万世帯（9.7%）になり、単身世帯、ひとり親世帯とも総世帯数に対する構成比は増加すると見込まれている*3。

（就労に関する事項）

- 労働力人口⁵は減少傾向にあり、2017年には6,720万人だった労働力人口は、「経済成長と労働参加が進むケース」では2025年には6,673万人（対2017年比▲47万人）に、2040年には6,195万人（▲525万人）になると想定されているが、「経済成長と労働参加が進まないケース」では2025年に6,341万人（▲379万人）、2040年には5,460万人（▲1,260万人）になると見込まれている*4。
- 産業別就業者数の推計をみると、「医療・福祉」は2017年の807万人に対し、2040年には「経済成長と労働参加が進まないケース」でも910万人（103万人増）、「経済成長と労働参加が進むケース」では974万人（167万人増）と推計されている。「製造業」は、2017年の1,009万人から、2040年の「経済成長と労働参加が進まないケース」では803万人（▲206万人）と推計されており、「経済成長と労働参加が進まないケース」では、「製造業」より「医療・福祉」就業者のほうが多くなると推計されている*5。

2. 各福祉分野の現状と課題

少子高齢化が進むなか、地域では孤独死やゴミ屋敷等の増加、社会的孤立、ひきこもり、8050問題、貧困や格差等、さまざまな地域生活課題が顕在化しています。児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）の増加、高齢者や障害者への虐待等は増加し、重篤な課題になっています。こうした課題の背景には、地域社会の関係性の希薄化、家族形態の変容等があると指摘されています。

ここでは、「福祉ビジョン2011」公表後の10年の状況と、今後の福祉分野等の主たる課題を概括していきます。

（1）分野別の現状と課題

介護・高齢福祉分野

- 高齢者が急増するなか、介護保険制度の改正は制度創設後、2019年度までに7

5 労働力人口：15歳以上で、労働する能力と意思をもつ者の数をいう。15歳以上の人口を生産年齢人口というが、そのなかには主婦、学生など労働能力はあってもその意思をもたない者、あるいは病弱者、高齢者など労働能力をもたない者も存在する。こうした層を非労働力人口といい、労働力人口は生産年齢人口から非労働力人口を差し引いて得られる。

回を数えています。高齢化の進展により、介護需要は確実に増大し、介護離職も大きな課題となっています。介護需要の増大に応じたサービス供給量の増加とともに、介護費用の増加が想定され、介護保険料の上昇が見込まれています。国では、居宅で生活を続ける要介護者の増加に向けて、地域包括ケアシステムの構築を図っており、在宅福祉サービスの質および量の拡大も含め、介護保険制度の持続可能性を確保していくためのあり方が課題となっています。

- 2018年4月現在、介護保険の利用者は約474万人、要介護認定者数は約644万人です。2025年には、65歳以上の認知症高齢者は全国で約700万人になると推定され、5人に1人が認知症高齢者になると推計されています。さらに、2040年には802万人(同21.4%)に達すると推計され^{*6}、介護サービスの需要増加のペースが早くなると見込まれています。
- ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯も増加しています。2030年にはひとり暮らし高齢者世帯が795万世帯、高齢夫婦のみ世帯は633万世帯、あわせて総世帯数の26.6%になり、2040年にはひとり暮らし高齢者世帯が896万世帯、高齢夫婦のみ世帯は687万世帯、あわせて総世帯数の31.2%になるという推計もあります^{*7}。
- 2025年に特別養護老人ホームに入所希望者が全員入所できるようにするためには、全国で131万人分の総定員数が必要になるとの推計もあります^{*8}。介護需要の増加に見合う介護施設の整備も課題になっています。
- また、福祉医療機構の年金担保貸付事業が2021年度末に廃止されることに伴い、生活福祉資金貸付事業をはじめとする低所得高齢者への相談・支援等の対応が課題になるといわれています。

障害福祉分野

- 2011年に障害者虐待防止法が施行され、2013年4月からは、対象に難病患者等も加えた障害者総合支援法が施行されました。また2013年6月には障害者差別解消法が公布されました。さらに同年8月には障害者の定義の拡大と合理的配慮概念の導入を旨とした障害者基本法の改正も行われました。これらの国内法整備により、わが国は2014年に障害者権利条約を批准しました。
- 障害者人口は2019年5月現在、937万人、うち在宅で生活している障害者は約362万人と推計されています^{*9}。近年は、福祉施設や在宅から地域社会での自立生活へ、また、就労系福祉サービスから一般就労への移行が進められています。
- 障害者総合支援法を受けて、第5期障害福祉計画(2018年度～2020年度まで)が各都道府県・市町村で策定され、さらに地域生活支援拠点の整備が進められています。

- 一方、内閣府「障害者に関する世論調査」（2017年）によると、障害者差別解消法を「知っている」人は21.9%にとどまり、「知らない」と答えた人が77.2%となっています。地域共生社会の実現に向けて、あらためて社会全体で障害のある人びとへの理解を促進する必要があります。

子ども家庭福祉分野

- 子ども（0～15歳未満）人口は2019年4月現在、約1,533万人で総人口比は12.1%でした*¹⁰。2019年の出生数は90万人を割り込み*¹¹、2030年には15歳未満人口は1,312万人になる*¹²と推計されています。今後も少子化の進行は止まらないものと見込まれており、子どもを産み育てる環境の整備が喫緊の課題となっています。
- 幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目途に、2015年から子ども・子育て支援新制度が施行されました。
- 2016年には児童福祉法が改正され、子どもを権利の主体と位置づけるとともに、家庭養育の推進や市町村における子ども家庭総合支援拠点の整備を図ることなどが盛り込まれました。
- 2019年4月1日現在、保育所等を利用する児童数は約268万人で、前年度比約6.5万人増加したものの、いまだに待機児童が16,772人いる状況です*¹³。2019年10月からは10%に引き上げられた消費税財源をもとに、幼児教育・保育の無償化が実施されました。これにより、保育ニーズが高まり、待機児童がさらに増加するとの指摘もあります。
- このように保育ニーズの高まりや女性の活躍に応じて、サービスの量的拡大が図られる一方で、保育の質の確保・向上のための職員配置基準の改善や、障害のある子どもや医療的ケア児等多様なニーズへの対応が課題となっています。
- また、少子化により、地域によっては保育所等の定員割れや事業廃止が生じることが予測されます。
- 児童虐待件数は増加し、児童虐待はますます深刻化しています。2018年の児童虐待相談対応件数は15万9,850件で、前年度より2万6,072件（19.5%）増え、DVも約10.6万件と過去最多を更新しています*¹⁴。
- 「新しい社会的養育ビジョン」*¹⁵において、「乳幼児の家庭養育原則の徹底」が打ち出され、里親委託率を75%以上にしていくなどの国の方針が示されました。2020年度からの都道府県社会的養育推進計画の推進において、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等の社会的養護施設は、高機能化・多機能化・小規模化・地域分散等、機能強化が求められています。この実現に向けては、社会の理解、受け皿の整備・拡充等、多くの課題があるとの指摘もあります。

- 2015年の子どもの貧困率は13.9%とやや改善したものの、いまだに7人に1人の子どもが貧困状況にあります*¹⁶。とりわけ、ひとり親家庭（とくに母子家庭）の貧困率が高く、「母子家庭の就労率は85%と高いにもかかわらず、約7割が年間就労収入200万円未満という状況にある」*¹⁷と指摘されています。
- 子どもたちの健やかな育ちを切れ目なく支援していくためには、子どもや家庭を地域のなかで支える仕組みとしての子ども家庭支援体制の整備を構築するとともに、財政支援の強化が喫緊の課題です。

セーフティネット・生活困窮分野

- 生活保護受給者は2019年9月時点で約207万人、受給世帯数は約164万世帯でした*¹⁸。生活保護受給世帯のうち、高齢者世帯の増加が顕著です。またバブル経済崩壊後の不況期に就職難だった、いわゆる就職氷河期世代への支援が急務になっています。
- 「ひきこもりに関する調査」*¹⁹では、40歳から64歳でひきこもりの人は推計で61.3万人、15歳から39歳を対象にした調査の推計は54.1万人という結果が出ています。全国引きこもり家族会連合会の調査では、ひきこもりの平均期間は12.2年間と長期化しています*²⁰。
- 2015年には、制度の狭間の諸課題等に対し、地域での柔軟な取り組みを促進するための新たなセーフティネットとして生活困窮者自立支援制度が創設されました。2018年には生活困窮者自立支援法について、制度創設から3年後の見直しが行われ、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化や生活保護世帯の子どもへの進学支援等を盛り込むかたちで改正されています。
- 生活困窮者自立支援事業では、2018年の新規相談者の実績は約23.7万人、そのうち就労支援に結びついていたものは約2.5万人となっています*²¹。日本経済の長期的な低迷や社会的孤立を背景に、引き続きセーフティネット機能の拡充が課題になっています。
- 低所得層の高齢者の住まい問題も顕在化し、2020年10月から「日常生活支援住居施設」の委託も始まります。核家族化が進行し、家族関係が希薄化しているなか、今後も保証人の確保が難しい低所得の高齢者が増加することが予想されています。

(2) 横断的な課題

地域共生社会の実現

- 厚生労働省は、2016年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、

2017年には「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）最終報告」を取りまとめました。

- 2018年施行の社会福祉法等では、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりや包括的な支援体制の整備のための地域福祉推進の理念を規定し、地域福祉計画を各福祉分野の計画の上位計画に位置づけました。
- 2019年12月に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめが公表され、社会福祉法改正が予定されています。地域共生社会づくりに向けた理念を実現するための包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策として、既存の制度施策分野を超えて、断らない相談支援、参加支援、地域づくりの支援の取り組みの方向等を提起しています。

権利擁護の推進

- 認知症高齢者の増加に伴い、意思決定支援が重要になってきています。2018年度の成年後見制度の申立件数は36,549件（前年度比2.3%増）^{*22}であり、日常生活自立支援事業の契約件数は54,797件（前年度比2.4%増）^{*23}と利用者が増加しています。市区町村社会福祉協議会（以下、市区町村社協）において、法人後見を行っている社協は408（全市区町村社協の21.3%）であり、市民後見人を養成している社協は215（11.2%）になっています（2017年）^{*24}。今後も増え続けていく要請に応えるためには、体制整備と運用改善が重要であり、社協の役割として法人後見を実施し、市民後見人を養成していくことが必要です。
- 利用者の権利擁護は福祉サービスの基本ですが、近年、事業者による権利侵害事例が増加しています。2018年の施設従事者による高齢者虐待の相談・通報件数は2,187件にのぼり、そのうち621件が虐待と判断されています^{*25}。
- 2011年6月には障害者虐待防止法が公布されています。2017年の施設従事者による障害者虐待の相談・通報件数は2,374件あり、そのうち464件が市町村により虐待と判断されています^{*26}。
- 被措置児童に対するいわゆる施設内虐待は、2017年の届出・通告件数が277件あり、そのうち99件が虐待と判断されています^{*27}。99件の虐待事例のうち、いちばん多かったのが児童養護施設で、次いで里親・ファミリーホーム、児童自立支援施設となっています。
- 福祉組織・関係者はこのような施設内虐待をなくしていくために、研修等を通じ職員に対し福祉の本質である権利擁護の重要性を理解するよう図っていく必要があります。また、地域住民等に対しても、人権意識を啓発し、差別や偏見を解消していく取り組みを図っていくことが大切です。

多発する自然災害への対応

- 2011年3月11日、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）が発生し、甚大な被害が生じました。その後も平成28年熊本地震（2016年）、平成30年北海道胆振東部地震（2018年）、西日本豪雨災害（平成30年7月豪雨、2018年）、台風第15号、第19号等による水害（2019年）など、毎年のように自然災害が全国で発生しています。
- 今後、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の発生も予想されています。2030年に向けては、高齢者の増加に伴い、要支援者が増加する一方、地域のなかで活動することのできる避難支援等関係者が減少し、支援にあたる関係者の負担が増加することが想定されます。
- 大規模自然災害発生時に、福祉組織・関係者による被災地での福祉支援活動を十分に行うことができるよう、平時からの備えが必要です。社協の災害ボランティアセンターの設置・運営のための経費、福祉の専門職による災害派遣福祉チーム（DWAT⁶）の派遣・活動への財政支援、被災した福祉施設等の復旧支援費等の確保が重要な課題です。
- スマトラ沖地震（2004年）や台湾地震（2016年）、フィリピン台風（2013年）等の大規模災害に対して、これまで全社協ではアジア社会福祉従事者研修修了生や現地の関係団体を通じて、全国の福祉組織・関係者からの拠金をもとに、支援活動を展開してきました。今後も、アジア等海外の大規模災害に対する支援を行っていく必要があります。

地域社会の変容

- 都市部では、人口集中が進むなかで高齢化が急進し、住民が抱える課題も多様化・複雑化していくと推測されます。その一方、地方部では若者を中心に人口が流出し、経済活動が低下するとともに、交通インフラや社会資源の減少等によるいわゆる買い物難民等買い物や移動に困難を生じる人びとが発生し、地域社会の維持が困難になっていくことが予想されます。
- 2050年には全国の約半数の地域で人口が50%以上減少し、うち2割では無居住化するという推計があります^{*28}。現在、地域によっては、「限界集落」を超えて、「ムラおさめ」をする集落も生じてきており、これは2040年に向け全国各地で想定されます。このような状況に対応するため、「コンパクトシティ」⁷化を構想し、

6 DWAT（Disaster Welfare Assistance Team）：「災害派遣福祉チーム」。医師や看護師などで構成される災害派遣医療チーム「DMAT」の福祉版。災害発生時に社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士など福祉関係者によって構成されたチームが、避難所などにおいて、支援を必要としている人に対して、他機関と連携した福祉的支援を行う。

進めている自治体もあります。

- 日本に暮らす外国人住民は2019年1月現在、その1年前と比較し約17万人増加し、約270万人になっています。日本人口が減少するなか、日本に暮らす外国人は年々増加しており^{*29}、こうした地域のなかの外国人住民と交流し、ともに生きる社会づくりが求められています。外国人住民と共存するためには、文化や生活習慣の違いを相互に理解することが大切です。言語の壁のために、子どもの就学準備が難しい、予防接種や児童手当等の手続きができないなどの課題も指摘されています。さらに、約2万人の外国籍の子どもが不就学状況にあるとの調査結果もあり^{*30}、対応が必要とされています。

福祉分野における人材の質の確保と量の拡大

- 2040年に向けて、少子高齢化が進むなか、介護や保育分野を中心に、福祉分野における人材の質の確保と量の拡大が必要になってきています。
- 2018年度現在、介護関係職種の有効求人倍率が3.95倍となるなど、介護人材不足の状況は厳しくなっています。第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づく推計によると、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の新たな介護人材を確保することが必要とされています。
- 量の拡大とともに、福祉人材の質の確保が大切です。職員一人ひとりのコミュニケーション能力や経験、習熟度にあわせ、研修の機会を確保し、職員が必要とする知識や技術（スキル）を習得できるよう研修計画を具体化するなど、社会福祉法人等の人材の育成とキャリアアップを支援していく必要があります。

社会保障・社会福祉の財源確保

- 高齢者が増加し、社会保障財政が逼迫するなか、社会保障財源の確保のために、2011年に5%であった消費税は2014年に8%、2019年10月には10%に引き上げられました。
- 2040年に向けては、社会保障・社会福祉にかかる経費がさらに増大していくことが見込まれます。しかし必要とされる財源をどのように確保していくのかという方針は、まだ定まっていません。国では、健康寿命の伸展や福祉サービスの効率化の検討を始めていますが、少子高齢化が進んでいくなかあって、社会保障・社会福祉の維持・発展のために財源をどのように確保していくのか、さらなる検討が求められています。

7 コンパクトシティ：土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化を図り、生活に必要な諸機能を近接させた効率的で持続可能な都市、もしくはそれをめざした都市政策のこと。

3. 各福祉組織の現状と課題

市区町村社会福祉協議会

- 全社協では、2012年に「社協・生活支援活動強化方針」や「都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針」を、2017年に「社協・生活支援活動強化方針の見直し（第2次アクションプランの策定）」を提示しました。さらに2018年4月施行の社会福祉法による地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備等に対応するために、これら「活動方針」の一部改定を行い、市区町村社協が住民の福祉ニーズ・生活課題に対し、主体的に取り組んでいくよう働きかけてきました。
- 平成の市町村合併により、市区町村社協は約3,300から約1,800となりましたが、合併統合により基盤が強化された社協がある一方で、市町村の範囲が広域化したことにより、組織基盤が弱まり、広域的な活動を求められているものの十分な活動に至っていない市区町村社協もあります。
- さらに、自主事業、補助・委託事業を問わず住民の福祉ニーズ・地域生活課題の把握に努め、地域住民や関係者との協働により多様な事業や活動を実施している市区町村社協から、社会福祉に関連する連絡調整にとどまっている市区町村社協まで、活動の違いが生じています。また、社協がどのような事業や活動をしているのか見えづらいという指摘もあり、社協の情報公開や広報のあり方が課題になっています。
- 市区町村社協の経営については、行政からの単年度事業が増え、ますます補助・委託等の事業比率が高まる傾向にあります。こうした単年度事業の増加は、市区町村社協職員の非正規化の上昇⁸の一因ともなっており、改善が必要な状況になっています。
- ボランティア活動は1960年代より組織化され、各市区町村社協はボランティアセンターを設置していきました。全社協では、1998年の特定非営利活動促進法の成立を受け、「ボランティア・市民活動振興センター」と名称変更して、活動をしています。市町村社協のなかでもボランティアセンターを「ボランティア・市民活動センター」と名称を変えるところが出てくるなど、NPOとの連携を進めています。
- 自然災害が多発するなか、災害発生時には市区町村社協がボランティアセンター

8 市区町村社協の職員の総数は13万1,236人であり、1社協あたり75.6人。そのうち正規職員は3割程度（23.7人）であり、うち2割は兼務している。職員の4割以上が非正規かつ非常勤で勤務している。（平成30年1月1日現在、「平成29年度市区町村社会福祉協議会職員状況報告書」）市町村社協職員の非正規割合は年々上昇している。

をもとに災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災者に対する支援を行っています。この災害ボランティアセンターの設置・運営にあたっては、全国の社協のネットワークにより各地の社協職員が広域応援に入っていますが、その派遣費用や災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる経費に対する公的支援の担保がなく、毎回、費用捻出に苦慮しています。

都道府県・指定都市社会福祉協議会

- 都道府県社会福祉協議会（以下、都道府県社協）に対して、全社協では、2012年に「都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針」を策定し、都道府県社協が取り組むべき課題・事業について提起しました。2013年には、生活困窮者自立支援制度の創設や災害福祉広域支援ネットワークの構築等の動きを受けて、「都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針 追加方針1・2」を公表し、都道府県社協に課題について取り組みを強化するよう働きかけてきました。
- さらに、全社協では、2013年に「地域福祉活動・事業を基盤とする指定都市社協の今後の事業展開」をまとめ、大都市圏での指定都市社会福祉協議会（以下、指定都市社協）の経営課題、担うべき事業・活動の方針を示し、取り組みを働きかけてきました。
- 現在、47の都道府県社協と20の指定都市社協が組織されていますが、地域により職員規模や活動範囲には大きな差が生じてきています。都道府県社協の職員のうち正規職員は45.3%にとどまっているうえに、全職員のうち補助金等を財源とする職員は73.4%にのぼっています*³¹（2019年4月1日現在）。指定都市社協については、介護事業等を行っているところが多く、1社協の平均職員数は500人を超えているなかで、非正規非常勤職員が51.4%と全職員数の過半数を超えています。
- 市区町村社協の事業や活動に格差が広がってきているなかで、都道府県・指定都市社協に求められる役割が大きくなってきています。市区町村社協だけでは実施できない研修や事業等に対する支援等、広域での連携・調整が求められています。
- このように都道府県・指定都市社協の役割が大きくなってきているなか、職員の正規化が必要になってきています。とりわけ災害発生時に広域派遣の応援職員として派遣することができる正規職員に限りがあり、経験・知識を有する職員の養成が急務になっています。
- また、都道府県社協には福祉人材センターが設置されていますが、労働力人口の減少や全業種的な人材不足があいまって、福祉人材センターの無料職業紹介事業における採用実績は減少傾向が続いています。人材確保とともに定着促進も課題であり、福祉人材センターは多様な関係者と連携して、労働環境の整備やキャリ

アパスの構築等、事業所への支援を進めていくことが求められています。

社会福祉法人

- 社会福祉法人は、全国に 20,818 法人あります。社協等を除いた一般法人は 18,304 法人で、事業対象別では、子ども関係事業を実施する法人が 39.0%、高齢関係事業が 30.7%、障害関係事業が 15.4%、社協等が 14.9%です（複数回答を含む。2018 年 12 月現在）*³²。
- 2018 年の社会福祉法改正に基づく法人制度改革により、社会福祉法人はガバナンスの強化とともに、地域における公益的取り組みを進めていくことが規定されました。
- これに先駆け、全国社会福祉法人経営者協議会では、2004 年度より 1 法人 1 実践活動の取り組み方針を示し、地域での公益活動の実践を促進してきました。時を同じく、大阪府下ではレスキュー事業が開始されました。その後、複数の社会福祉法人・福祉施設の協働による地域における公益活動は、全国的な展開に広がりを見せ、現在では全国 45 都道府県で実施されてきています。地域での公益的取り組みを責務とする法への規定化は、こうした社会福祉関係者が積み重ねてきた地域での福祉実践が評価され、これをより推進するよう求められたということに他なりません。
- 2030 年に向けて「医療・福祉」分野に必要とされる人員の増が見込まれており、外国人人材等も含めた多様な福祉人材の確保・育成・定着が求められています。外国人人材の受け入れにあたっては適切な受け入れを行う（紹介に関わる基準等の整備を含む）とともに、地域社会の一員として迎え入れること、そして、ともに地域で生きる社会を構築することが大切です。
- 福祉人材の確保が厳しいなか、福祉現場における ICT や AI の利用促進等による効率化、業務負担の軽減も求められています。
- これからの社会福祉法人は、地域の法人間での連携・協働が求められています。その仕組みについて厚生労働省では議論がなされてきましたが、社協による連携や社会福祉法人の法人間連携、法人間の合併・事業譲渡等に加え、社会福祉連携推進法人の創設も提起されています*³³。

共同募金

- 共同募金の募金総額は一般募金が 129 億 6,129 万円、歳末たすけあい募金が 46 億 7,263 万円の計 176 億 1,784 万円となっています（2018 年度実績）。
- 「赤い羽根の共同募金」は募金運動として国民に浸透していますが、募金総額は 1995 年以降、下降を続けています。この運動のブランドイメージである「赤い

羽根」は、制度が創設された1947年以降の共同募金運動の成果でもあり、今後
もブランドイメージを大切にしながら寄付の拡大をどう図っていくのかが問われ
ています。

- 中央共同募金会では2016年に、制度創設70周年を迎えるにあたり、「参加と協働による『新たなたすけあい』の創造～共同募金における運動性の再生～」と題する答申を行い、「運動性の再生」を打ち出しました。
- その取り組みのひとつとして、「赤い羽根福祉基金」による活動助成を行い、公的制度やサービスでは対応できない分野において社会課題の解決のための新たな活動や仕組みを構築するための支援を行っています。
- 市区町村社協は、共同募金の募金・助成について、都道府県共同募金会および市区町村募金委員会（支部・分会）と連携して進めてきました。とりわけ、募金の中核である戸別募金（2018年募金額の約70%）は、社協の進めてきた地域住民の福祉活動と強い関係にあります。したがって、市区町村社協は、共同募金会に「協力する」という立場ではなく、共同募金会とともに、地域福祉を高めるための財源をつくる、という姿勢をあらためて確認し、取り組んでいく必要があります。
- 共同募金会は、「広く集め、広く助成する」「自分のまちをよくする募金」という共同募金の伝統を大切にしつつ、同時に、2016年に中央共同募金会に「赤い羽根福祉基金」を創設するなど、制度のはざまにある社会課題の解決に向けた、先駆的な取り組みに助成する仕組みづくりを進めています。これには、募金についても、助成についても、社会福祉関係者の積極的な参加が求められています。さらに、今後は社会福祉法人の地域公益活動の取組みを後押しするような助成が期待されます。
- 共同募金は被災地支援にも活用されています。2000年の社会福祉法の改正により、都道府県共同募金会に災害時に備える「準備金」の積立制度ができました。これは災害ボランティアセンターの活動に関する支援のための経費として役立っています。2011年の東日本大震災以降、被災住民への支援を直接担うボランティア団体やNPO等の活動を支えることが大切であることから、「災害ボラサポ（災害ボランティア・NPO活動サポート募金）」を設置しています。

民生委員・児童委員、民児協（民生委員児童委員協議会）

- 民生委員・児童委員は、この10年間で3度改選を行いましたが、地域において、高齢者等、見守りや支援を必要とする人びとが増えている影響もあり、定数・委嘱数ともに増えています。
- 民生委員・児童委員の委嘱数は228,206人になります*³⁴（2019年12月改選結果）。

全国民生委員児童委員連合会が2016年に実施した「民生委員制度創設100周年記念全国モニター調査」によると、区域担当の民生委員・児童委員の年齢は70歳代が32.3%、60歳代が56.4%にのぼり、50歳代は9.6%、40歳代以下は1.4%と、若年層が少ない傾向にあります。また男女比は、男性委員が4割、女性委員が6割になっています。

- 民生委員・児童委員は、近年、なり手不足が課題とされています。この背景には、地域社会の変化を受け、民生委員・児童委員に期待される役割が高まる一方で、企業における定年年齢の上昇等により、地域で活動できる人材が減少していることがあると指摘されています。
- 民生委員・児童委員にはじめて委嘱される年齢が上がっていることなどを背景に、在任期間が短い委員の増加が課題になってきています。在任1期目が約33%、2期目が約24%と、2期目までの委員が6割近くになっています^{*35}。このことは経験年数が少なく、住民の認知度が低い委員が増え、その結果、活動において対応に苦慮している委員が少なくないことを意味しています。
- 民生委員・児童委員の担当世帯数は平均で223.9世帯です。東京都特別区では500世帯を超える世帯数を担当している委員が45.3%にのぼり、活動の負担が大きな課題となっています^{*36}。
- 2016年の調査では、民生委員・児童委員の4人に1人が、社会的孤立状態にあって生活上の課題を抱えた人（世帯）を支援した経験を有している一方で、社会資源の不足や地域において活動に理解がないことなどによって、専門機関にうまくつなげない、地域の協力者がいない、などにより、委員が活動に苦慮している実態も明らかになりました^{*37}。
- 全国民生委員児童委員連合会では、制度創設50周年以降、10年ごとに活動強化方策を策定しています。平成29年の制度創設100周年にあたっては「制度創設100周年活動強化方策」を策定し、それぞれの地域の実情に応じた「地域版 活動強化方策」の策定を推進しています。
- 民生委員・児童委員の活動上の課題を解決していくため、民児協としての組織強化を図り、地域課題に即した委員活動を行政や関係機関と連携して展開していくことが大切になっています。
- 民生委員・児童委員活動の負担感を軽減していくためにも、班による地区単位制や民生委員協力員の配置、委員活動へのきめ細かなバックアップ、委員活動の理解促進のための広報活動等、さまざまな取り組みが行われていますが、さらなる活動環境の整備・改善が必要です。



「福祉ビジョン 2020 —ともに生きる豊かな地域社会」 を実現するために

1. 「福祉ビジョン 2020」の実践に向けた取り組み

「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、私たち福祉組織・関係者には、これまで以上に地域住民の地域生活課題の解決に向けた支援活動を担っていくことが期待されています。

福祉組織・関係者は、その期待に応えるために、主たる担い手として、以下の取り組みを進めていきます。

①重層的に連携・協働を深める

連携・協働の必要性

福祉組織・関係者は、地域の保健・医療・教育・司法関係者や企業、NPO・ボランティア等の多様な組織・関係者（以下、多様な組織・関係者）とともに、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、それぞれが自らの役割やできることを明らかにしながら、重層的かつ効果的に連携・協働をしていきます。

社協の役割

社協は、まず「協議会（連絡調整）」であり、幅広く多様なネットワークをつくることが本来の役割であることを、あらためて認識し、取り組んでいくことが必要です。

とくに市区町村社協は、地域の福祉関係者とともに、多様な組織・関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けた支援を創造する「連携・協働の場⁹」になることをめざします。

社協の地域性

都市部の地域生活課題は複合的で、常に新しい課題が生じているとともに、また量

9 「連携・協働の場」：厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」最終とりまとめでは、「地域やコミュニティにおける多様なつながりが生まれやすくする環境整備を進めるに当たっては、特に、行政、株式会社やNPO等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学び合うことができるようなプラットフォーム機能を普及させていくことが必要である」と記載されている。「プラットフォーム」という言葉には「ものごとの基礎・基盤」という意味があるとされているが、「福祉ビジョン2020」ではこのような「つながりの場」であり、地域のなかの基盤として「連携・協働の場」という用語を使うこととする。

的にも急増しています。このような課題に対応していくために、都市部の社協は「連携・協働の場」として、福祉組織・関係者が、多様な組織・関係者と連携・協働しながら、柔軟かつ迅速に活動するためのネットワークを構築していきます。

人口減少の著しい地方部の社協では、地域の社会福祉法人等と「連携・協働の場」となるとともに、最後まで地域住民の生活を支える社会資源としての役割も果たしていきます。

情報集約と問題解決

「連携・協働の場」が課題解決機能を発揮していくためには、地域生活課題を発見し、そこにつないでいくことが重要です。情報収集にあたっては、地域において長い活動実績を積みあげてきた民生委員・児童委員の役割は重要であり、その機能を地域生活課題の解決に向けて活かすことが大切です。

持ち込まれた地域生活課題を、その解決の方向への流れに乗せていくためには、福祉組織・関係者だけではなく、地域住民や多様な組織・関係者がともに課題を認識し、協力して具体的な行動に移していくことが必要です。その際、各方面から多くの情報を収集することになるので、「連携・協働の場」の構成メンバー内で守秘義務を共有したうえで、必要な情報の共有化を図ることのできる仕組みが必要です。

社協の広域連携

市区町村社協は正規職員数の減少や活動エリアの広域化により、一社協が完結して多岐にわたる事業を実施することが難しい状況になってきています。隣接する社協が補完しあったり、一部事業を統合したり、または都道府県・指定都市社協が支援・補完したりするなど、持続可能な連携・協働の方法を工夫していきます。

都道府県・指定都市社協においても、災害への対応や一社協では実施できない研修のブロック開催等、事業の広域実施を図り、効果的な連携・協働を進めていきます。

都道府県・指定都市社協の役割

都道府県・指定都市社協は、市区町村社協が地域で「連携・協働の場」となることを下支えし、促進していくことが重要です。

そのために、都道府県・指定都市社協は、市区町村社協の取り組みを支援する人材を確保して相談援助を行ったり、市区町村圏域を超えた多様な関係者・組織をつないだりするなど、市区町村社協の「連携・協働の場」が効果的に活動できるよう、市区町村社協や施設種別協議会等とともに具体的方策を実行していきます。

社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、市区町村社協とともに「連携・協働の場」における地域のネットワークの中心となって活動していくことが期待されています。

社会福祉法人は、地域で支援を必要とする人びと、支援の十分に行き届いていない人びとに関わり、多様な組織・関係者と連携・協働を図りながら、ソーシャルワークを展開していきます。

社会福祉法人への支援

都道府県・指定都市社協は、社会福祉法人がネットワークのなかで安心して活動に取り組めるよう、社会福祉法人経営者協議会と連携し、また積極的に施設種別協議会の事務局を受託するなどによって、社会福祉法人との連携・協働を強化することが重要です。また、社協がその事務局を受託する際には、施設種別協議会の仕事量に対応する職員を正規で雇うことが可能となるよう、施設種別協議会の理解を得ながら、必要な費用負担を求めたり、事務局に社会福祉法人からの出向職員を受け入れたりすることを検討することが必要です。

②多様な実践を増進する

多様性を認知し尊重する必要性

地域生活課題は多様であり、かつ多様な場で生まれています。これに向き合う福祉組織・関係者は、地域に生活の拠点をおく外国人も含め、子どもから大人まで、年齢、性別、国籍等に関わらず、すべての人びとを対象とする考えに立脚していく必要があります。

権利擁護の推進、サービスの質の向上

地域住民が地域で排除されることなく、個人の尊厳と意思が尊重され、適切な福祉サービスを選択し利用できるよう支援していくことが重要です。そのために、社協はこれまで以上に成年後見制度や日常生活自立支援事業を拡充して利用者の意思の実現を支えていきます。

また、苦情解決事業を通じて、福祉サービス利用にかかる課題解決とサービスの質の向上に努めます。

さらに、第三者評価事業受審を進め、利用者がサービスを適切に選択できる環境を整えるとともに、これを活かして社会福祉法人・福祉施設は自らのサービスの質の向上に努めていきます。

多様なサービス等の開発

福祉組織・関係者は、利用者の状態に応じて、居宅から施設まで多様なサービス等を提供できるようニーズの変化に対応したサービスを開発していく必要があります。

すなわち、福祉組織・関係者は公的サービスの実施にとどまることなく、地域のニーズにあわせてサービス等を展開していくことが期待されています。福祉組織・関係者は自ら取り組むことに加え、地域住民やボランティアとともに、多様なサービスを展開していきます。

多様なサービスを開発・展開していくためには、ひと・ものの確保とともに、資金の確保が必要です。地方分権が進むなか、福祉組織・関係者は自治体に対し福祉への理解・協力を要請し、サービスの制度化や予算措置、運用の弾力化を働きかけていきます。また、社会福祉法人は地域ニーズを視野に入れた「社会福祉充実計画」の策定・実行に努めます。

培った機能の地域展開

社会福祉法人は、福祉事業の主たる担い手です。社会福祉法人は、長年にわたって培ってきた機能（ハードとソフト）をどのように地域に展開していくことができるのか、という視点で公益的な活動を実践していきます。

たとえば、特別養護老人ホームであれば、入所者に対する介護はもとより、施設サービスを進めるなかで地域との関わりをつくり、地域の子どもや子育て家庭の状況を把握し、支援を必要としている子どもや子育て家庭に対し、施設のハードや人的資源をもって子どもの学習支援や子ども食堂を実施することなどが考えられます。また、地域のなかで買い物や移動に支援が必要な高齢者に対し、施設の送迎車を活用して買い物支援や移動支援を実施していくことなども考えられます。その際、一法人だけで地域を考えていくのではなく、地域の社会福祉法人間で連携・協働しながら公益的な実践活動をより充実していくことが重要です。

③福祉を支える人材（福祉人材）の確保・育成・定着を図る

福祉人材の確保・育成・定着を図る必要性

質の高い福祉サービスの提供に不可欠な福祉人材の確保・育成・定着を図っていくことは、2030年に向けて最も重要な課題です。2030年には、今よりも少子高齢化が進み、高齢者人口が全人口に占める割合の増加と、労働力人口の減少等、担い手不足が予想されています。需要と担い手確保のバランスを考えると、福祉組織・関係者は、今以上に福祉人材の確保・育成・定着に向けた取り組みを進めていくことが重要になります。

働きやすく、働き続けられる職場づくり

福祉人材の確保・育成・定着を促進するためには、福祉組織・関係者はそのめざす理念を組織に所属する役職員全員で共有し、やりがいをもって働き続けられる職場をつくっていくことが必要です。そのために、職場の人間関係に配慮するとともに、マネジメント機能やスーパービジョン機能等を高め、多様な働き方が可能で、ワークライフバランスに配慮し、パワハラやセクハラ等のない職場づくりを進めていきます。

さらに人口減少社会のなかで福祉人材を確保していくためには、専門性のある人材の「定着」が重要で、その人たちが燃え尽きないように「支える人を支える仕組み」をつくることが大切です。

福祉人材のキャリアアップ

福祉人材のキャリアアップの仕組みづくりや資格取得のための支援制度の拡充等に加え、複数法人や社協との連携でキャリアアップするための研修の実施や人事交流を図り、処遇改善に結び付けていくことが必要です。また、利用者を支援する喜びとともに、自らも働きながら資質の向上、人としての成長を図り、多様な経験を積むことができる、福祉現場の魅力を発信していきます。

とくに、社会福祉法人や社協は、地域公益活動を展開していくために、ソーシャルワークの知識と経験のある専門性の高い福祉人材の確保・育成・定着を図ります。

すそ野を広げる（将来的な福祉人材確保に向けて）

福祉人材確保のために、福祉の仕事や活動に関心をもつ人のすそ野を広げていきます。まず、教育現場との連携を強化することが必要です。福祉の仕事や活動の魅力を伝える講師の派遣や小・中学生の職場体験、大学生等のインターンシップや教職者をめざす人に向けた介護等体験、ボランティアや実習の受け入れなど、あらゆる機会を通じ、福祉の仕事や活動のめざすところややりがいなどの魅力を伝えていきます。

福祉組織・関係者は、次世代を担う小学生や中学生等の若い世代への福祉教育の充実に、より積極的に取り組み、福祉への関心と理解を広げていきます。

多様な人材の参入促進

福祉組織・関係者は、他業種からの転職等による人材の受け入れを積極的に図っていきます。そのため、経営者が法人の理念やサービスの基本方針をきちんと示し、働きやすく魅力ある職場であることを伝え、育成・定着させていきます。

また、元気で働き続けたいという高齢者や、社会に参加したいという思いのある障害者・女性の働く意思と能力を尊重し、活かしていくことも重要です。そのためには、柔軟な就業時間を設定する、あるいは仕事の量と内容に応じて就業条件を見直すな

ど、組織として、働き続けられる職場づくりを行い、そのマネジメント能力を高めていきます。

現在、国では、いわゆる就職氷河期世代の雇用促進を図っています。この就職氷河期世代にはパートタイム労働、短時間労働等を繰り返してきた結果、さまざまな職業経験をもった人が多くいます。こうした人たちの多様な経験を活かすために、研修等を通じ、必要な知識・技能を習得してもらい、福祉現場でも活躍できるよう、雇用対象を積極的に拡大していきます。

外国人人材の確保・育成・定着

外国人人材¹⁰は、介護現場を中心に大きな存在になってきています。外国人の受け入れにあたっては、多様性を尊重し、ともに働く職員として必要な条件整備を図り、日本人と同一条件での人材確保・育成・定着を図っていきます。あわせて、技能実習の受け入れにあたっては、福祉現場における外国人が不法・不当な状態におかれることがないように、適切な監理ができる団体を選んで利用していきます。

地域住民とともに地域社会を支える

福祉を支える人材は、専門職だけではありません。地域住民にも、ともに地域生活課題に目を向け、地域社会を支えてもらう必要があります。地域住民に地域生活課題を「我が事」として受けとめ、地域社会を支える一員となってもらうため、社協や社会福祉法人は、ボランティアをはじめ多様な参加の機会を提供していきます。

ときとして地域では不安や偏見による排除等が起こります。そうしたときに、専門職が適切に関わり、正しい知識や共感を促していく必要があります。また、地域住民自身が福祉について福祉組織・関係者とともに学び合う機会も重要です。

さらに、地域住民が福祉現場において主体的、積極的に活動できるようにするために、福祉組織・関係者のマネジメント能力を高めていくことも必要です。

民生委員・児童委員活動への理解促進

民生委員・児童委員のなり手のすそ野を広げていくことも重要です。地域のなかで民生委員・児童委員活動の必要性と重要性への理解を広げ、社会福祉法人、社協の職員や地域の多様な組織・関係者も、その担い手となり、働きながら活動ができるよう、委員活動の環境を整備・改善していく必要があります。

¹⁰ 外国人人材：介護分野における外国人人材には、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習制度への介護職種の追加、新たな在留資格としての「特定技能」の4つのルートがある。ここでいう「外国人人材」については、こうした適法による在留資格のある外国人人材のことを意味する。

④福祉サービスの質と効率性の向上を図る

質と効率性を追求する必要性

今後は高齢者人口が増える一方で、利用者の意識も高まり、福祉サービス等に対する要求水準が高まることも予測されます。

国では人口減少により、2040年に向けて相対的な労働力人口が減少するなかで、福祉現場で5%の生産性の向上を図る必要があるとしています^{*38}。利用者の意思を尊重し、福祉サービスの質を高めつつ、生産性を上げていくためには、福祉サービスの効率化を図っていくことが重要です。

そのため、すべての職員がともに専門性の向上を図り、多様な技能をもった人材が効率よく働ける体制づくりに取り組みます。さらに、多職種の連携・協働を進め、チームとしての総合力・専門性を高めていきます。

福祉サービス提供手法の改善

福祉組織・関係者は、質が高く効率の良い福祉サービスを追求するにあたって、サービス提供手法の見直しを行う必要もあります。たとえば、幅広い人材が業務を分担するためのマネジメントの構築、業務手順や動線、モノの配置の改善、ひとりの職員が複数の業務を担当する福祉人材の多機能化、ICTやAI等の技術・ツールの活用と情報共有、ユマニチュード¹¹等の新しいサービスの提供手法の探求を通じて、質と効率性の向上をめざしていきます。

⑤福祉組織の基盤を強化する

福祉組織の基盤を強化する必要性

「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するためには、社協が「連携・協働の場」の機能を果たし、社会福祉法人がその「連携・協働の場」におけるネットワークの中心となって活動していくことが必要です。そのため、社協や社会福祉法人等はその組織基盤を強化していきます。

社協事業への理解促進

社協がその基盤を強化し、「連携・協働の場」の機能を果たしていくためには、こ

11 ユマニチュード (Humanitude)：包括的ケアメソッドのひとつ。特に高齢者と認知症患者において有用とされている。ユマニチュードとはフランス語で「人間らしさ」の意。具体的には、「見る」「話す」「触れる」「立つ」という人間の特性に働きかけ、ケアを通じて、言葉によるコミュニケーションが難しい人とポジティブな関係を築いていく介護技法

れまで社協が行ってきた総合相談、権利擁護、コミュニティ・ワーク、介護・障害サービス事業等、地域生活課題に向けた取り組みに加え、社協の事業や活動の可視化を図り、どのように地域に役立っているかを、地域住民や多様な組織・関係者、自治体に理解されることが必要です。こうした「連携・協働の場」に必要な資金を、地域住民や多様な組織・関係者、自治体から拠出してもらうために、あらためて事業内容や社協活動にみあった拠出額のあり方を検討します。

さらに、「連携・協働の場」において、地域住民や多様な組織・関係者は自らもその構成員であると認識し、地域社会づくりに積極的に参画してもらうための環境づくりが重要です。すなわち地域住民が自らの地域をどうしたいのかを考え、活動に積極的に参加する環境をつくるために、社協は「連携・協働の場」の活動に地域住民が参画・協働しやすい仕組みを構築していきます。

多様な資金の確保

「連携・協働の場」の活動を充実するためには、財源を確保する必要があります。その際、「社会福祉充実残額」を活用したり、介護保険総合事業のように制度財源において柔軟な運用を促進したり、寄付金を得ることなどが重要です。

寄付については、自ら獲得すると同時に、共同募金の機能を活かし、地域福祉の財源として確立していくことが必要です。

また、企業等に目的を明確にして寄付を募ったり、クラウドファンディング¹²等で資金を確保したりするなど、前例にとらわれることなく、財源の多角的な確保に努めていきます。

社協職員の雇用の安定化

社協が「連携・協働の場」の機能を果たすために、独自財源の拡充とともに、その機能を支える社協職員の雇用の安定化を進めます。地域の社会福祉法人・福祉施設や多様な組織・関係者が連携・協働の場となるために、社会福祉法人等が一定の経費（会費等）を負担したり、社協に人材を派遣したりする仕組み等を検討していきます。

社会福祉法人における地域公益活動と活動財源の多角化

社会福祉法人は、社協の構築する「連携・協働の場」の中心となって、地域生活課題の解決に向けた取り組みを行っていきます。今後は、再投資資産を有さない法人においても、積極的に地域生活課題の解決のための地域公益活動に取り組んでいく必要

12 クラウドファンディング（Crowdfunding）：不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語

があります。

したがって、社会福祉法人は地域公益活動により積極的に取り組むために、寄付を募るなど財源を多角化したり、行政に規制緩和や使途制限の弾力化等を要望して、事業展開を容易にするとともに、正規職員の増加を図っていきます。

企業等との協働

近年、多くの企業は社会に対する責任を重く受けとめ、自らの企業活動にSDGsの目標を組み込んでいます。SDGsには、福祉だけでなく、「環境」や「社会」、「ガバナンス」を考慮した企業活動を行っていくことも盛り込まれています。こうしたSDGsを組み込んだ活動は、企業価値を高めるだけではなく、これを通じてさらに社会価値が高まると言われています。こうしたSDGsを指向している企業と、地域生活課題に長年、向きあってきた社協や社会福祉法人とは、ともに手を取りあって取り組んでいくことができます。

したがって「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、私たち福祉組織・関係者がその中心となって取り組みを進めるためには、共同募金の活用やNPO、生協、農協等の非営利組織との協働を図っていくとともに、企業との協働も視野に入れていく必要があります。

企業に向けて、福祉組織・関係者が行う「ともに生きる豊かな地域社会」づくりの取り組みについて、SDGsの17の目標にあわせて具体的に説明し、企業が取り組みやすい事業の提案を行っていくことが重要です。たとえば、SDGsの目標1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」においては、企業の社会貢献活動のひとつとして食品の提供や倉庫の一時貸し出し、輸送等への支援等を通し、フードバンクや子ども食堂等への支援を呼びかけていくことが考えられます。また、企業の従業員が民生委員・児童委員として委嘱され、地域福祉活動を行うことが、SDGsの目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を増進する」の取り組みとして、SDGsの推進方策のひとつとして位置づけられることを伝えていけば、企業の理解と協力も得られると想定されます。

さらに、福祉組織・関係者自らもSDGsを推進する役割があることを認識し、とくに地域公益活動、地域福祉活動とあわせ、地域住民と協力し、地域のSDGsの推進拠点として、役割を果たすことが必要です。SDGsは、国や分野を超えた世界の共通言語であり、福祉組織・関係者がSDGsの視点によって取り組んでいくことは、企業を含め、地域のあらゆる組織との連携・協働につながります。

⑥国・自治体とのパートナーシップを強める

自治体とパートナーシップを構築する必要性

地方自治法第1条の2に「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」との規定があり、自治体には住民の福祉を増進する責務があります。また社会福祉法改正により、市町村が策定する地域福祉計画は他の福祉計画の上位計画として位置づけられています。

したがって2030年に向け、「ともに生きる豊かな地域社会」をどうつくっていくのか、私たち福祉組織・関係者は、行政とともに考え、行動していきます。

公的委託事業等の継続性の確保

自治体は、法制度に定める事業だけでなく、多様な事業を社協等に委託する主体です。国・自治体には、委託している事業の多くは地域生活課題の解決という時間のかかる取り組みであることから、複数年にわたる事業の実施、専門人材の雇用の継続等、長期間、安定的に事業を行うことが不可欠であることを理解してもらう必要があります。

社協は、地域生活課題に応じて、自治体に対し、先駆的な事業の提案やモデル実施等を行うとともに、委託事業等の効果・実績をあげていくために、継続性を担保できるよう、委託契約等のあり方に対する見直し（たとえば、複数年にわたる委託契約）を働きかけていきます。その際、自治体に対し、社協等が担う事業の意義や必要性について適切に理解されるよう、説明手法等についても一層工夫していきます。

政策提言への積極的な取り組み

社会福祉法人や社協が「ともに生きる豊かな地域社会」づくりに取り組む際、事業や財源の縦割りにより、迅速かつ柔軟な対応にブレーキがかかるようなことがあってはなりません。人口減少社会において、福祉人材の確保が重要課題となるなか、委託事業の実施にあたっては、人材の多機能化を図っていく必要がありますが、専従規定、委託費の用途制限や人件費比率の規制等により、限られた人材の有効活用が難しいなどの課題もあります。

全社協では、国に対し「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、社会福祉法人や社協が抱えている、こうした課題等を集約し、必要な政策提言を行い、制度改正や運用改善につなげていきます。都道府県・指定都市社協においては、それぞれの自治体の抱えている課題や自治体内の社協や社会福祉法人の状況を把握して、自治体に対し必要な要望活動を実施し、その改善につなげていくことが必要です。市区町村社

協においては、地域住民により身近な圏域であるからこそ見えてくる課題等に対し、民生委員児童委員協議会の意見具申機能も活用しながら、自治体と協働して、その解決を図っていくことが必要です。

⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する

地域住民の参加機会を拡充していく必要性

地域住民は、私たち福祉組織・関係者とともに、地域生活課題の解決に向けて取り組む主体です。福祉組織・関係者は、地域住民や多様な組織・関係者の社会に貢献したいという気持ちを汲み取り、福祉活動に参画できる機会につなげていくことが重要です。

社会福祉法人や社協等は、住民相談の実施や介護等体験事業、ボランティア・実習等の受け入れを大切にし、関わりをもった人がより関わっていきたいと感じてもらえるよう、福祉活動への理解を促進していきます。さらに、地域のなかで支え手のすそ野を広げていくためにも、各社協のボランティアセンターは、その役割が重要であることをあらためて認識し、より活発に活動を行っていきます。

信頼関係の構築と情報発信

社協や社会福祉法人は福祉事業の主たる担い手として、地域住民とともに実践を重ねて相互理解を深め、地域住民に「地域のなかに社会福祉協議会があった」「社会福祉法人・福祉施設があった」と思ってもらえる信頼関係を築いていくことが重要です。

したがって、福祉組織・関係者は、地域住民や地域社会に対して自らが果たす使命・役割について、広くわかりやすく発信していきます。また、学校や保健所をはじめ多様な組織・関係者に対しても、社協や社会福祉法人、民生委員・児童委員の活動をきちんと伝えていく必要があります。福祉の活動や仕事に関心をもち、魅力を感じてもらうためには、情報発信の方法も工夫していく必要があります。

国際協力の促進

「ともに生きる豊かな地域社会」は、「地域共生社会」およびSDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現という2つの目標が含まれています。

国際的な視点に立ち「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するためには、福祉の分野で国際的なネットワークを構築し、国づくり、人づくりに貢献していくことが必要です。とくにアジア諸国は、日本社会が経験し、抱えている福祉課題と共通する課

題を抱える一面があります。

全社協では、これまでアジア社会福祉従事者研修等を通じ、築きあげてきたアジアにおける社会福祉のネットワークをもって、各国の福祉増進のために、今後も国際協力を努めていきます。

⑧ 災害に備える

災害に備える必要性

災害支援は、地域のなかで住民が社会のつながりの必要性を感じることでできる共通課題です。大規模な自然災害が多発し、今後、南海トラフ地震や首都直下型地震の発生が想定されているなか、災害時の被災地支援に迅速かつ効果的に取り組むために、平時から災害にどう備えていくかは重要なテーマになっています。

平時からの理解

災害発生時においては、福祉組織・関係者は、自治体や地域住民と連携・協働しながら、被災者支援を展開していく必要があります。そのため、災害時においても地域住民が主体であることを意識しつつ、福祉組織・関係者は、平時から自治体や地域住民に対し、自らの役割（何をどこまで行うのかなど）について周知し、調整を図り、各々が担う役割や支援への対応に関して協定を締結するなど、災害に備える取り組みを進めます。

災害福祉支援ネットワークの構築

災害発生時から復興期にかけて、支援が必要となった人が地域で支援を受けられる体制づくりを進めることが必要であり、平時から福祉組織・関係者は自治体や多様な組織・関係者、地域住民と連携し、災害福祉支援ネットワークを構築していくことが重要です。

国では災害福祉支援ネットワークの構築を推進しています。福祉組織・関係者も災害発生時から復興期にかけて必要な支援を行うことができるよう、災害福祉支援ネットワークの重要な主体として関わり、支援を実施していきます。

「災害福祉支援センター（仮称）」の設置

これまで社協は自治体と調整を図りながら、災害ボランティアセンターの設置・運営を図り、全国の社協から応援職員の派遣を行ってきました。今後、全社協および都道府県社協に「災害福祉支援センター（仮称）」を設置し、平時から災害ボランティアセンターの運営にかかる人材を養成し、社会福祉法人やNPO等とのネットワーク

を構築する取り組みを進めていきます。

「災害派遣福祉チーム (DWAT)」の組織化

避難所に避難している要配慮者への福祉的支援を担う「災害派遣福祉チーム (DWAT)」の活動が重要になっています。今後は、さらに在宅避難を行う要配慮者等への DWAT 活動への拡充も必要になっていきます。

現在、社会福祉法人を中心に「災害派遣福祉チーム (DWAT)」を組織化し、社会福祉法人の専門職による DWAT チームメンバーとしての登録や養成を進めています。今後は、さらに「災害福祉支援センター (仮称)」のもと、全社協および都道府県社協が全国の社会福祉法人の協力を得ながら、全都道府県圏域で「災害派遣福祉チーム (DWAT)」の組織化と人材の養成を進めます。

公的資金の確保と法整備

大規模災害発生時の被災地支援に対し、平時から体制整備をはかるための公的資金の確保と法整備を実現することが不可欠です。全社協では、国に対し、災害救助法等に「福祉の支援」を明記し、災害時支援に対する公費負担を明確化するよう、要望を重ね、早期実現を図ります。

2. 「福祉ビジョン 2020」の具体化に向けて —組織ごとに行動方針を策定し、取り組む

私たち福祉組織・関係者は、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、地域住民とともに、多様な組織・関係者と連携・協働して、地域生活課題の解決に向けた支援に関わっていくことが必要です。

長年の活動実績を有する福祉組織・関係者には、その主たる担い手として、有する機能や培ってきた経験、社会的ネットワークを活かし、取り組んでいく使命があります。

「福祉ビジョン 2020」の目的は、全国の福祉組織・関係者が、近未来を見据え、それぞれの地域に即した「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、福祉組織基盤の再構築に努め、重要な役割を果たしていくことを、社会に明らかにすることです。

その取り組みの主たる担い手である私たち福祉組織・関係者が直面している課題は、都市や地方といった地域の特性、施設種別ごとの課題、福祉ニーズや生活環境の変化に応じて、多岐にわたっています。

「福祉ビジョン 2020」を具体的な行動に結び付けていくために、全国の福祉組織・関係者は、それぞれの組織ごとに行動方針を策定し、実践活動を展開します。

「福祉ビジョン 2020」とそれぞれの組織が策定した行動方針を具体化するなかで、地域のなかの多くの福祉組織・関係者とともに連携・協働を重ね、「ともに生きる豊かな地域社会」を実現していく決意を表明します。

私たちがめざす社会：

取組期間：2020年4月～2030年3月

※中間年にあたる2025年には、社会保障・社会福祉をめぐる情勢の変化や新たな取り組み課題の表出等を受け、「福祉ビジョン 2020」の改定を行う予定とします。

《参考資料》

- *1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口（2017年推計）」
- *2 同上
- *3 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（2018年推計）」
- *4 (独)労働政策研究機構「労働力需給の推計 ―労働力受給モデル(2018年度版)による将来推計―」
2019年
- *5 同上
- *6 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生科学研究費特別補助金助成事業）、厚生労働省第89回社会保障審議会介護保険部会資料、2019
- *7 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（2018年推計）」
- *8 株式会社大和総研「経済構造分析レポート No. 48」2016年
- *9 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成資料より
- *10 総務省統計局「統計トピックスNo.120 わが国のこどもの数～「子どもの日」にちなんで」2019年
- *11 厚生労働省「人口動態推計」2019年
- *12 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口（2017年推計）」
- *13 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成31年4月1日）」2019年
- *14 厚生労働省「平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」2019年
- *15 厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」2017年
- *16 厚生労働省「国民生活基礎調査」2017年
- *17 内閣府『男女共同参画白書』2018年
- *18 厚生労働省「被保護者調査（令和元年9月分概数）」2019年
- *19 厚生労働省「ひきこもりに関する調査」2018年
- *20 全国ひきこもり家族会連合会「2018年度ひきこもりに関する全国実態アンケート調査報告」2018年
- *21 厚生労働省「生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果」2019年
- *22 最高裁判所「成年後見関係事業の概況」2018年
- *23 全国社会福祉協議会「日常生活自立支援実施状況（平成30年度累計）」2019年
- *24 全国社会福祉協議会「平成29年度成年後見に関する取り組み状況調査」2018年
- *25 厚生労働省「平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」2019年
- *26 厚生労働省「平成29年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」
2018年
- *27 厚生労働省「平成29年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について」
2018年
- *28 国土交通省「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～」2014年
- *29 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成31年1月1日現在）」2019年
- *30 文部科学省「外国人の子供の教育の更なる充実に向けた就学状況等調査結果」2019年
- *31 全国社会福祉協議会「都道府県・指定都市社協令和元年度取り組み課題等に関する調査結果」
2019年
- *32 厚生労働省「社会福祉法人の事業展開に関する検討会」2019年
- *33 同上
- *34 厚生労働省「令和元年度民生委員・児童委員の一斉改選結果について」2020年
- *35 全国民生委員児童委員連合会「100周年記念全国モニター調査」2016年
- *36 同上
- *37 同上
- *38 厚生労働省「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめについて」2019年

概要

第1章 「全社協 福祉ビジョン2020」がめざすこと

○「全社協 福祉ビジョン2020」では、全国の社会福祉組織・関係者がともに考え、2040年を見据えつつ、**2030年までを取り組み期間とし、取り組みの方向性を提起。** ※中間年である2025年に見直しを実施

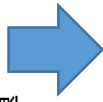
➡「全社協 福祉ビジョン2020」を羅盤として、関係者がこれまで築き上げてきた社会保障・社会福祉を将来世代につなげるために役割を果たしていく

○「全社協 福祉ビジョン2020」では、国が進めている「**地域共生社会**」の推進と、国際的に進められている「**SDGs=誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会**」を包含し、「**ともに生きる豊かな地域社会**」の実現をめざす。

第2章 2040年に向けた福祉を取り巻く環境

- 2040年問題の背景にある人口構造
 - ➡少子高齢化、人口減少社会
 - 団塊ジュニア世代が2040年には65歳以上になる
 - ➡75歳以上高齢者の全人口割合は2040年には20%を超える
 - 単身世帯も増加し、2030年には全体の約4割になる
 - 労働力人口は急速に減少する。
 - 2040年に向けては「**製造業**」の就業者数は大きく減少する一方で、「**医療・福祉**」の就業者数は増加していく

- ◆ 各福祉分野の現状と課題：(1) 分理預別の現状と課題、(2) 横断的課題
- ◆ 各福祉組織の現状と課題



長期的視点に立って今から備えていくことが必要

「全社協 福祉ビジョン2020」の具体化を図るために、**組織ごとの「行動方針」の策定**を呼びかけ

第3章 「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するために

社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員等は、以下の取り組みを進める。

①重層的に連携・協働を深める

- ・社会福祉協議会は地域の多様な関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けて「連携・協働の場」による
- ・社会福祉法人は「連携・協働の場」における地域のネットワークの中心として活動する

②多様な実践を増進する

- ・すべての人を対象に、居宅から施設までニーズに応じて多様なサービスを開発していく

③福祉を支える人材（福祉人材）の確保・育成・定着を図る

- ・働きやすく、働き続けられる職場づくりを進める
- ・多様な人材の参入を促進し、将来に向けて人材確保のすそ野を広げる

④福祉サービスの質と効率性の向上を図る

- ・質の向上と効率性の向上を同時に求めていく
- ・福祉人材の多機能化、提供方法の見直し、ICT等の技術の活用を進める

⑤福祉組織の基盤を強化する

- ・多様な資金の確保と職員の雇用の安定化を図る
- ・地域公益活動の促進を図り、非営利組織や企業等との協働を進める

⑥国・自治体とのパートナーシップを強める

- ・自治体とのパートナーシップを強化し、公的委託事業の質を確保するため継続性を確保する
- ・地域生活課題の解決に向け、積極的な政策提言を行う

⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する

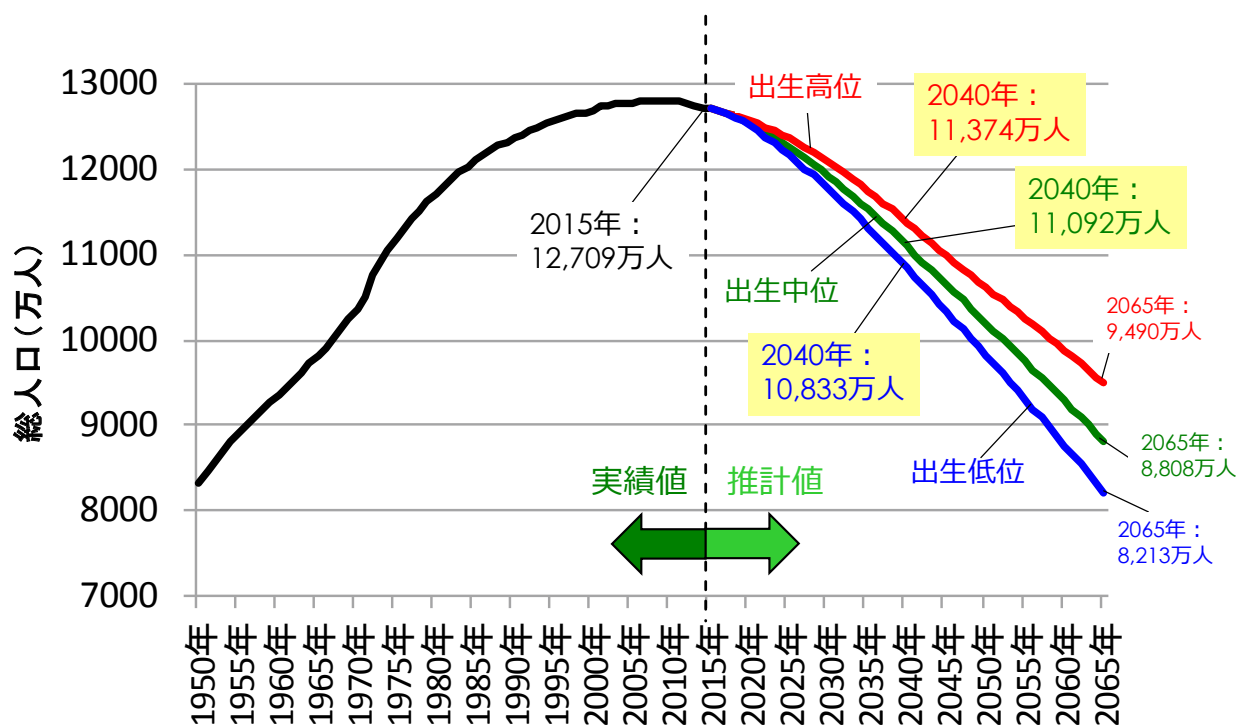
- ・地域住民の参加の機会の拡充に向け、信頼関係の構築と情報発信に努める

⑧災害に備える

- ・「災害福祉支援センター（仮称）」の設置を図り、平時から「災害派遣福祉チーム（DWT）」の組織化を進め、災害福祉支援のネットワーク化と専門人材の養成を図る
- ・平時から体制整備を図るための公的資金の確保と法整備を実現する

參考資料

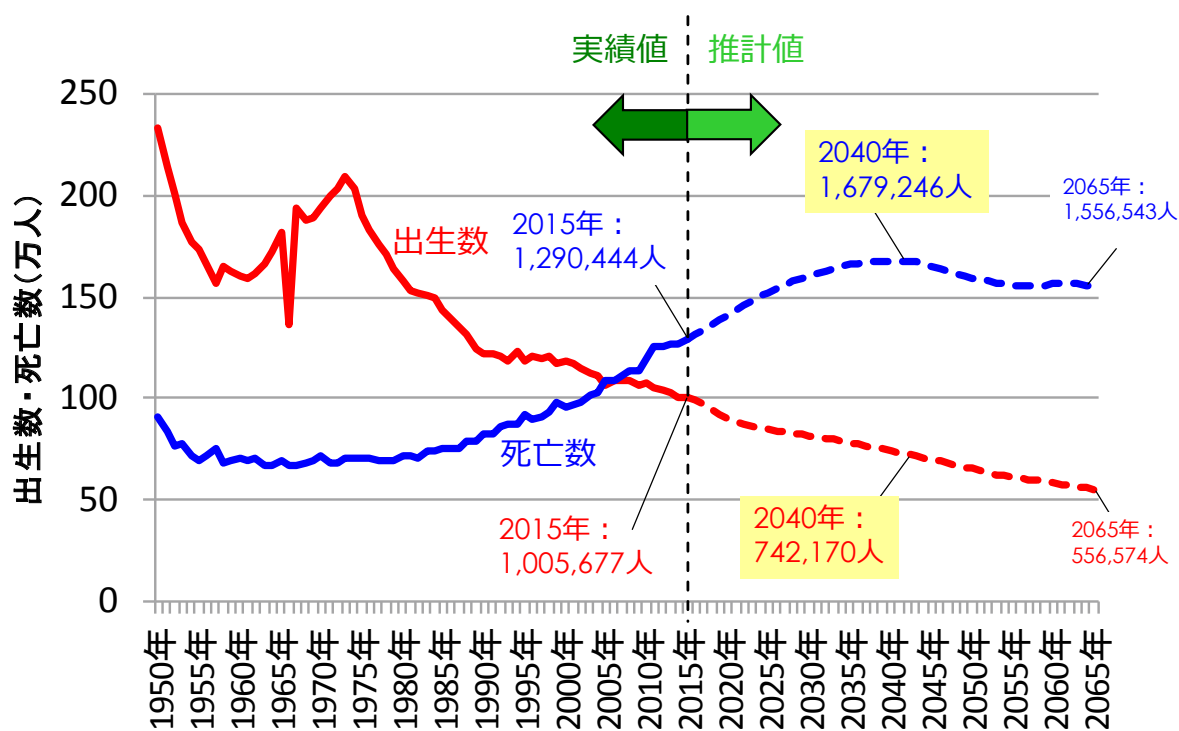
総人口推移（1950～2065年）



資料：総務省統計局「国勢調査」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」、上記はいずれも死亡中位の推計。

出典：総務省・第32次地方制度調査会第2回専門小委員会

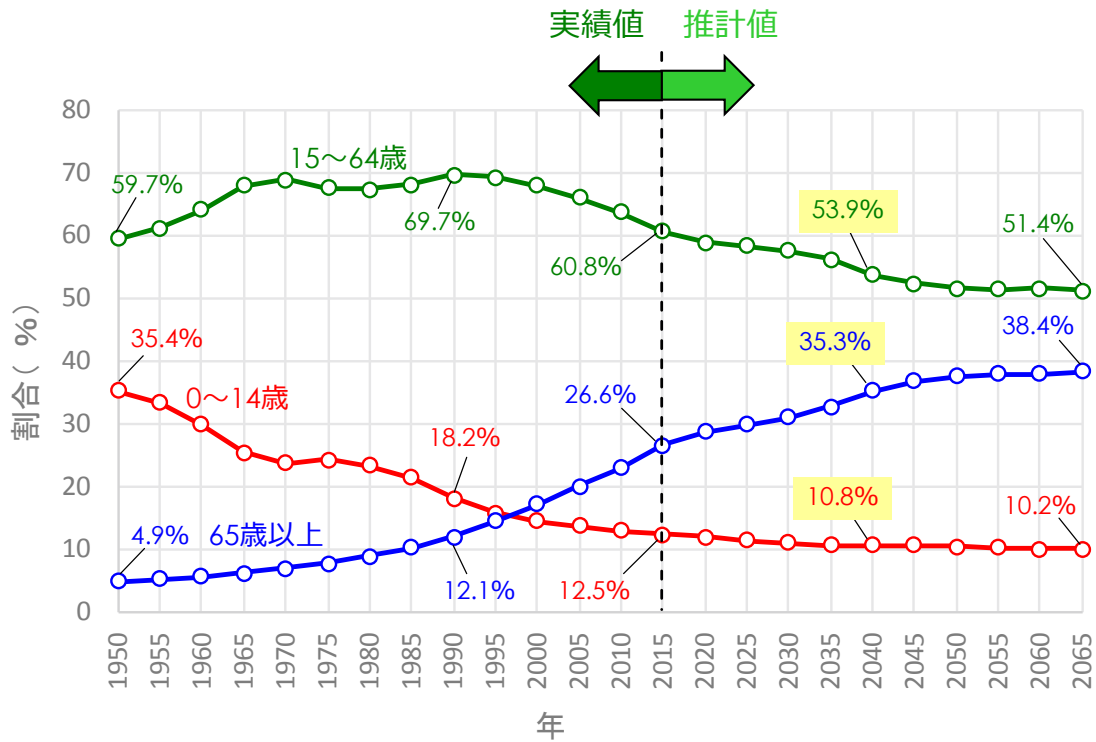
出生数と死亡数の推移（1950～2065年）



資料：厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」出生中位・死亡中位推計。

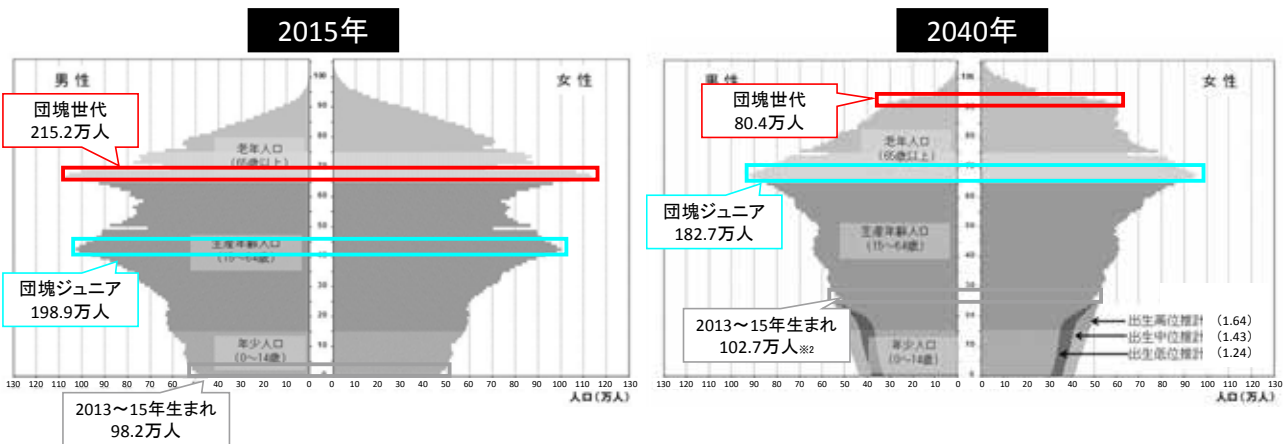
出典：総務省・第32次地方制度調査会第2回専門小委員会

年齢3区分別人口割合の推移 (1950～2065年)



資料：総務省統計局「国勢調査」，国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」出生中位・死亡中位推計。
出典：総務省・第32次地方制度調査会第2回専門小委員会

2040年に向けた人口の動向について



	出生数	2015年※1	2040年※1
団塊の世代 1947～49年生まれ	267.9万人 ～269.7万人	215.2万人 66～68歳	80.4万人 91～93歳
団塊ジュニア 1971～74年生まれ	200.1万人 ～209.2万人	198.9万人 41～44歳	182.7万人 66～69歳
【参考】 2013～15年生まれ	100.4万人 ～103.0万人	98.2万人 0～2歳	102.7万人※2 25～27歳

※1 2015年、2040年の各世代人口は各年齢の平均を記載。

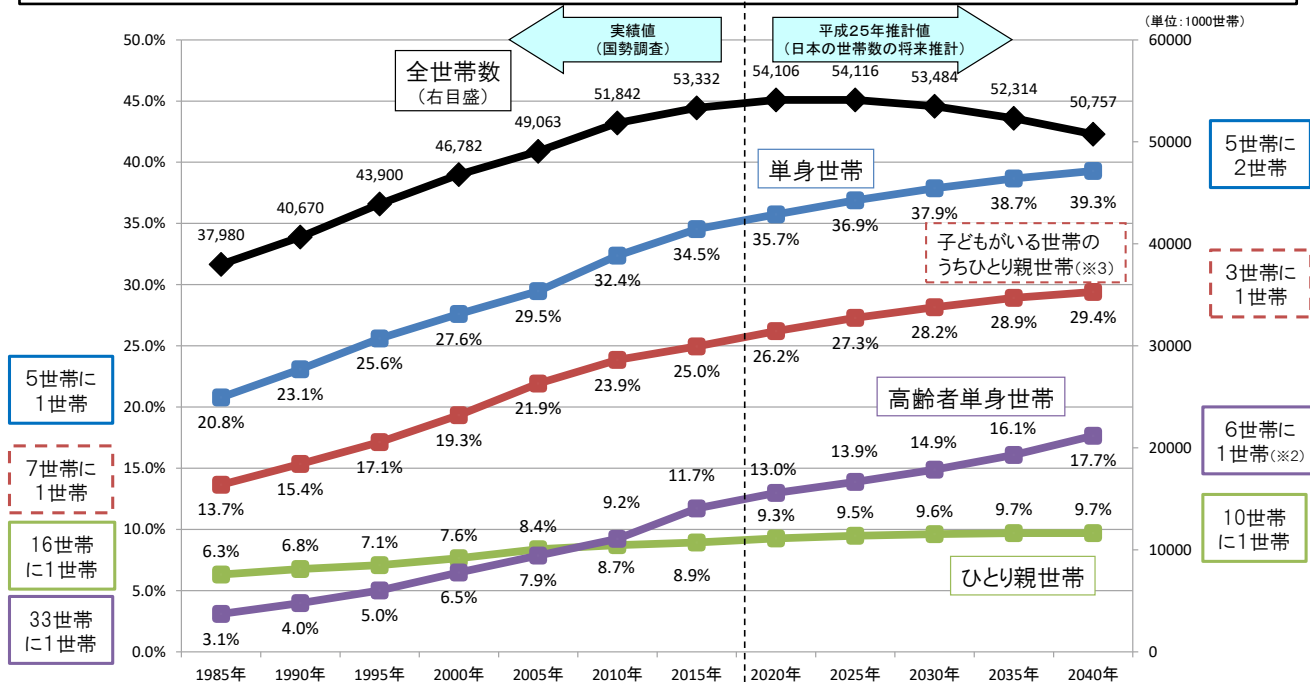
※2 日本の将来推計人口は、国籍に関わらず日本に在住する総人口を推計の対象としており、国際人口移動率(数)を仮定して推計を実施している。

出典：出生数は厚生労働省「人口動態統計調査」から作成。
2015年、2040年人口は「日本の将来推計人口（平成29年推計）」(国立社会保障・人口問題研究所)から作成

出典：総務省「第32次地方制度調査会第2回専門小委員会」

世帯構成の推移と見通し

○ 全世帯数の伸びが止まり、2025年以降は減少が見込まれる一方、単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯などは、引き続き増加することが予想されている。



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

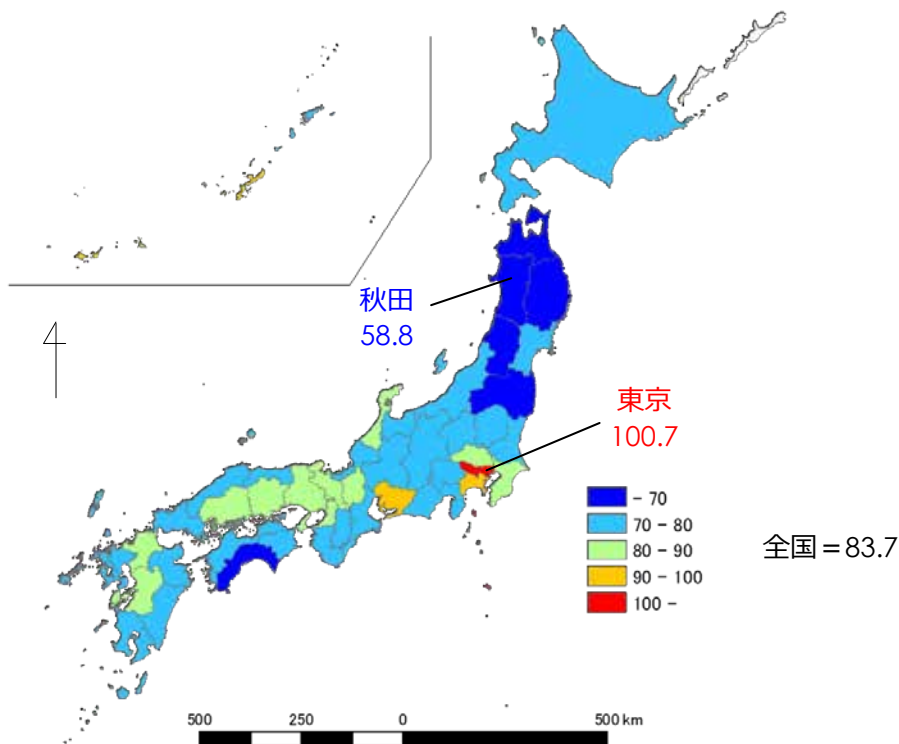
(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

(※3) 子どもがいる世帯のうちひとり親世帯=ひとり親と子の世帯/(夫婦と子の世帯+ひとり親と子の世帯)。また、子については、年齢にかかわらず、世帯主としての続き柄が「子」である者を指す。

出典：総務省・第32次地方制度調査会第2回専門小委員会

都道府県別推計結果

— 2045年の総人口指数 (2015年 = 100) —



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

出典：総務省・第32次地方制度調査会第2回専門小委員会

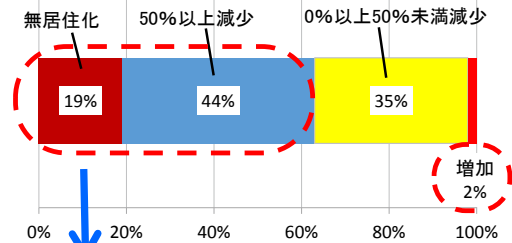
東京への人口集中と人口減少地域の増加

- 人口流入によって東京圏に人口が集中。国際的にも、首都圏への人口集中の度合いが強い。
- 一方、2050年には、人口が半分以下になる地点が6割を超え、うち2割では無居住化。

住民基本台帳転出入超過数

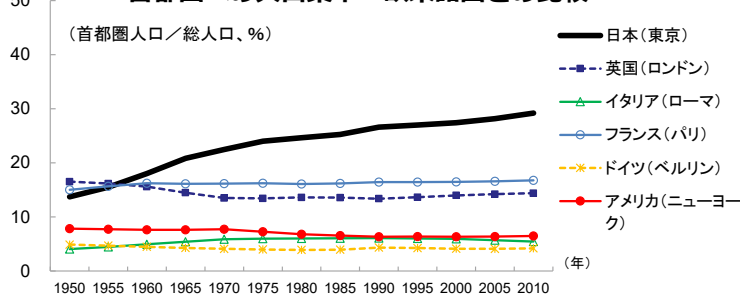


人口増減割合別の地点数 (2010年→2050年)



居住地域の2割が無居住化

首都圏への人口集中・欧米諸国との比較



(資料出所等)

左上图: 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告(2010年→2017年・日本人人口)」。なお、東京圏は東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県合計、名古屋圏は愛知県・岐阜県・三重県合計、大阪圏は大阪府・兵庫県・京都府・奈良県合計。

左下图: 国土交通省国土政策局「国土のグランドデザイン2050」(平成26年7月4日)の関連資料

右図: 総務省「国勢調査報告」、国土交通省国土政策局推計値

出典: 総務省・第32次地方制度調査会第2回専門小委員会

労働力需給推計の活用による政策シミュレーション

- 「経済成長と労働参加が進むケース」の場合、大幅な人口減少下にある2040年でも、医療・福祉の就業者数は974万人(2017年807万人)となる。また、製造業の就業者数は1011万人(2017年:1009万人)となる。

産業	年	実績			推計			
		2000年	2010年	2017年	2025年		2040年	
					経済成長と労働参加が進まないケース	経済成長と労働参加が進むケース	経済成長と労働参加が進まないケース	経済成長と労働参加が進むケース
産業別就業者数(万人)	農林水産業	326	252	218	180	201	102	135
	鉱業・建設業	658	501	493	439	452	272	288
	製造業	1,299	1,048	1,009	938	1,025	803	1,011
	食品・飲料・たばこ	160	150	143	135	136	131	133
	一般・精密機械器具	148	139	134	139	146	124	149
	電気機械器具	221	162	136	131	150	117	162
	輸送用機械器具	107	100	121	103	133	89	137
	その他の製造業	663	497	475	430	460	342	431
	電気・ガス・水道・熱供給	34	34	29	26	26	25	26
	情報通信業	157	220	207	123	232	56	224
	運輸業	334	327	324	312	312	307	313
	卸売・小売業	1,174	1,104	1,117	1,047	1,084	830	942
	金融保険・不動産業	250	246	256	246	243	234	237
	飲食店・宿泊業	363	339	333	315	321	293	307
	医療・福祉	451	653	807	863	908	910	974
	教育・学習支援	268	288	311	317	343	296	329
	生活関連サービス	169	160	154	139	139	123	126
その他の事業サービス	220	309	411	363	417	318	406	
その他のサービス	416	448	471	443	455	420	437	
公務・複合サービス・分類不能の産業	327	326	391	334	333	257	271	
産業計	6,446	6,298	6,530	6,082	6,490	5,245	6,024	
2017年との差	農林水産業				-38	-17	-116	-83
	鉱業・建設業				-54	-41	-221	-205
	製造業				-71	-16	-206	2
	食品・飲料・たばこ				-8	-7	-10	-10
	一般・精密機械器具				5	12	-10	15
	電気機械器具				-5	14	-19	26
	輸送用機械器具				-18	12	-32	16
	その他の製造業				-45	-15	-133	-44
	電気・ガス・水道・熱供給				-3	-3	-4	-3
	情報通信業				-84	25	-151	17
	運輸業				-12	-12	-17	-11
	卸売・小売業				-70	-33	-267	-175
	金融保険・不動産業				-10	-13	-22	-19
	飲食店・宿泊業				-18	-12	-40	-26
	医療・福祉				56	101	103	167
	教育・学習支援				6	32	-15	18
	生活関連サービス				-15	-15	-31	-28
その他の事業サービス				-48	6	-93	-5	
その他のサービス				-28	-16	-51	-34	
公務・複合サービス・分類不能の産業				-57	-58	-134	-120	
産業計				-448	-40	-1,285	-506	

資料出所: 2017年までの実績値は総務省「労働力調査」(労働力需給推計の表章産業区分に(独)労働政策研究・研修機構で組み替え)、2020年以降は(独)労働政策研究・研修機構推計。

※統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、製造業及び産業計とこれらの内訳の合計が必ずしも一致しない。

※「その他の製造業」は、ここで明示している製造業以外のものを指しており、日本標準産業分類のその他の製造業に加え、窯業・土石、鉄鋼、金属製品等の素材産業も含んでいる。

※労働力需給推計では、労働者派遣事業所の派遣労働者は、派遣元の産業である「その他の事業サービス」に分類されており、他の産業にはその派遣労働者は含まれていないことに留意。

なお、「労働力調査」では、2012年まで労働者派遣業の派遣労働者は、派遣元の産業ではなく、派遣先の産業に分類されていたが、2013年からは派遣先の産業に分類されるようになった。

出典: 厚生労働省「雇用政策研究会報告書」2014年

「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」に基づく
マンパワーのシミュレーション - 概要 -
(厚生労働省 平成30年5月21日)

平成30年5月21日経済財政諮問会議資料を一部改変

○ 基本となる将来見通しに加え、今後の議論に資するため、①医療・介護需要が一定程度低下した場合、②医療・介護等における生産性が向上した場合を仮定して、将来の就業者数に関するシミュレーションを実施。

【シミュレーション（1）】

○ 医療・介護需要が一定程度低下した場合

※ これまでの受療率等の傾向や今後の寿命の伸び等を考慮し、高齢期において、医療の受療率が2.5歳分程度、介護の認定率が1歳分程度低下した場合

<2040年度の変化等>

・ 医療福祉分野における就業者数：
▲81万人 [▲1.4%]

【シミュレーション（2）】

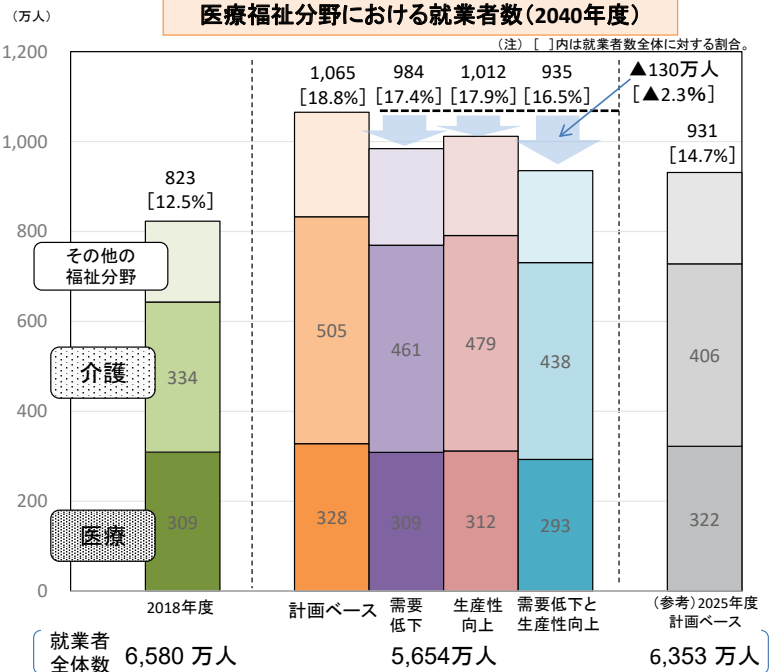
○ 医療・介護等における生産性が向上した場合

※ ICT等の活用に関する調査研究や先進事例等を踏まえ、医療・介護の生産性が各5%程度向上するなど、医療福祉分野における就業者数全体で5%程度の効率化が達成された場合

<2040年度の変化等>

・ 医療福祉分野における就業者数：
▲53万人 [▲0.9%]

※：(1)と(2)が同時には生じる場合、2040年度の変化は▲130万人[▲2.3%]



(注) 医療福祉分野における就業者の見通しについては、①医療・介護分野の就業者数については、それぞれの需要の変化に応じて就業者数が変化すると仮定して就業者数を計算。②その他の福祉分野を含めた医療福祉分野全体の就業者数については、医療・介護分野の就業者数の変化率を用いて機械的に計算。③医療福祉分野の短時間雇用者の比率等の雇用形態別の状況については、現状のまま推移すると仮定して計算。

出典：総務省・第32次地方制度調査会第2回専門小委員会

医療・介護の患者数・利用者数および就業者数の見通し

		計画ベース			
		2018年度	2025年度	2040年度	
患者数・利用者数等 (万人)	医療	入院	132	132	140
		外来	783	794	753
	介護	施設	104	121	162
		居住系	46	57	76
		在宅	353	427	509
就業者数 (万人)	医療福祉分野における就業者数	823 [12.5%]	931 [14.7%]	1,065 [18.8%]	
	医療	309	322	328	
	介護	334 (200)	406 (245)	505 (305)	
人口 (万人)	総人口	12,618	12,254	11,092	
	15～64歳	7,516(59.6%)	7,170(58.5%)	5,978(53.9%)	
	20～39歳	2,696(21.4%)	2,471(20.2%)	2,155(19.4%)	
	40～64歳	4,232(33.5%)	4,163(34.0%)	3,387(30.5%)	
	65歳～	3,561(28.2%)	3,677(30.0%)	3,921(35.3%)	
	75歳～	1,800(14.3%)	2,180(17.8%)	2,239(20.2%)	
	就業者数	6,580	6,353	5,654	

※ 患者数はある日に医療機関に入院中又は外来受診した患者数。利用者数は、ある月における介護サービスの利用者数であり、総合事業等における利用者数を含まない。
※ 就業者数欄の「医療福祉分野における就業者数」は、医療・介護分に、その他の福祉分野の就業者数等を含ませた推計値。医療分、介護分ともに、直接に医療に従事する者や介護に従事する者以外に、間接業務に従事する者も含めた数値である。[]内は、就業者数全体に対する割合。()内は、介護職員の数。なお、介護職員数は、総合事業(従前相当及び基準緩和型)における就業者数を含む。

※ 「2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)」(内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省 平成30年5月21日)より抜粋。

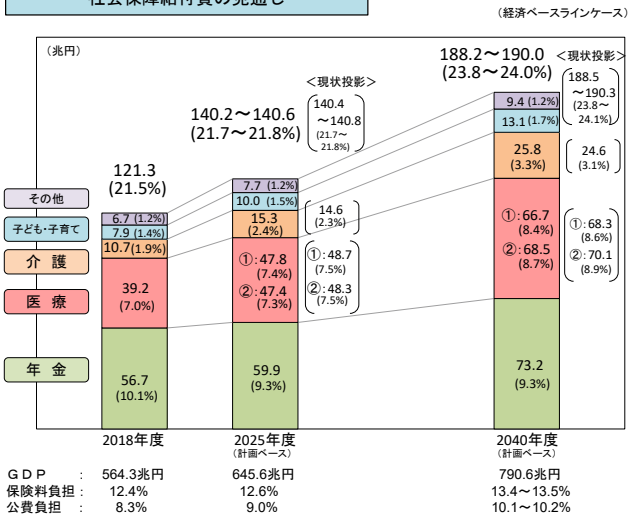
出典：総務省・第32次地方制度調査会第2回専門小委員会

社会保障給付費全体の見通し

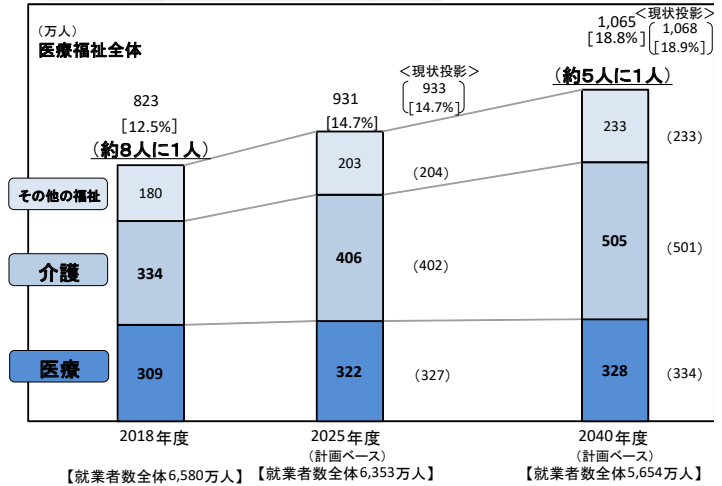
平成30年5月21日経済財政諮問会議
資料を一部改変

- 社会保障給付費の対GDP比は、2018年度の21.5%（名目額121.3兆円）から、2025年度に21.7～21.8%（同140.2～140.6兆円）となる。その後15年間で2.1～2.2%ポイント上昇し、2040年度には23.8～24.0%（同188.2～190.0兆円）となる。（計画ベース・経済ベースラインケース*）
- 経済成長実現ケース*でも、社会保障給付費の対GDP比は概ね同様の傾向で増加するが、2040年度と比較するとベースラインケースに比べて、1%ポイント程度低い水準（対GDP比22.6～23.2%（名目額210.8～215.8兆円））（計画ベース・経済成長実現ケース）。

社会保障給付費の見通し



医療福祉分野における就業者の見通し



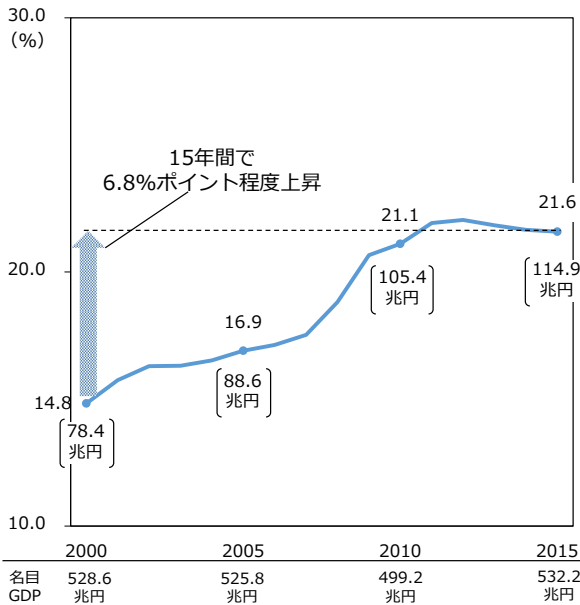
(注1) 医療については、単価の伸び率の仮定を2通り設定しており、給付費も2通り(①と②)を示している。
 (注2) 「計画ベース」は、地域医療構想に基づき(2025年度までの病床機能の分化・連携の推進、第3期医療費適正化計画による2023年度までの外来医療費の適正化効果、第7期介護保険事業計画による2025年度までのサービス量の見込みを基礎として計算し、それ以降の期間については、当該時点の年齢階級別の受療率等を基に機械的に計算。なお、介護保険事業計画において、地域医療構想の実現に向けたサービス基盤の整備については、例えば医療療養病床から介護保険施設等への転換など、現段階で見通すことが困難な要素があることに留意する必要がある。
 (注3) 医療福祉分野における就業者の見通しについては、①医療・介護分野の就業者数については、それぞれの需要の変化に応じて就業者数が変化すると仮定して就業者数を計算。②その他の福祉分野を含めた医療福祉分野全体の就業者数については、医療・介護分野の就業者数の変化率を用いて機械的に計算。③医療福祉分野の短時間雇用者の比率等の雇用形態別の状況等については、現状のまま推移すると仮定して計算。
 ※ 平成30年度予算ベースを元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成30年1月)」等を踏まえて計算。なお、医療・介護費用の単価の伸び率については、社会保障・税一体改革時の試算の仮定を使用。()内は対GDP比。[]内は就業者数全体に対する割合。保険料負担及び公費負担は対GDP比。

出典：総務省・第32次地方制度調査会第2回専門小委員会

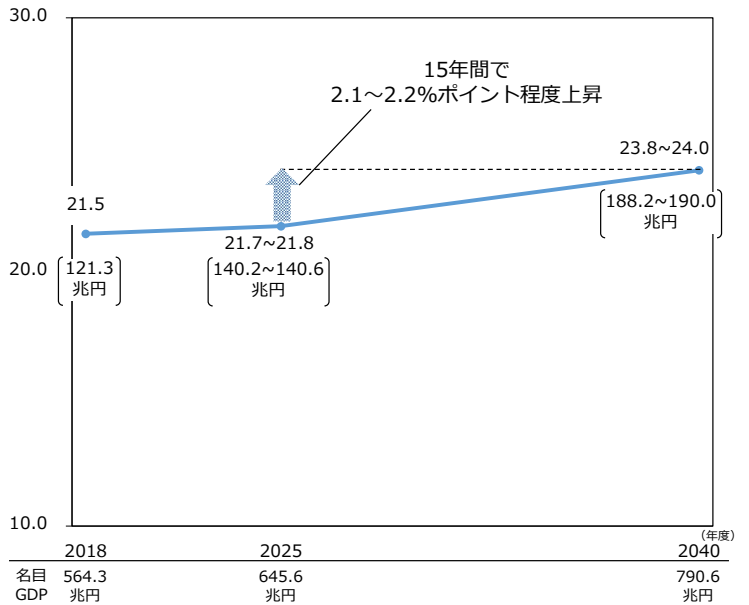
社会保障給付費対GDP比の推移（実績と将来見通し）

- 社会保障給付費の対GDP比は、2018年度の21.5%から、2025年度は21.7～21.8%、2040年度は23.8～24.0%へと上昇（経済ベースラインケース・計画ベース）。
- 2000年度から2015年度の15年間で6.8%ポイント程度上昇。2025年度から2040年度の15年間で2.1～2.2%ポイント程度の上昇。

< 2000～2015年度の社会保障給付費対GDP比 > 【実績】



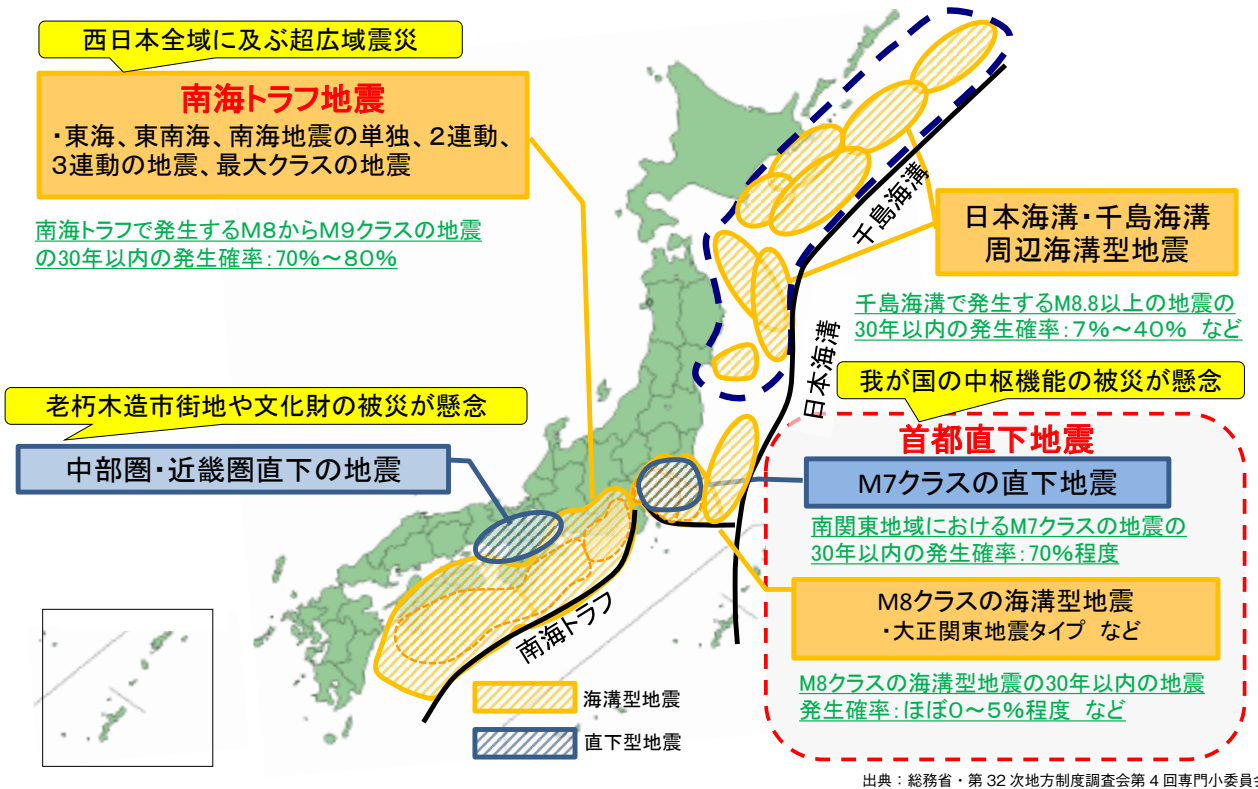
< 2018～2040年度の社会保障給付費対GDP比 > 【将来見通し】



(出典) 2000～2015年度は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」による実績値。2018年度以降は内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年度を見据えた社会保障のシミュレーション(議論の素材)」による推計値。

出典：総務省・第32次地方制度調査会第2回専門小委員会

近い将来想定される大規模地震



出典：総務省・第32次地方制度調査会第4回専門小委員会

2040年における避難行動要支援者の増加

【防災】 高齢化の進展により、避難行動要支援者(高齢者^(※1))が増加する一方、避難支援等関係者が減少することとなり、避難支援等関係者の負担が増加する。

首都直下地震・南海トラフ地震防災対策推進地域指定を県内すべての市町村が受けている自治体

	総人口(千人)			65歳以上人口(千人)			要支援者数(千人)		支援者数 ^(※2) (1人当たり・人)		
	15年	40年	増加率	15年	40年	増加率	17年	40年	17年	40年	増加率
埼玉県	7,267	6,721	0.925	1,804	2,298	1.274	444	566	13.3	9.6	0.722
千葉県	6,223	5,646	0.907	1,611	1,973	1.225	249	305	20.9	15.6	0.745
東京都	13,515	13,758	1.018	3,066	3,996	1.303	577	752	19.8	15.4	0.778
神奈川県	9,126	8,541	0.936	2,178	2,868	1.317	433	570	17.4	12.4	0.710
首都直下合計	36,131	34,666	0.959	8,659	11,135	1.286	1,703	2,193	17.662	13.140	0.744
静岡県	3,700	3,094	0.836	1,029	1,161	1.128	372	420	7.7	5.6	0.727
愛知県	7,483	7,071	0.945	1,782	2,238	1.256	490	615	12.2	9.1	0.750
三重県	1,816	1,504	0.828	507	554	1.093	143	156	10.1	7.6	0.753
滋賀県	1,413	1,304	0.923	341	427	1.252	166	208	6.9	4.5	0.651
奈良県	1,364	1,066	0.782	392	424	1.082	84	91	13.2	10.6	0.803
和歌山県	964	734	0.761	298	286	0.960	50	48	15.9	12.7	0.795
徳島県	756	574	0.759	234	230	0.983	60	59	10.2	7.8	0.767
香川県	976	815	0.835	292	301	1.031	35	36	23.3	19.1	0.819
愛媛県	1,385	1,081	0.781	424	432	1.019	107	109	10.4	7.9	0.764
高知県	728	536	0.736	240	221	0.921	58	53	10.1	8.1	0.798
宮崎県	1,104	877	0.794	326	339	1.040	38	40	24.1	18.5	0.769
南トラ合計	21,689	18,656	0.860	5,865	6,613	1.128	1,603	1,835	10.8	8.1	0.747
全国	127,095	110,919	0.873	33,868	39,206	1.158	7,369	8,531	14.1	10.6	0.753

出典：総人口、65歳以上人口は「日本の将来推計人口(平成30年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)から作成

2017年の要支援者数は「避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果」(平成29年11月2日消防庁)から作成

(※1) 避難行動要支援者とは、「避難に支援を要する者」として各自治体が地域防災計画に定めている者をいい、必ずしも65歳以上の高齢者すべてが含まれるものではなく、障害者等の高齢者以外の者も含まれている。上表における2040年の要支援者数は、65歳以上人口の増加率を乗じたものであり、実際の要支援者数とはかい離がある。

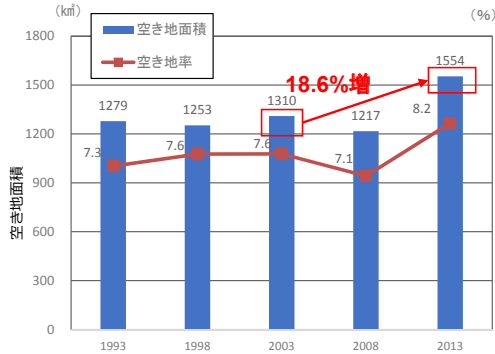
(※2) [支援者数] = ([総人口] - [要支援者数] - [0~14歳人口]) ÷ [要支援者数]

(出典：[0~14歳人口]は「日本の将来推計人口(平成30年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)から作成)

出典：総務省・第32次地方制度調査会第4回専門小委員会

- 全国の空き地は増加傾向。特に過去10年間で空き地面積は約2割増。
- 直近の空き家総数 (= 広義の空き家数) は846万戸 (H30) で、過去20年で約1.5倍に増加 (576万戸→846万戸)。

【全国の空き地面積と空き地率】

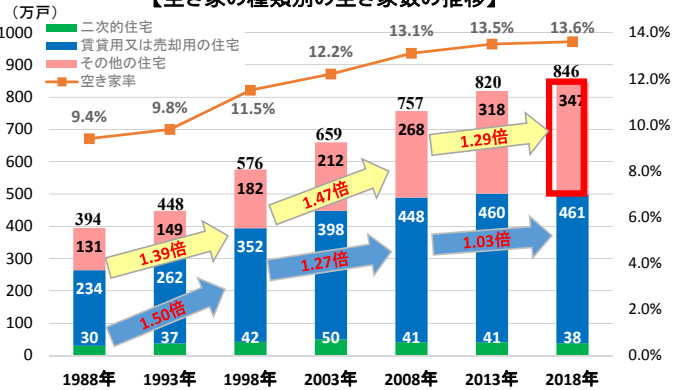


(注1) 本調査における「空き地」には原野、荒地、池沼などを含む
(注2) 2008年の数値は過小推計となっている可能性があることに留意。

※「空き地率」=①÷②
①法人土地・建物基本調査における「空き地」/「宅地など」
「空き地」：空き地 (未着工の建設予定地を含む)
「宅地など」：農地、林地、鉄道・送配電等以外の土地、工業用地、駐車場、資材置場、空地、墓地、公園、原野などが含まれる。
②住宅・土地統計調査における「利用していない」/「宅地など」
「利用していない」：空き地、原野など、特に利用していない土地 (荒地、池沼などを含む。)
「宅地など」：現住居の敷地、住宅用地、事業用地、原野、荒地、湖沼などの土地 (農地・山林以外)

(出典) 国土交通省「土地基本調査」

【空き家の種類別の空き家数の推移】



【出典】住宅・土地統計調査 (総務省)

【空き家の種類】
二次的住宅：別荘及びその他 (たまたま寝泊りする人がいる住宅)
賃貸用又は売却用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅
その他の住宅：上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

出典：第32次地方制度調査会第3回総会

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果 (平成27年4月～平成31年3月)

【平成27年度～平成30年度】

- 施行後4年間で新規相談受付件数 (延べ件数) は、約91.6万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約27.1万件。
- 包括的な支援の提供により、約12.6万人が就労・増収につながった。

【平成30年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後3年間に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値 (人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	H30年度 目安値	新KPI (令和元年度)
新規相談 受付件数	20件	22件	24件	26件	年間25万人 →人口10万人・1ヶ月当たり に換算すると16件
プラン作成 件数	10件	11件	12件	13件	新規相談件数の50%
就労支援 対象者数	6件	7件	7件	8件	プラン作成件数の60%
就労・増収 率	40%	42%	70%	75%	75%
ステップ アップ率	-	-	80%	90%	プラン作成者のうち自立に向けた 改善が見られた者の割合85% (※令和2年度より 90%)

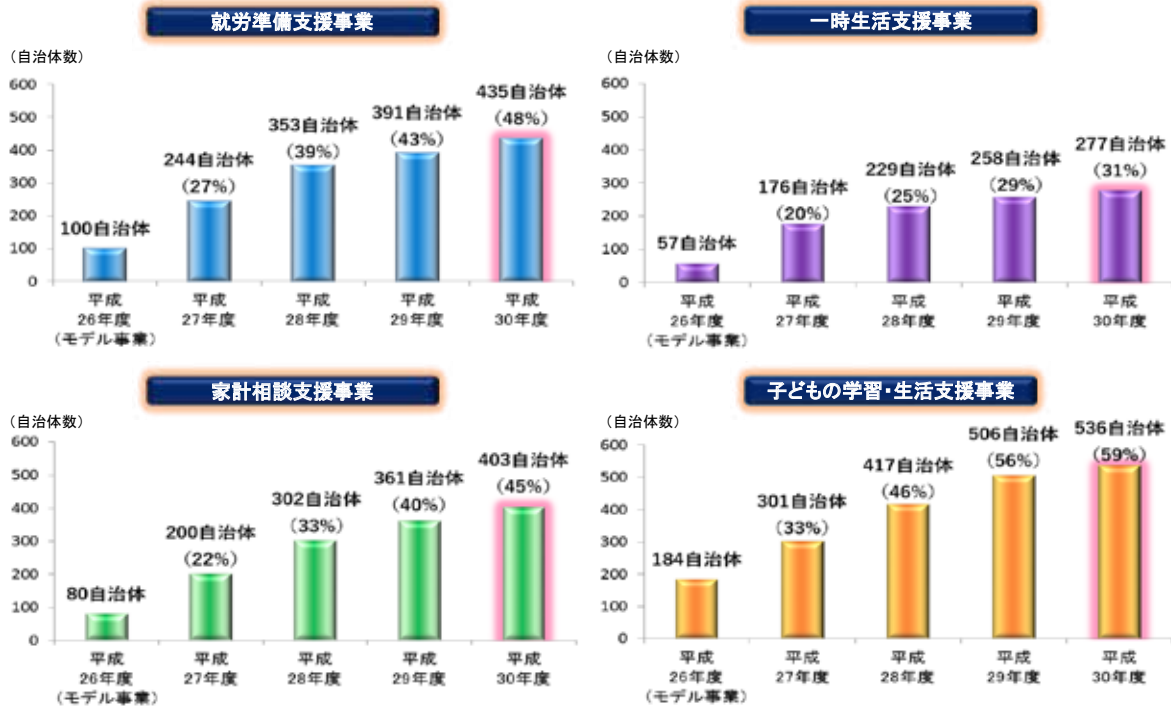
支援状況調査集計結果 (H27.4～H31.3)

年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 =(②+③)/①
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		(①)	人口 10万人 あたり	うち 就労支援対象 プラン作成者分 (②)	人口 10万人 あたり	うち 就労支援対象 プラン作成者分 (③)		
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	-	6,946	-	-
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%

出典：厚生労働省・令和元年度社会・援護局主管課長会議資料

任意事業の実施状況について

○ 平成30年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、全事業において増加している。

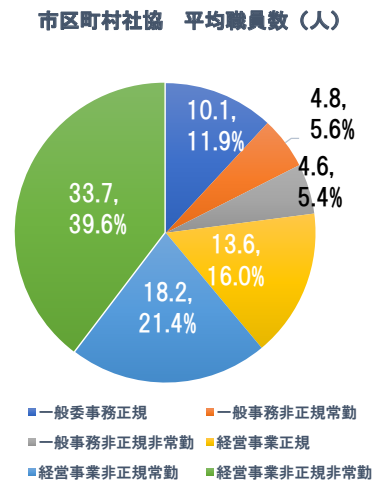


(出展) 平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度の実績は生活困窮者自立支援室調べ。
出典：厚生労働省・令和元年度社会・援護局主管課長会議資料

市区町村社会福祉協議会の状況

- 役割： 地域の社会福祉活動実践の拠点（社会福祉法第109条）
- 市区町村社協の職員数の合計は13万1,236人（H30/1/1）
- 1社協あたり75.6人。そのうち正規職員は23.7人（職員の3割程度）であり、2割は兼務している。
- 1社協あたり51.9人（7割弱）が非正規職員であり、さらにそのうち非常勤職員が33.7人にのぼる（平均職員数の4割以上が非正規かつ非常勤）
- 市区町村社協の職員の多くを占めるのは介護保険サービス担当職員（34.0人、職員数の45%）であり、ついで在宅サービス担当職員（12.4人、16%）と現業部門が多い。

	正規職員		非正規職員		合計
	兼務者数	常勤	常勤	非常勤	
1. 事務局長（事務局組織全体を代表する方）	0.7人	0.2人	0.3人	0.02人	1.0人
2. 法人運営部門職員	2.9人	0.8人	0.9人	0.4人	4.2人
3. 地域福祉活動専門員等の地域福祉推進部門職員	2.8人	1.6人	1.2人	0.9人	4.9人
4. ボランティア・市民活動センター職員	0.7人	0.4人	0.4人	0.2人	1.3人
5. 福祉サービス利用支援部門職員（①+②）	3.0人	0.7人	2.0人	3.1人	8.1人
①日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害者相談支援事業、生活困窮者自立支援事業等	2.8人	0.7人	1.7人	2.8人	7.3人
②1以外の相談担当	0.2人	0.1人	0.3人	0.3人	0.8人
6. 介護保険サービス担当職員	9.2人	1.0人	7.7人	17.1人	34.0人
7. 障害福祉サービス担当職員	1.5人	0.3人	1.5人	2.6人	5.6人
8. 6. 7. 以外の在宅サービス事業担当	1.8人	0.1人	3.2人	7.5人	12.4人
9. 会館運営事業担当職員	0.1人	0.0人	0.3人	0.8人	1.3人
10. その他職員	0.9人	0.10人	0.8人	1.1人	2.8人
合計	23.7人	4.8人	18.2人	33.7人	75.6人



出典：「平成29年度市区町村社会福祉協議会職員状況報告書」

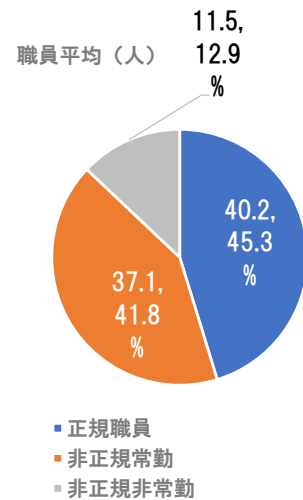
都道府県社会福祉協議会の状況

- 役割：広域的見地から必要な社会福祉活動の推進（社会福祉法第110条）
- 令和元年度の職員総数は4,185人で、1社協あたりの職員総数の平均は89.0人（前年度比1.1人増）。最大値は717人となっている。
- 雇用・勤務形態別の構成については、正規職員が45.3%（30年度：45.1%）、非正規職員が54.7%（30年度53.6%）であった。補助金等を人件費財源とする職員の数3,072人で全体の73.4%、30年度の68.7%から、4.7%増となった。

都道府県社協職員数の推移

（単位：「構成比」を除き「人」）

	総数	正規職員	非正規職員		うち補助金・委託金による職員
			常勤	非常勤	
令和元年度					
総数	4,185	1,894	1,749	542	3,072
構成比	100%	45.3%	41.8%	12.9%	73.4%
平均	89.0	40.2	37.1	11.5	65.3
中央値	70	30	34	3	54
最大値	717	385	197	135	478
最小値	30	17	0	0	0
平成30年度					
総数	4,133	1,866	1,740	527	2,838
構成比	100%	45.1%	42.1%	11.5%	68.7%
平均	87.9	39.7	37.0	11.5	61.7



出典：「都道府県・指定都市社協 令和元年度取り組み課題等に関する調査結果」をもとに作図

指定都市社会福祉協議会の状況

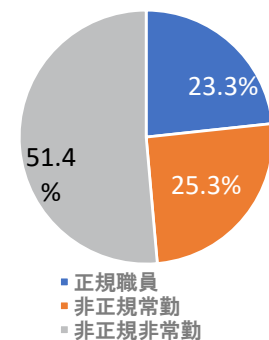
- 役割
広域的見地から必要な社会福祉活動の推進 ※都道府県社協の役割に準ずる
介護保険サービス、地域包括支援センター、障害者サービス等の事業を実施している社協も多い
- 職員総数は11,688人で、1社協あたりの職員総数の平均は584.4人（前年度比40.2人増）。
- 雇用・勤務形態別の構成については、非正規非常勤職員が6,004人（51.4%）と半数以上を占めており、正規職員が2,725人（23.3%）、非正規常勤職員が2,959人（25.3%）となっている。補助金等を人件費財源とする職員の数も7,332人（62.7%）と半数以上を占めている。

指定都市社協職員数の推移

（単位：「構成比」を除き「人」）

	総数	正規職員	非正規職員		うち補助金・委託金による職員
			常勤	非常勤	
令和元年度					
総数	11,688	2,725	2,959	6,004	7,332
構成比	100%	23.3%	25.3%	51.4%	62.7%
平均	584.4	136.2	94.6	325.1	329.0
中央値	305.5	77.5	99.5	158	207
最大値	1,699	510	478	1,103	1,562
最小値	76	21	1	3	56
平成30年度					
総数	10,884	2,491	1,891	6,502	6,584
構成比	100%	22.9%	17.4%	59.7%	60.5%
平均	544.2	124.6	94.6	325.1	329.0

職員平均

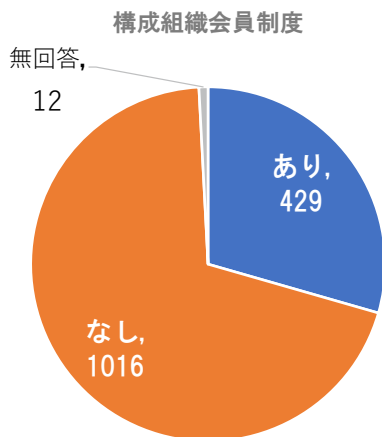


出典：「都道府県・指定都市社協 令和元年度取り組み課題等に関する調査結果」をもとに作図

市区町村社協の会員制度および財源等について

1. 構成組織（団体）会員制度

構成員組織（団体）会員制度が「あり」と回答した社協は29.4%（429社協）である。参画している主な組織（団体）は、「民生委員・児童委員（協議会）」70.9%、「社会福祉法人」68.5%、「町内会・自治会」65.7%、「老人クラブ」65.0%など。



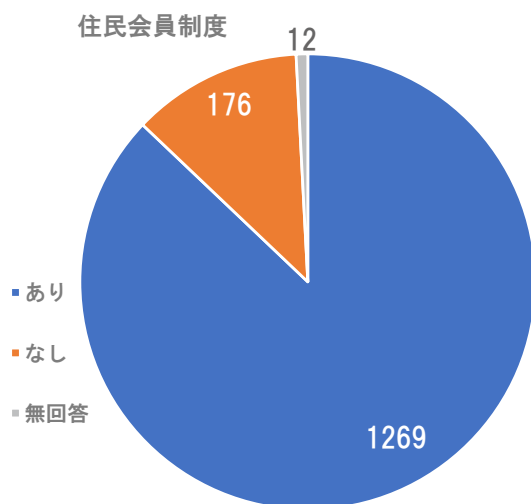
出典：「社会福祉協議会活動実態調査報告書2015」

	全体	あり	なし	無回答
地域福祉推進基礎組織	429	181	215	33
	100.0	42.2	50.1	7.7
町内会・自治会	429	282	125	22
	100.0	65.7	29.1	5.1
まちづくり協議会	429	38	347	44
	100.0	8.9	80.9	10.3
老人クラブ	429	279	124	26
	100.0	65.0	28.9	6.1
民生委員・児童委員(協議会)	429	304	104	21
	100.0	70.9	24.2	4.9
社会福祉法人	429	294	111	24
	100.0	68.5	25.9	5.6
社会福祉法人以外で社会福祉事業を営む者	429	170	225	34
	100.0	39.6	52.4	7.9
当事者及び家族の団体	429	260	144	25
	100.0	60.6	33.6	5.8
女性団体・青年団体	429	218	177	34
	100.0	50.8	41.3	7.9
NPO法人(上記以外)	429	171	229	29
	100.0	39.9	53.4	6.8
ボランティアグループ(上記以外)	429	247	156	26
	100.0	57.6	36.4	6.1
行政	429	170	222	37
	100.0	39.6	51.7	8.6
保健・医療関係団体	429	201	195	33
	100.0	46.9	45.5	7.7
教育関係団体	429	156	235	38
	100.0	36.4	54.8	8.9
協同組合(農協・生協・漁協)	429	120	272	37
	100.0	28.0	63.4	8.6
経済・労働等関係分野団体	429	159	232	38
	100.0	37.1	54.1	8.9
住宅・環境等の生活関連領域の関係団体	429	51	334	44
	100.0	11.9	77.9	10.3
その他	429	116	254	59
	100.0	27.0	59.2	13.8

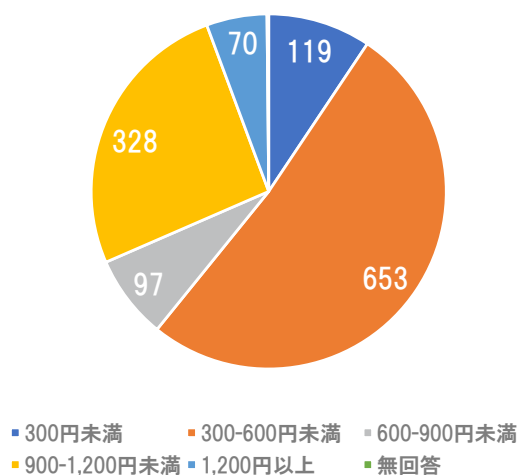
上段：社協数、下段：%

2-1 住民会員制度（全住民を呼びかけ対象とするもの）

全住民を呼びかけ対象としている住民会員制度が「ある」社協は、1,269社協、87.1%。住民会員の会費額は、「300-600円未満」が最も多く51.5%で過半数を占める。次いで「900-1,200円未満」が25.8%となっている。



H27住民会員制度の会費額（社協数）

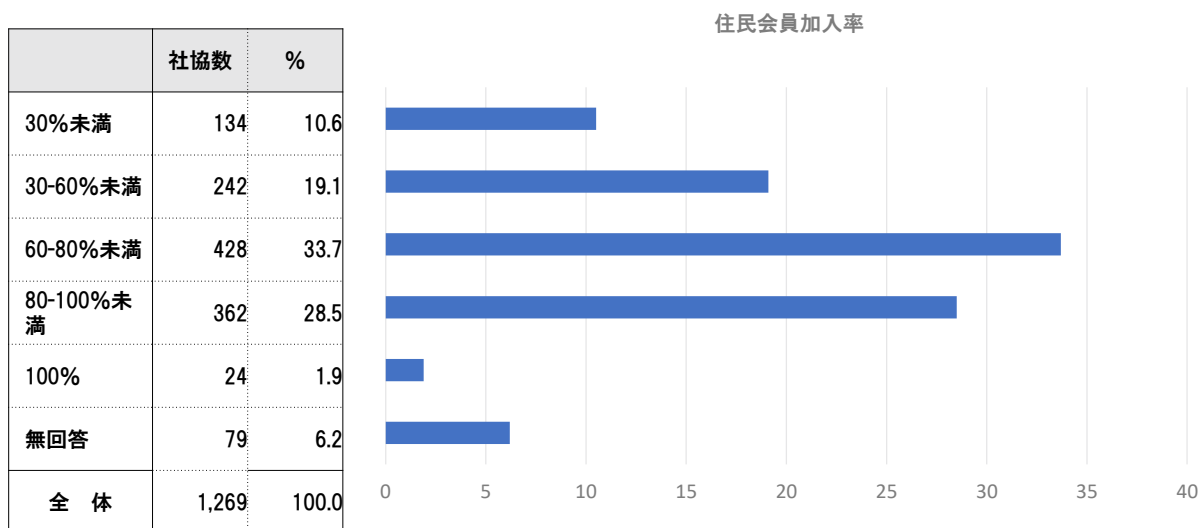


出典：「社会福祉協議会活動実態調査報告書2015」をもとに作図

2-2 住民会員の加入率

平成26年度の加入率は、「60-80%未満」が最も多く33.7%、次いで「80-100%未満」28.5%、「30-60%未満」19.1%などとなっている。

住民会員の募集及び会費の受領方法としては、「自治会」を通じて集めている社協が最も多く85.4%を占める。「社協職員が直接徴収」している社協は、28.4%となっている。



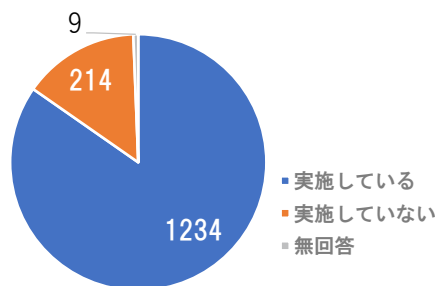
※(住民会員世帯数/全世帯数)又は(住民会員数/対象者である住民数)

出典：「社会福祉協議会活動実態調査報告書2015」

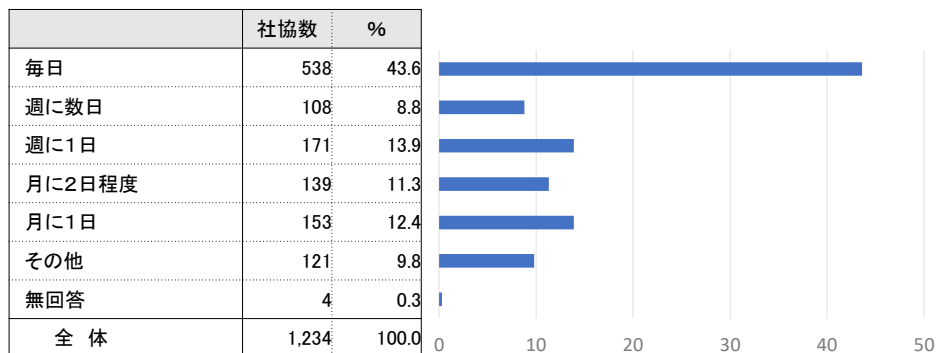
市区町村社会福祉協議会事業の実態

1. 総合相談

対象を限定しないあらゆる相談に対応する総合相談事業を84.7%の社協が実施



実施頻度は「毎日」が多く43.6%、次いで「週1回」13.9%となっている。



出典：「社会福祉協議会活動実態調査報告書2015」

相談体制は、地域の実情に応じてさまざま。

心配ごと相談	1,019社協	65.0%
福祉総合相談	861社協	54.9%
子育て相談	279社協	21.1%
相談機関のネットワーク化	285社協	21.5%

総合相談事業（福祉総合相談および心配ごと相談）の実績（H26）

	年間(A)	月間(A/12)
総数(件数)	466,264	38,855
平均(件数)	385.3	32.1
回答社協数	1,210	

※無回答24社協

分野や対象者別の相談の実施の状況は、「生活福祉資金に関する相談」が最も多く74.5%、次いで「権利擁護・成年後見制度に関する相談」57.4%、「高齢者（家族も含む）に関する相談」45.0%など。

分野別の相談実施の有無

	全体	あり	なし	無回答
障害者(家族も含む)に関する相談	1,457	565	821	71
	100.0	38.8	56.3	4.9
高齢者(家族も含む)に関する相談	1,457	656	732	69
	100.0	45.0	50.2	4.7
子ども・子育てに関する相談	1,457	386	996	75
	100.0	26.5	68.4	5.1
権利擁護・成年後見制度に関する相談	1,457	836	559	62
	100.0	57.4	38.4	4.3
生活福祉資金に関する相談	1,457	1,086	320	51
	100.0	74.5	22.0	3.5
法律相談	1,457	650	740	67
	100.0	44.6	50.8	4.6
その他	1,457	302	949	206
	100.0	20.7	65.1	14.1

上段：社協数、下段：%

出典：「社会福祉協議会活動実態調査報告書2015」

2. 地域福祉コーディネーターの配置

「専任で配置している」10.4%、「他業務と兼任で配置している」42.8%と、53.2%の776社協で地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーを配置している。

	社協数	%
専任で配置している	152	10.4
他業務と兼任で配置している	624	42.8
配置していない	672	46.1
無回答	9	0.6
全体	1,457	100.0

地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの兼任の状況をみると、「コミュニティワーカー（地域担当）との兼任」が最も多く60.4%、次いで「生活支援コーディネーターとの兼任」が25.3%、「生活困窮者自立支援事業の相談支援員との兼任」が23.9%となっている。

	全体	あり	なし	無回答
コミュニティワーカー(地域担当)との兼任	624	377	225	22
	100.0	60.4	36.1	3.5
生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)との兼任	624	158	439	27
	100.0	25.3	70.4	4.3
生活困窮者自立支援事業の相談支援員との兼任	624	149	449	26
	100.0	23.9	72.0	4.2
その他の業務と兼任	624	530	74	20
	100.0	84.9	11.9	3.2

上段：社協数、下段：%

出典：「社会福祉協議会活動実態調査報告書2015」

3. 介護保険事業の実施

介護給付サービスの実施率は、「訪問介護」69.9%、「居宅介護支援」69.2%、「通所介護」48.2% など

全体=1,457社協	指定事業者である	基準該当事業者である	事業者である市区町村自治体から受託して実施	実施率
訪問介護	977	29	11	1,017
	67.1	2.0	0.8	69.9
訪問入浴介護	284	33	0	317
	19.5	2.3	0.0	21.8
訪問看護	48	18	1	67
	3.3	1.2	0.1	4.6
訪問リハビリテーション	1	18	0	19
	0.1	1.2	0.0	1.3
通所介護	651	19	32	702
	44.7	1.3	2.2	48.2
通所リハビリテーション	4	18	0	22
	0.3	1.2	0.0	1.5
短期入所生活介護	52	36	2	90
	3.6	2.5	0.1	6.2
短期入所療養介護	2	19	0	21
	0.1	1.3	0.0	1.4
特定施設入居者生活介護	10	19	0	29
	0.7	1.3	0.0	2.0
福祉用具貸与	63	20	9	92
	4.3	1.4	0.6	6.3
特定福祉用具販売	23	18	0	41
	1.6	1.2	0.0	2.8
認知症対応型通所介護	72	17	2	91
	4.9	1.2	0.1	6.2
小規模多機能型居宅介護	44	19	1	64
	3.0	1.3	0.1	4.4
認知症対応型共同生活介護	44	18	1	63
	3.0	1.2	0.1	4.3
夜間対応型訪問介護	10	19	0	29
	0.7	1.3	0.0	2.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	19	0	22
	0.2	1.3	0.0	1.5
看護小規模多機能型居宅介護	0	18	0	18
	0.0	1.2	0.0	1.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	5	18	0	23
	0.3	1.2	0.0	1.5
居宅介護支援	986	13	9	1,008
	67.7	0.9	0.6	69.2
介護老人福祉施設	37	20	4	61
	2.5	1.4	0.3	4.2
介護老人保険施設	5	20	1	26
	0.3	1.4	0.1	1.8

出典：「社会福祉協議会活動実態調査報告書2015」

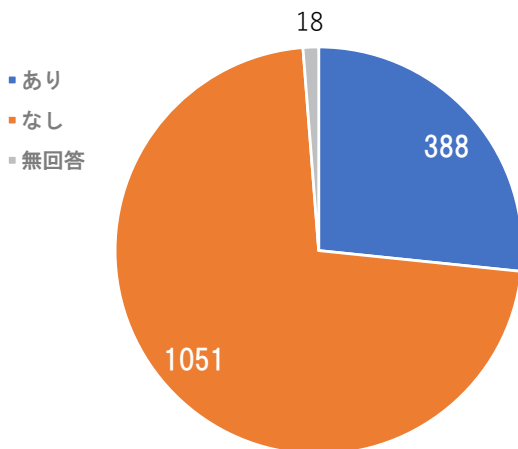
上段：社協数、下段：%

4. 地域包括支援センターの実施

地域包括支援センターを受託している社協は26.6%（388社協）

受託の状況を見ると、「市区町村内に複数設置のセンターの一部を社協が受託」が最も多く51.5%、次いで「市区町村内に1か所のみ設置の地域包括支援センターを社協が受託」が43.0%となっている。「市区町村内に複数設置のセンターの全てを社協が受託」している社協は3.6%である。

地域包括支援センターの受託



地域包括支援センターの受託状況

	社協数	%
市区町村内に1か所のみ設置の地域包括支援センターを社協が受託	167	43.0
市区町村内に複数設置のセンターの一部を社協が受託	200	51.5
市区町村内に複数設置のセンターの全てを社協が受託	14	3.6
無回答	7	1.8
全体	388	100.0

出典：「社会福祉協議会活動実態調査報告書2015」

5. 高齢者福祉サービス

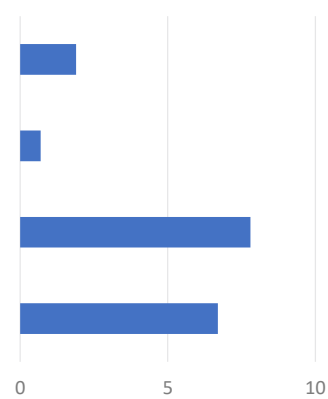
養護老人ホームを運営している社協は27、1.9%

軽費老人ホーム（ケアハウス含む）を運営している社協は10、0.7%

高齢者生活支援センター（生活支援ハウス）を運営している社協は114、7.8%

在宅介護支援センターを運営している社協は97、6.7%

	全体	あり	なし	無回答
①養護老人ホームの運営	1,457	27	1,402	28
	100.0	1.9	96.2	1.9
②軽費老人ホーム(ケアハウス含む)の運営	1,457	10	1,418	29
	100.0	0.7	97.3	2.0
③高齢者生活支援センター(生活支援ハウス)の運営	1,457	114	1,314	29
	100.0	7.8	90.2	2.0
④老人(在宅)介護支援センターの運営	1,457	97	1,330	30
	100.0	6.7	91.3	2.1



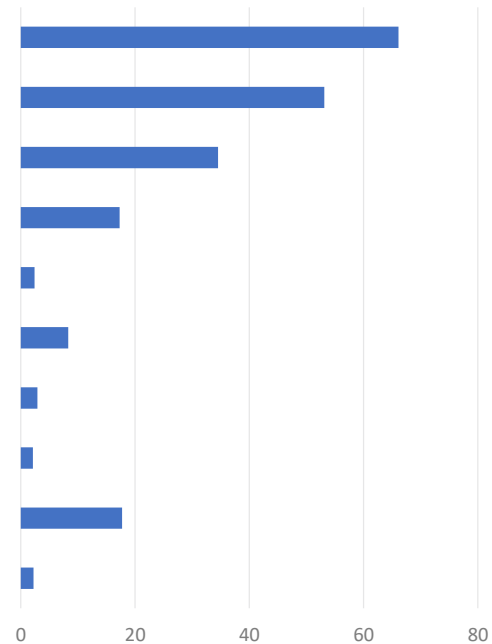
上段：社協数、下段：%

出典：「社会福祉協議会活動実態調査報告書2015」

6. 障害者総合支援法による障害福祉サービス

自立支援給付における介護給付サービスの実施は「居宅介護（ホームヘルプ）」66.1%、「重度訪問介護」53.1%、「同行援護」34.5%、「生活介護」17.7%

全体=1,457社協	指定事業者である	基準該当事業者である	事業者である市区町村自治体から受託して実施	実施率
居宅介護(ホームヘルプ)	925	28	10	963
	63.5	1.9	0.7	66.1
重度訪問介護	750	21	3	774
	51.5	1.4	0.2	53.1
同行援護	464	28	12	504
	31.8	1.9	0.8	34.5
行動援護	210	35	7	252
	14.4	2.4	0.5	17.3
重度障害者等包括支援	5	29	2	36
	0.3	2.0	0.1	2.4
児童デイサービス(障害児通所支援)	70	36	14	120
	4.8	2.5	1.0	8.3
短期入所(ショートステイ)	10	30	1	41
	0.7	2.1	0.1	2.9
療養介護	1	28	1	30
	0.1	1.9	0.1	2.1
生活介護	137	100	20	257
	9.4	6.9	1.4	17.7
施設入所支援	3	29	0	32
	0.2	2.0	0.0	2.2



上段：社協数、下段：%

出典：「社会福祉協議会活動実態調査報告書2015」

障害者総合支援法による地域生活支援事業の実施状況をみると、「移動支援事業」が最も多く40.2%、次いで「相談支援事業」27.2%、「コミュニケーション支援事業」10.5%、日中一時支援事業」10.4%などとなっている。

	全 体	あり	なし	無回答
相談支援事業<再掲>	1,457	397	1,033	27
	100.0	27.2	70.9	1.9
コミュニケーション支援事業<再掲>	1,457	153	1,226	78
	100.0	10.5	84.1	5.4
日常生活用具給付等事業	1,457	38	1,363	56
	100.0	2.6	93.5	3.8
移動支援事業	1,457	586	815	56
	100.0	40.2	55.9	3.8
地域活動支援センター機能強化事業	1,457	71	1,330	56
	100.0	4.9	91.3	3.8
福祉ホーム事業	1,457	4	1,395	58
	100.0	0.3	95.7	4.0
地域生活支援事業による訪問入浴サービス	1,457	129	1,271	57
	100.0	8.9	87.2	3.9
身体障害者自立支援事業	1,457	64	1,332	61
	100	4.4	91.4	4.2
重度障害者在宅就労促進特別事業(バーチャル工房支援事業)	1,457	2	1,397	58
	100.0	0.1	95.9	4.0
地域生活支援事業による生活支援事業	1,457	70	1,328	59
	100.0	4.8	91.1	4.0
日中一時支援事業	1,457	152	1,246	59
	100.0	10.4	85.5	4.0
生活サポート事業	1,457	108	1,294	55
	100.0	7.4	88.8	3.8
社会参加促進事業	1,457	144	1,257	56
	100.0	9.9	86.3	3.8
地域移行のための安心生活支援事業	1,457	40	1,367	50
	100.0	2.7	93.8	3.4
障害児支援体制整備事業	1,457	13	1,390	54
	100.0	0.9	95.4	3.7

上段：社協数、下段：%

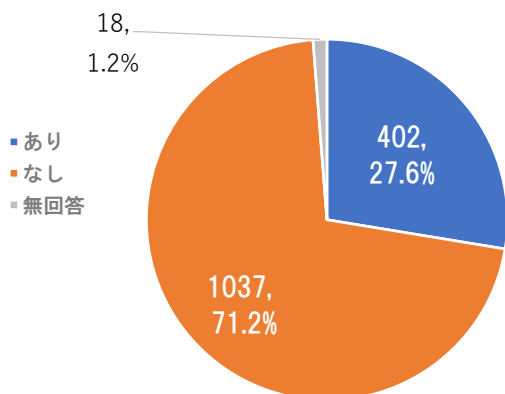
出典：「社会福祉協議会活動実態調査報告書2015」

7. 社協が運営している住民参加型在宅福祉サービス

○社協が運営している住民参加型在宅福祉サービスが「あり」と回答した社協は27.6%

○住民参加型在宅福祉サービスを実施している社協において、介護保険制度の総合事業における生活支援・介護予防サービスとしての位置づけをみると、「訪問型サービスA」は8.0%、「訪問型サービスB」は9.2%になっている。

社協が運営している住民参加型在宅福祉サービスの有無

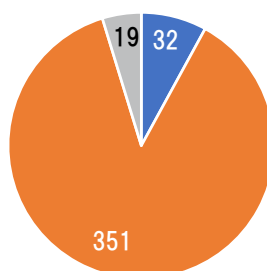


生活支援・介護予防サービスとしての位置づけの有無

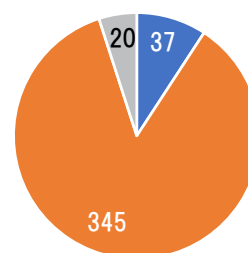
	全 体	あり	なし	無回答
訪問型サービスA	402	32	351	19
	100.0	8.0	87.3	4.7
訪問型サービスB	402	37	345	20
	100.0	9.2	85.8	5.0

上段：社協数、下段：%

<訪問型サービスA>



<訪問型サービスB>

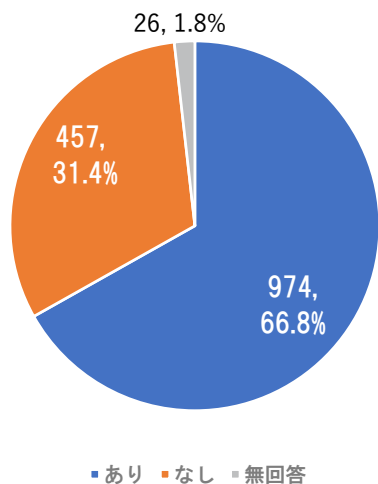


出典：「社会福祉協議会活動実態調査報告書2015」

8. 見守り支援活動（小地域ネットワーク活動）

- 見守り支援活動は66.8%（974社協）で実施されている。
- 見守り支援活動をしている社協の対象世帯の総数は219万8,278世帯。1社協あたり平均2,257世帯となっている。
- 活動対象別の内訳をみると、「ひとり暮らし高齢者」が49.0%と最も多く、次いで「高齢者のみ世帯」28.5%、「身体障害児者」5.6%、「要介護高齢者」5.2%などである。

見守り支援活動の有無



活動対象者別の内訳

	社協数	世帯数	割合	平均(世帯)
ひとり暮らし高齢者	974	616,360	49.0%	632.8
高齢者のみ世帯	974	358,331	28.5%	367.9
要介護高齢者	974	64,979	5.2%	66.7
身体障害児者	974	70,160	5.6%	72.0
知的障害児者	974	9,847	0.8%	10.1
精神障害者	974	7,046	0.6%	7.2
ひとり親(母子)家庭	974	21,269	1.7%	21.8
ひとり親(父子)家庭	974	2,875	0.2%	3.0
複合型	974	17,764	1.4%	18.2
その他	974	88,656	7.1%	91.0
合計	974	1,257,287	100.0%	1290.8

※対象世帯の総数のうち、活動対象別の内訳の回答があったものを集計

出典：「社会福祉協議会活動実態調査報告書2015」

9. ふれあい・いきいきサロン

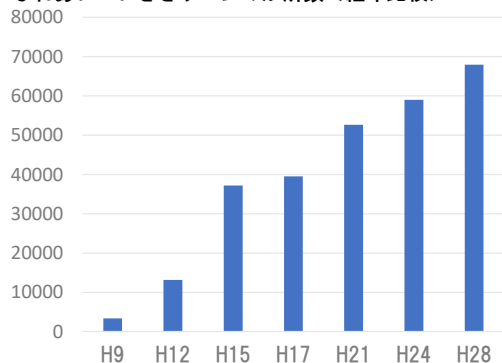
ふれあい・いきいきサロンの主な対象としては、「高齢者」が最も多く82.1%、次いで「複合型」8.1%、「子育て家庭」6.1%となっている。

平均して週1回以上開催しているサロンがある社協は53.3%（5,590か所）である。

ふれあい・いきいきサロンのか所数

	社協数	か所数	割合	平均
高齢者	1,316	55,721	82.1%	42.3 か所
身体障害者	1,316	268	0.4%	0.2 か所
知的障害者	1,316	170	0.3%	0.1 か所
精神障害者	1,316	175	0.3%	0.1 か所
ひきこもり	1,316	51	0.1%	0.0 か所
子育て家庭	1,316	4,134	6.1%	3.1 か所
複合型	1,316	5,479	8.1%	4.2 か所
その他	1,316	1,905	2.8%	1.4 か所
全体	1,316	67,903	100.0%	51.6 か所

ふれあい・いきいきサロンのか所数<経年比較>



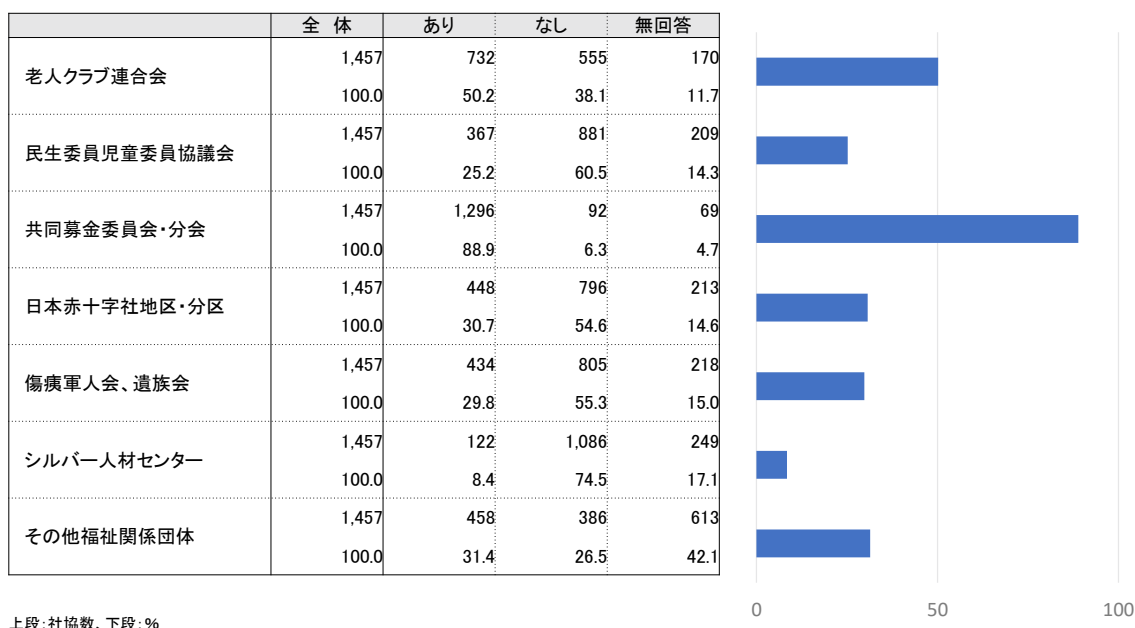
週1回以上開催しているサロンのか所数

	社協数	%
週1回以上開催しているサロンはない	615	46.7
週1回以上開催のサロン	701	53.3
1か所	232	17.6
2-3か所	165	12.5
4-5か所	89	6.8
6-7か所	43	3.3
8-9か所	32	2.4
10-19か所	80	6.1
20-29か所	28	2.1
30-39か所	10	0.8
40-59か所	7	0.5
60か所以上	15	1.1
全体	1,316	100.0

出典：「社会福祉協議会活動実態調査報告書2015」

10. 市区町村社会福祉協議会が事務局を担う団体

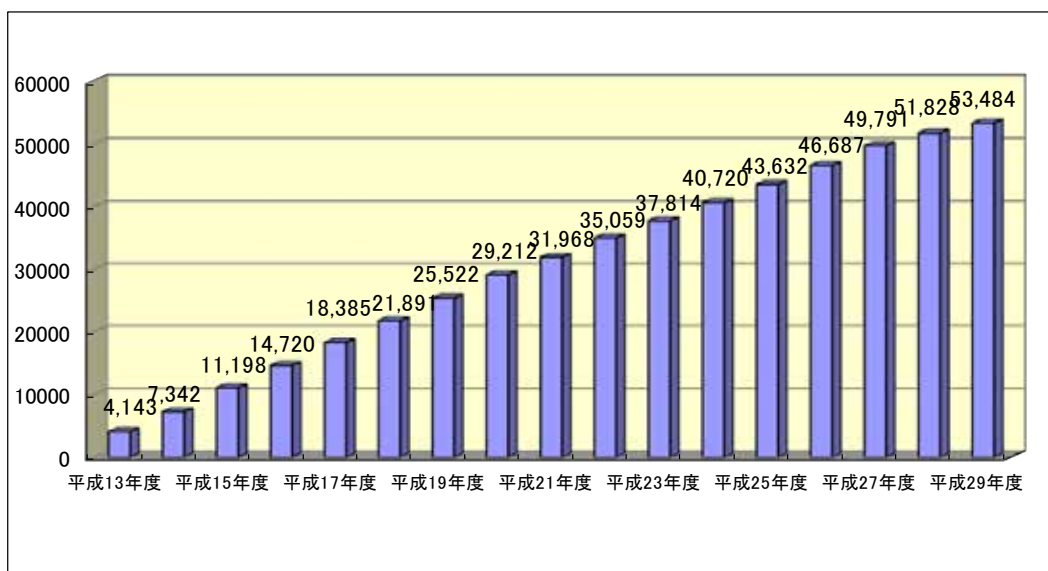
社協が事務局を担っている団体としては、「共同募金委員会・分会」が88.9%で最も多い。次いで「老人クラブ連合会」50.2%、「日本赤十字社地区・分区」30.7%、「傷痍軍人会、遺族会」29.8%、「民生委員児童委員協議会」25.2%などである。



出典：「社会福祉協議会活動実態調査報告書2015」

日常生活自立支援制度について

「年度末時点の実利用者数(契約件数)」の年次推移



- 日常生活自立支援事業の契約件数（利用者数）は、事業開始以降、一貫して増加している。平成27年度までは毎年3,000人程度の増となっていたが、平成28年度以降、その伸びは鈍化傾向にある。
- この背景には相談員の体制不足が指摘されており（1社協あたり2.3人）、新規契約があっても体制により待機してもらわなければならない状況が生じている。

（全社協・地域福祉部作成）

『日常生活自立支援事業』実施状況

平成29年度累計

	今年度 累計		平成11年10月 からの累計	
問合せ・相談件数	2,010,154	100.0%	16,925,354	100.0%
認知症高齢者等	761,493	37.9%	7,553,017	44.6%
知的障害者等	468,837	23.3%	3,492,820	20.6%
精神障害者等	647,777	32.2%	4,624,132	27.3%
不明	98,810	4.9%	873,646	5.2%
本事業以外の相談	33,237	1.7%	381,739	2.3%
(再掲)初回相談件数	(32,943)	(1.6%)	(452,219)	(2.7%)
新規契約締結件数	11,768	100.0%	157,176	100.0%
認知症高齢者等	6,634	56.4%	95,030	60.5%
知的障害者等	1,841	15.6%	23,883	15.2%
精神障害者等	2,730	23.2%	29,736	18.9%
その他	563	4.8%	8,177	5.2%
(未分類)	-	-	350	0.2%
(再掲)生活保護受給者	(5,143)	(43.7%)	(62,128)	(39.5%)
終了件数	10,112			
現在の契約件数	53,484	100.0%		
認知症高齢者等	23,414	43.8%		
知的障害者等	12,596	23.6%		
精神障害者等	14,640	27.4%		
その他	2,834	5.3%		

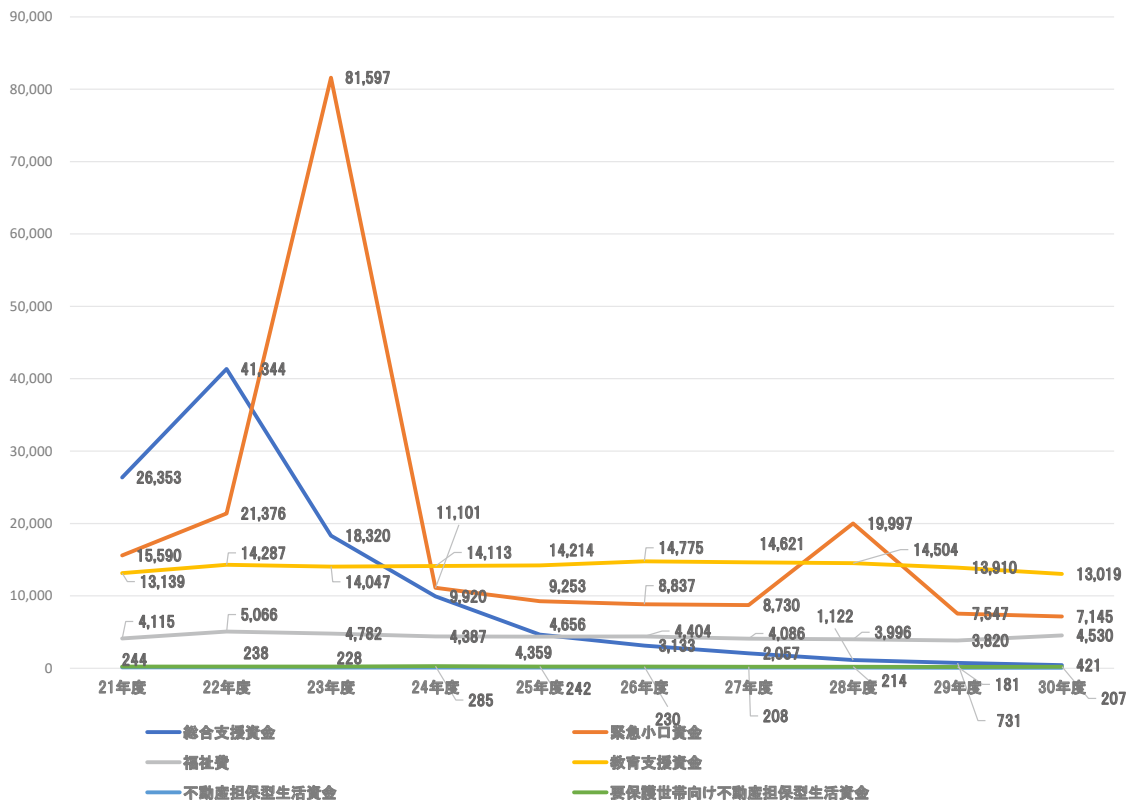
※事業開始当初の未分類ケース

基幹的社協数	1,344
専門員数	3,081
生活支援員数	15,966

- 内訳をみると「認知症高齢者」の利用が44%と最も多いが、その割合は年々減少傾向にある。その一方で「精神障害者等」「知的障害者等」が増加傾向にある。

(全社協・地域福祉部作成)

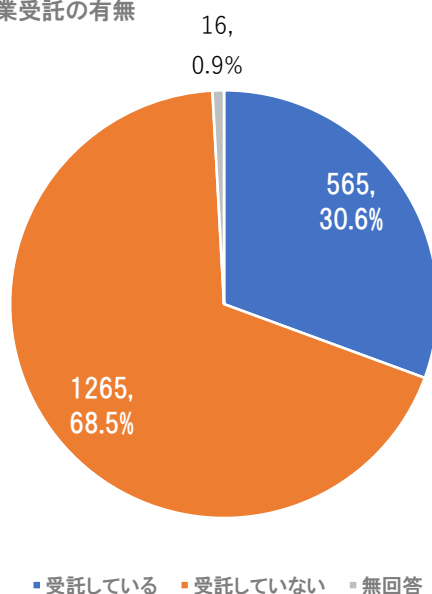
生活福祉資金貸付実績の推移 (H21~30年度)



(全社協・民生部作成)

生活困窮者自立支援制度と社協の取り組み

自立相談支援事業受託の有無



市区町村社協での自立相談支援事業の受託は565社協、30.6%。ただし、この調査は2015年における調査のため、現在はより増加していると見込まれる。

広域（県域）での自立相談支援事業は33社協が受託（3社協は他の事業者と共同受託）しており、引き続き受託に向けて取り組むとしている。

出典：「社会福祉協議会活動実態調査報告書2015」

令和元年度「社協における成年後見の取り組み状況に係る調査」結果

【調査期間】令和元年11月11日～12月16日

【調査対象】市区町村社協（1,826か所）および 都道府県・指定都市社協（67か所）

【回答社協数】法人後見の体制がある社協等回答社協数：1,088社協

- 法人後見の受任状況について、「法人後見を受任している」は490社協（25.9%）、「現在の受任はないが過去実績がある」が30社協（1.6%）、「実績はないが受任体制がある」が67社協（3.5%）、「法人として後見監督人を受任している社協」は78社協（4.1%）。
- 市民後見人の養成、受任調整・実務支援について、「市民後見人の養成を行っている」は272社協（14.4%）、「市民後見人の受任調整や実務支援を行っている」は173社協（9.1%）。
- ・市民等からの成年後見に関する相談の受付や成年後見の利用手続き支援等を行っている「権利擁護センター等」を設置している社協は、400社協（21.1%）

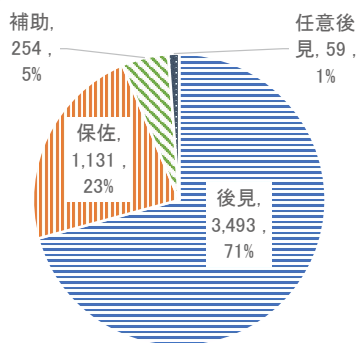
社協名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
	法人として後見人を受任している（法人が後見を行って後見を行っている）	現在は受任していないが、過去に受任実績がある	過去に受任実績はないが、受任体制はある	法人として後見監督人を受任している	市民後見人の養成を行っている	市民後見人の受任調整や実務支援を行っている	「権利擁護センター等」を設置している 内、センター名が判明している	
令和元年度	490	30	67	78	272	173	400	381
全国の社協数に対する割合（n=1893）	25.9%	1.6%	3.5%					
平成30年度	409	28	65	-	-	-	342	-
平成29年度	408	17	48	63	215	145	335	308
昨 年 比 (前 回 比)	昨年比19.8%増	昨年比7.1%増	昨年比3.1%増	前回比23.8%増	前回比26.5%増	前回比19.3%増	昨年比17.0%増	前回比23.7%増
	昨年比16.9%増							

（全社協・地域福祉部作成）

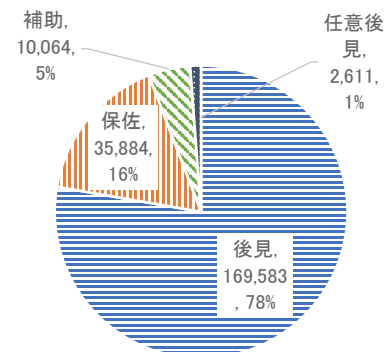
法人として後見人を受任している（法人後見を行っている）社協の受任件数

		後見	保佐	補助	任意後見	合計
令和元年度	受任している社協数	449	315	144	20	481
	受任件数合計	3,493	1,131	254	59	4,937
	1社協あたり(件)	7.78	3.59	1.76	2.95	10.26
平成30年度	受任している社協数	389	250	119	17	407
	受任件数合計	3048	983	266	65	4362
	1社協あたり(件)	7.84	3.93	2.24	3.82	10.72
平成29年度	受任している社協数	371	228	105	20	367
	受任件数合計	2,638	773	176	112	3,699
	1社協あたり(件)	7.11	3.39	1.68	5.60	10.08
前年比	前年比(受任件数)	昨年比14.6%増	昨年比15.1%増	昨年比4.5%減	昨年比9.2%減	昨年比13.2%増

令和元年9月末
現在の成年後見
制度の社協にお
ける受任者数

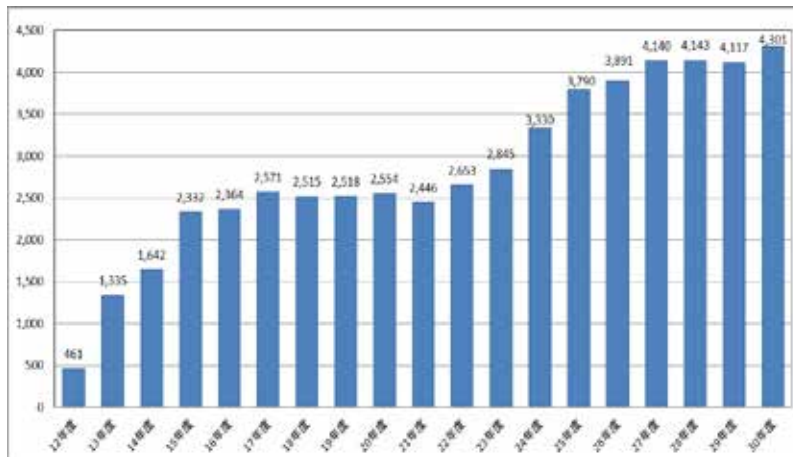


平成30年12月末
現在の成年後見
制度の利用者数
（「成年後見関
係事件の概況
（平成30年1月～
12月）」最高裁
判所事務総局家
庭局）



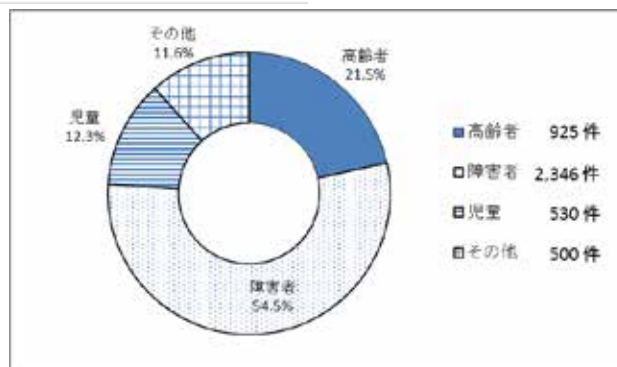
(全社協・地域福祉部作成)

苦情解決事業について



- ・ 平成30年度の苦情受付総数は「4,301件」。平成24年度に3,000件を超えたあとも増加を続け、平成27年度において4,000件を超え、増加傾向にある。
- ・ この他に相談「3,694件」ある。

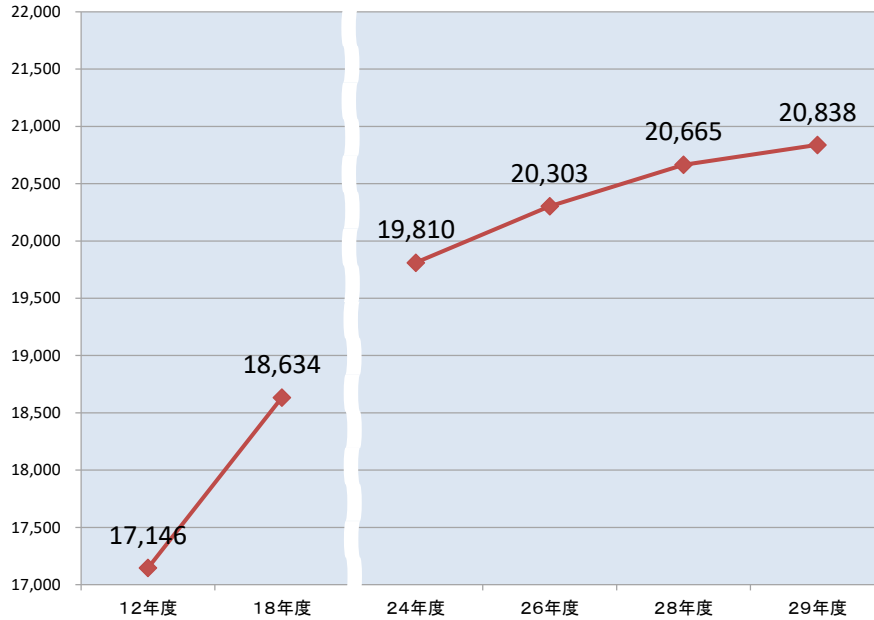
- ・ 苦情（4,301件）のサービス分野別の内訳は、「高齢者」21.5%、「障害者」54.5%、「児童」12.3%と、障害者サービスに関する苦情が増加している。



(全社協・政策企画部作成)

社会福祉法人数の推移

○社会福祉法人の数は、多少鈍化はしているもの、引き続き年間170件程度のペースで増加している。



※出典：厚生労働省福祉行政報告例(国所管は福祉基盤課調べ)

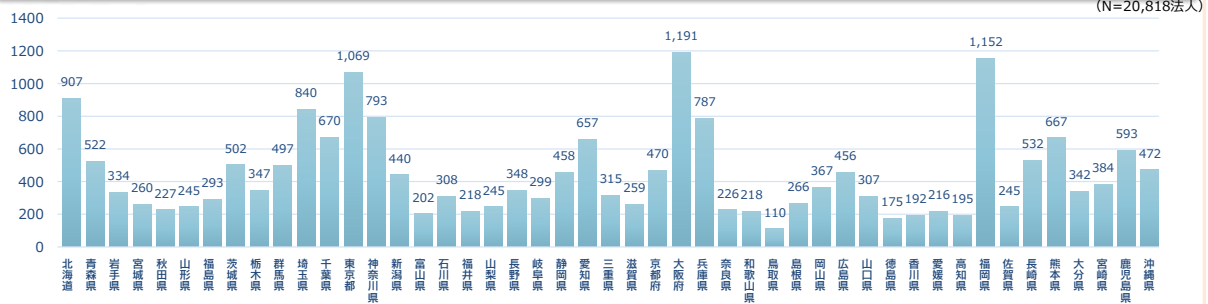
出典：厚生労働省・社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

現況報告書等の集約結果について (1 / 5)

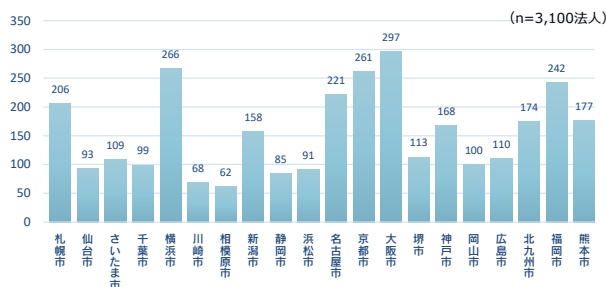
1. 社会福祉法人の状況

1-1. 所在地（主たる事務所）別法人数

都道府県別法人数



指定都市別法人数（再掲）



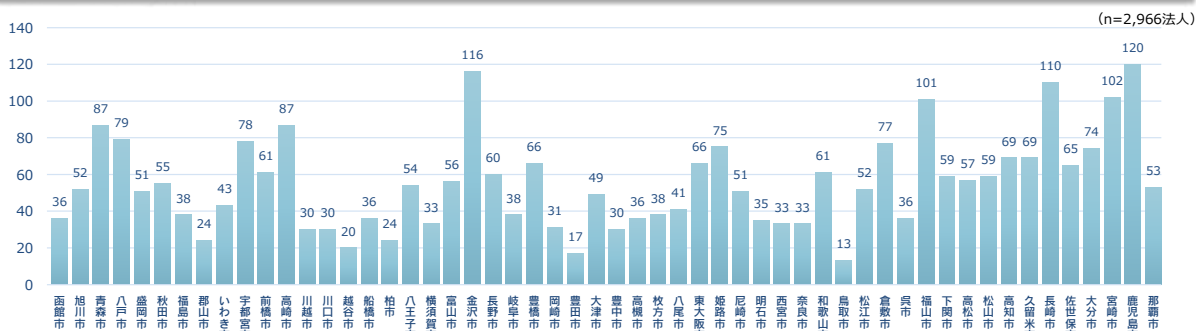
- ・都道府県別では、大阪府（1,191）が最も多く、次いで、福岡県（1,152）、東京都（1,069）と続いている。
- ・指定都市別では、大阪市（297）が最も多く、次いで、横浜市（266）、京都市（261）と続いている。
- ・中核市別（次頁参照）では、鹿児島市（120）が最も多く、次いで、金沢市（116）、長崎市（110）と続いている。

出典：厚生労働省・社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

現況報告書等の集約結果について (2 / 5)

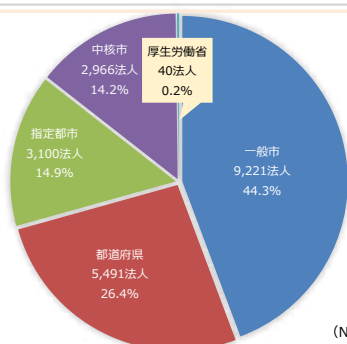
1-1.所在地（主たる事務所）別法人数（つづき）

中核市別法人数（再掲）



1-2.所轄庁別法人数

区分	所轄庁数	所管法人数
都道府県	47	5,491
指定都市	20	3,100
中核市	54	2,966
一般市	739	9,221
厚生労働省	1	40
合計	861	20,818



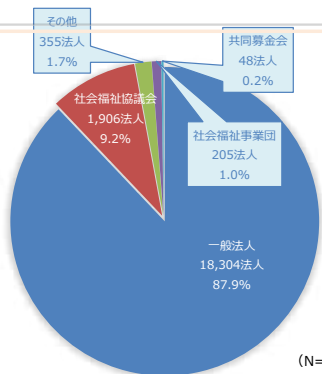
・一般市（44.3%）が最も多く、次いで、都道府県（26.4%）、指定都市（14.9%）、中核市（14.2%）、厚生労働省（0.2%）と続いている。

出典：厚生労働省・社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

現況報告書等の集約結果について (3 / 5)

1-3.法人種別法人数

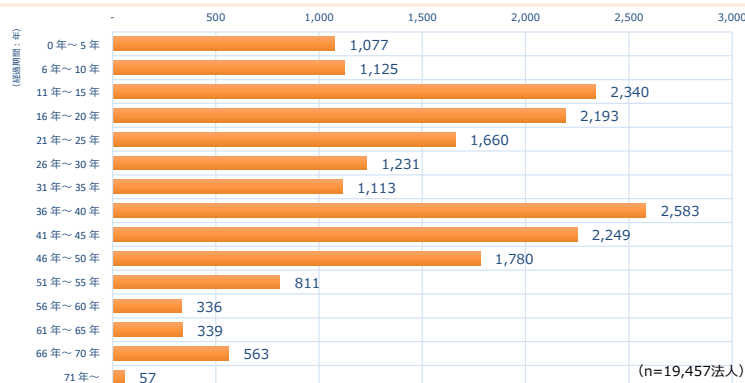
区分	法人数
一般法人	18,304
社会福祉協議会	1,906
社会福祉事業団	205
共同募金会	48
その他	355
合計	20,818



・一般法人（87.9%）が最も高く、次いで、社会福祉協議会（9.2%）、その他（1.7%）、社会福祉事業団（1.0%）、共同募金会（0.2%）と続いている。

「一般法人」とは、施設を運営する社会福祉法人。また「その他」とは、「一般法人」、「社会福祉協議会」、「共同募金会」、「社会福祉事業団」に該当しない法人である。

1-4.設立認可からの経過期間別法人数



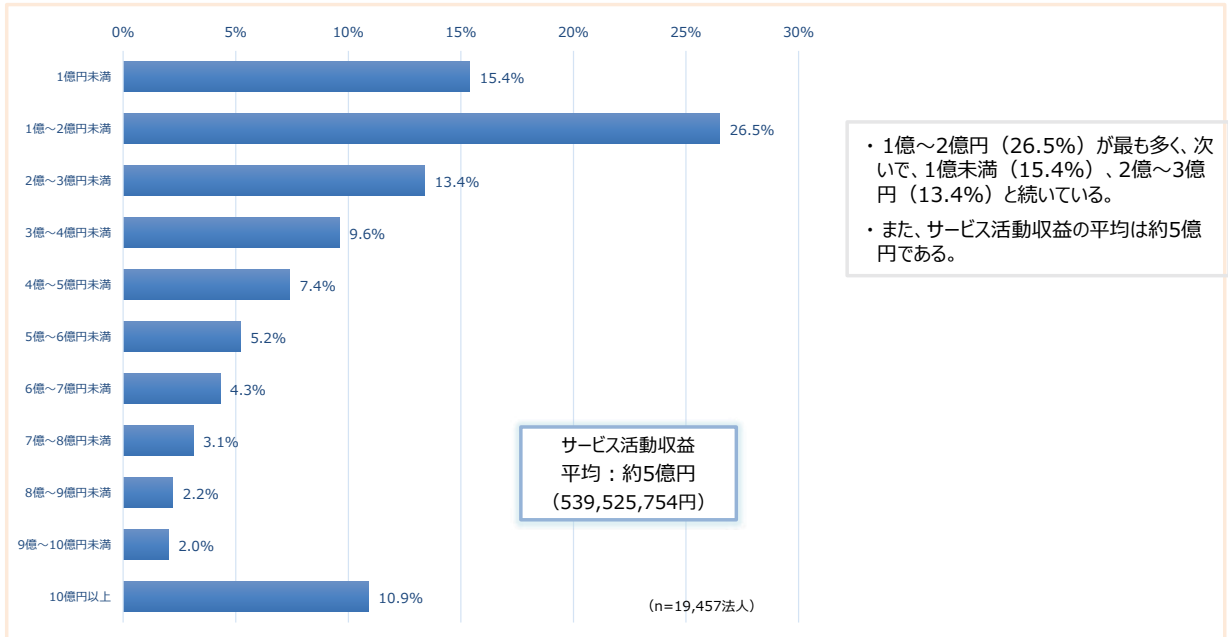
・36年～40年（2,583法人）が最も多く、次いで、11年～15年（2,340法人）、41年～45年（2,249法人）と続いている。

出典：厚生労働省・社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

現況報告書等の集約結果について（4 / 5）

2. 社会福祉法人の経営状況

2-1. 「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



出典：厚生労働省・社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

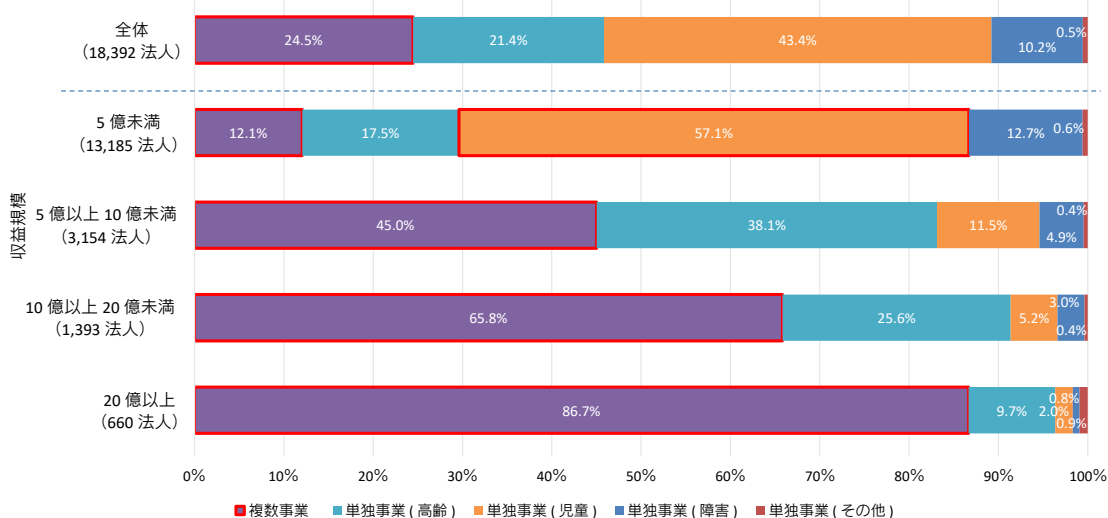
社会福祉法人の事業展開

○社会福祉法人の事業分野については、収益規模が5億未満の場合は約88%が単独事業分野を実施しているのに対し、20億以上の場合は、約86%が複数の事業分野を実施している。

○収益規模が5億未満の社会福祉法人について、児童福祉分野のみを行う法人の割合が多い。

○ 収益規模別、社会福祉事業分野別の社会福祉法人の割合

※各法人が実施している社会福祉事業について、高齢、児童、障害、その他の4分野に分けて集計（複数の分野を実施している場合は、「複数事業」として分類）



※平成30年4月1日時点の現況報告書(福祉医療機構現況報告書開示システムより、厚生労働省福祉基盤課にて集計)
※社会福祉協議会、一部データに不備のある法人を除く。

出典：厚生労働省・社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

社会福祉法人の経営状況（2018年度）

主たる事業別で社会福祉法人の経営状況をみると、サービス活動増減差額比率は保育事業主体法人が4.2%で最も高い。赤字法人割合は介護保険事業主体法人・老人福祉事業主体法人が3割を超えている。

2018年度社会福祉法人の経営状況（主たる事業別・平均）

区分		介護保険事業 n=3,359	老人福祉事業 N=83	保育事業 n=3,130	障害福祉サービス事業 n=1,323
従事者数	人	153.1	22.5	57.9	99.6
サービス活動収益	千円	909,816	145,575	304,692	589,692
うち介護保険事業収益	千円	786,656	39,559	9,165	42,747
うち老人福祉事業収益	千円	38,334	103,344	975	3,839
うち保育事業収益	千円	33,899	1,721	285,103	12,399
うち障害福祉サービス事業収益	千円	28,469	61	2,761	479,981
人件費率	%	65.7	55.8	72.9	65.0
経費率	%	26.0	35.6	19.7	22.1
減価償却費率	%	5.6	6.4	3.1	3.9
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	2.4	2.2	4.2	3.3
経常収益対経常増減差額比率	%	2.2	2.4	4.6	3.8
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	5,943	6,469	5,262	5,921
従事者1人当たり人件費	千円	3,904	3,609	3,834	3,848
赤字割合	%	33.9	31.3	25.2	27.3

出典：「2018年度社会福祉法人の経営状況について」（福祉医療機構）をもとに作表

社会福祉法人の人材の確保状況

社会福祉法人の全体の離職率は14.3%。介護保険事業主体は15.9%と離職率が比較的高い。

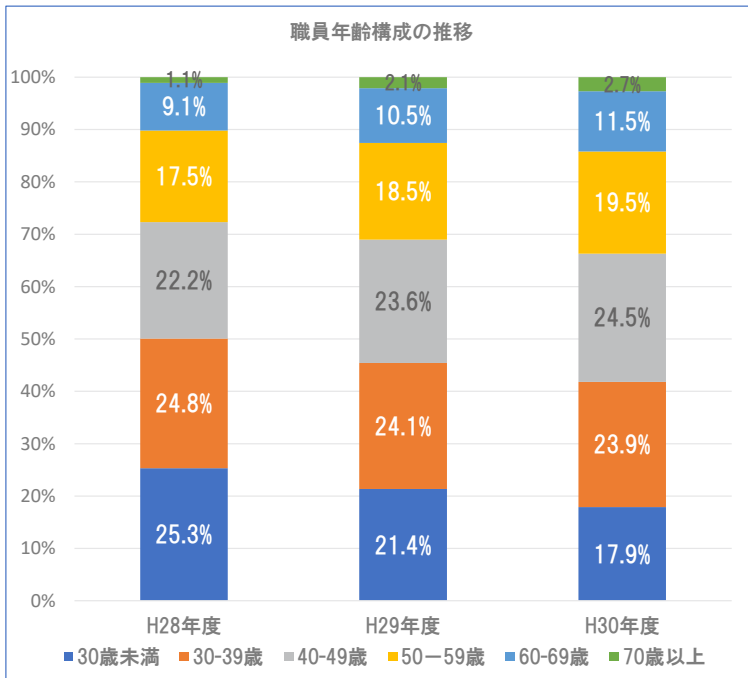
2018年度 社会福祉法人の採用率・離職率（主たる事業別・平均）

区分	社会福祉法人全体 n=8,350	介護保険事業 n=3,359	老人福祉事業 n=83	保育事業 n=3,130	障害福祉サービス事業 n=1,323
採用率	16.3	17.8	16.5	14.7	13.9
うち新卒	2.2	1.5	0.5	4.5	1.7
うち中途	14.1	16.3	16.0	10.1	12.2
新卒採用なし	41.9	43.9	91.6	35.1	55.3
離職率	14.3	15.9	13.5	12.3	11.7
うち就職後1年未満	4.5	5.6	4.2	3.1	3.3
うち就職後3年未満	8.4	9.7	7.9	6.8	6.3

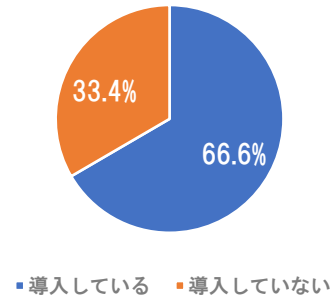
出典：「2018年度社会福祉法人の経営状況について」（福祉医療機構）をもとに作表

介護人材をめぐる状況

介護現場の職員の構成は、14.2%が60歳以上と職員の高齢化が徐々に進行している。
介護助手は66.6%と導入が進んでいる。



介護助手の状況

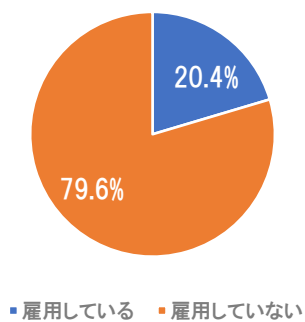


出典：「平成30年度介護人材に関するアンケート調査結果」（福祉医療機構）をもとに作図

介護人材をめぐる状況

外国人人材の雇用は22.4%の施設にとどまっているが、44.0%の施設が今後の受け入れを検討している。

外国人人材の受け入れ

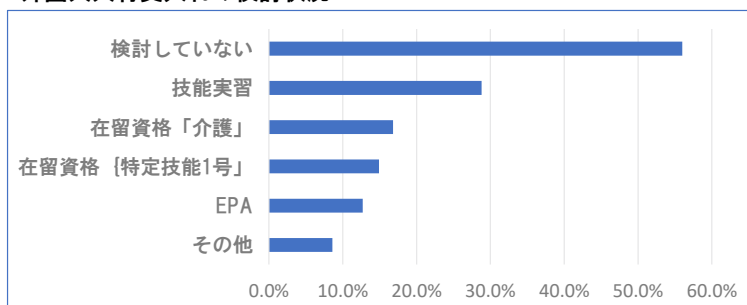


受け入れ形態別外国人材雇用数（平均）

受け入れ形態	回答施設割合（%）	平均雇用数（人）
EPA	25.3%	3.52
在留資格「介護」	11.5%	1.85
技能実習	9.8%	2.29
在留資格「特定技能1号」	0.6%	1.00
その他	65.5%	2.34

注）複数回答

外国人材受入れの検討状況

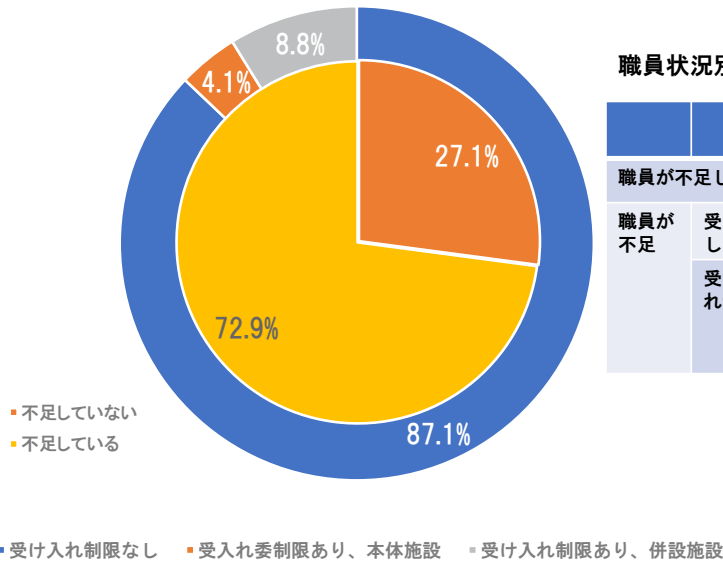


出典：「平成30年度介護人材に関するアンケート調査結果」（福祉医療機構）をもとに作図

介護人材をめぐる状況

介護現場では、72.9%の施設が職員が不足しており、12.9%が受け入れを制限している。本体施設での受け入れを制限している特別養護老人ホームは、平均利用率が82.2%、13.9床が非稼働。

職員不足の状況と受け入れ制限の状況



職員状況別利用率・空床数（平均）

		定員 (人)	利用率 (%)	空床 (床)	
職員が不足していない		62.6	96.6	2.1	
職員が不足	受け入れ制限なし	70.7	96.6	2.4	
	受け入れ制限	本体施設	78.0	82.2	13.9
		併設施設	65.5	91.3	5.7

出典：「平成30年度介護人材に関するアンケート調査結果」（福祉医療機構）をもとに作成

複数の社会福祉法人間の連携の取り組み

全都道府県で実施（令和2年3月末時点）

都道府県	開始年	事業名	都道府県	開始年	事業名
1 北海道	平成30年	①地域福祉権利擁護体制構築に向けた法人・施設による福祉サービス利用援助事業、②生活困窮者等に対する安心サポート事業、③災害時における法人・施設協働による入所者・要援護者等支援事業	13 東京都	平成28年	東京都地域公益活動推進協議会（3層（東京都域、区市町村域、各法人）での取組、東京都域では中間的就労推進事業）
2 青森県	平成29年	社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」	14 神奈川県	平成25年	かながわライフサポート事業
3 岩手県	平成29年	IWATE・あんしんサポート事業	15 新潟県	平成29年	にいがたセーフティネット事業
4 宮城県	平成30年	小規模法人のネットワーク化による協働推進事業（宮城県補助事業）	16 富山県	平成27年	社会福祉法人地域公益活動推進事業（富山県社協による事業）
5 秋田県	平成30年	地域公益活動推進委員会の設置、地域公益活動推進セミナーの開催	17 石川県	平成29年	いしかわ地域支え合いネットワーク事業
6 山形県	平成30年	市町村社協での「地域における公益的な取組」法人協働モデル事業の募集・実施	18 福井県	平成29年	福井県内社会福祉法人連携事業推進協議会
7 福島県	平成30年	法人間連携推進モデル事業、方別懇談会の開催、福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会	19 山梨県	平成31年	防災福祉支援等複数法人連携の公益的取組事業の推進
8 茨城県	平成29年	いばらき生活支援事業	20 長野県	平成27年	信州あんしんセーフティネット事業
9 栃木県	平成29年	いちごハートねっと事業	21 岐阜県	平成30年	ぎふ社会福祉法人地域公益実践推進事業（通称：結プロジェクト）
10 群馬県	平成30年	群馬県ふくし総合相談支援事業	22 静岡県	平成29年	ふじのくに生活困窮者自立支援基金事業・静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
11 埼玉県	平成26年	彩の国あんしんセーフティネット事業・社会福祉法人による就労支援事業（H29年度）・衣類バンク事業（H30年度）	23 愛知県	平成30年	市町村域を基盤とする複数法人連携の公益的取組の推進に関する支援事業や助成事業をモデル事業として実施
12 千葉県	平成28年	若者チャレンジ支援デュアル・システム	24 三重県	平成28年	みえ福祉の「わ」創造事業

（全国社会福祉法人経営者協議会作成）

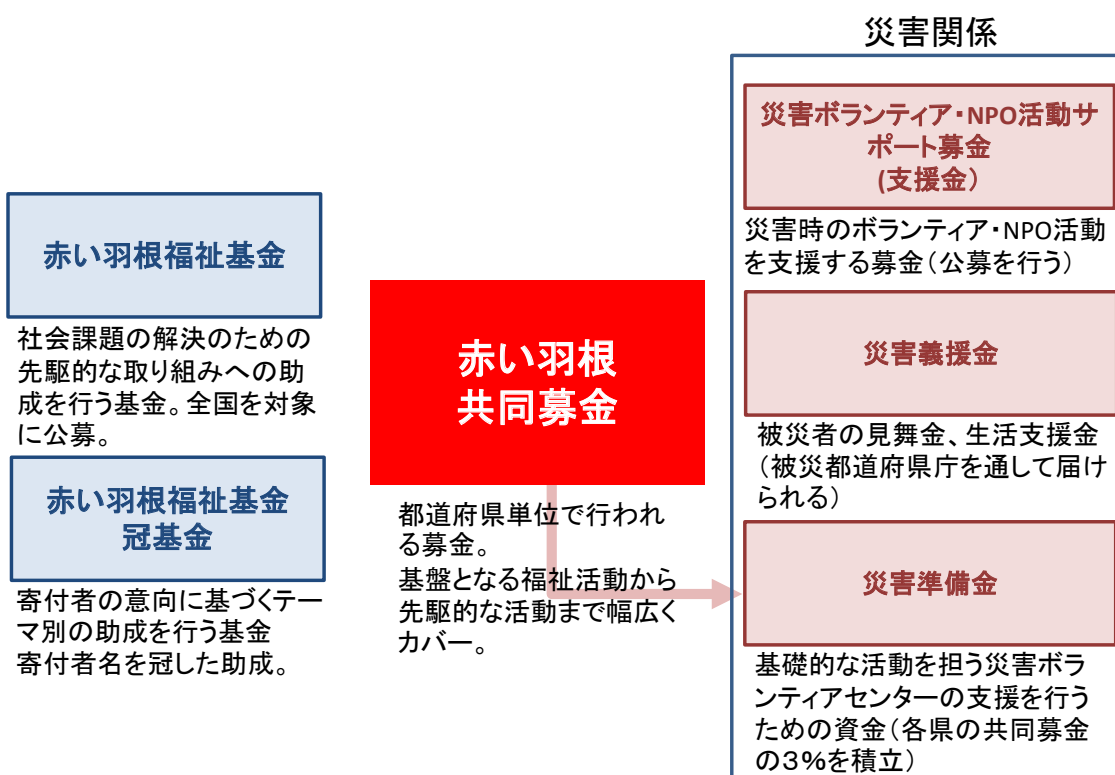
都道府県	開始年	事業名	都道府県	開始年	事業名
25 滋賀県	平成26年	滋賀の縁創造実践センター	37 香川県	平成27年	香川おもいやりネットワーク事業
26 京都府	平成26年	京都地域福祉創生事業（わかプロジェクト）	38 愛媛県	平成30年	同一市町域における社会福祉法人の連携事業
27 大阪府	平成16年	大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）	39 高知県	平成30年	「高知市社会福祉法人連絡協議会」への参画等、市町村単位での連携の推進
28 兵庫県	平成26年	社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）	40 福岡県	平成28年	ふくおかライフレスキュー事業
29 奈良県	平成28年	奈良県社会福祉法人共同事業（まほろば幸いネット）	41 佐賀県	平成30年	社会貢献活動「高校生等福祉サービス就業支援事業」
30 和歌山県	平成29年	制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト	42 長崎県	平成28年	生計困難者レスキュー事業
31 鳥取県	平成29年	生計困難者に対する相談支援事業（えんくるり事業）	43 熊本県	平成27年	熊本県社会福祉法人経営者協議会 生計困難者レスキュー事業
32 島根県	平成30年	市町村域での複数法人連携事業	44 大分県	平成27年	社会福祉法人の地域公益活動推進事業、おおいた“くらしサポート”事業
33 岡山県	平成30年	岡山ささえ愛センター（岡山県地域公益活動推進センター）事業	45 宮崎県	平成29年	みやざき安心セーフティネット事業
34 広島県	平成29年	地域公益活動推進事業（場づくり推進事業）	46 鹿児島県	平成30年	かごしまおもいやりネットワーク事業
35 山口県	平成28年	市町社協と管内の社会福祉法人が連携、協働の推進	47 沖縄県	平成29年	THANKS（サンクス）運動
36 徳島県	平成28年	市町村単位での連携の推進			

事業内容は、都道府県ごとに展開（※複数回答）

- ・総合相談 39県
- ・災害支援 7県
- ・生活困窮者支援 38県
- ・その他（権利擁護、中間的就労など）

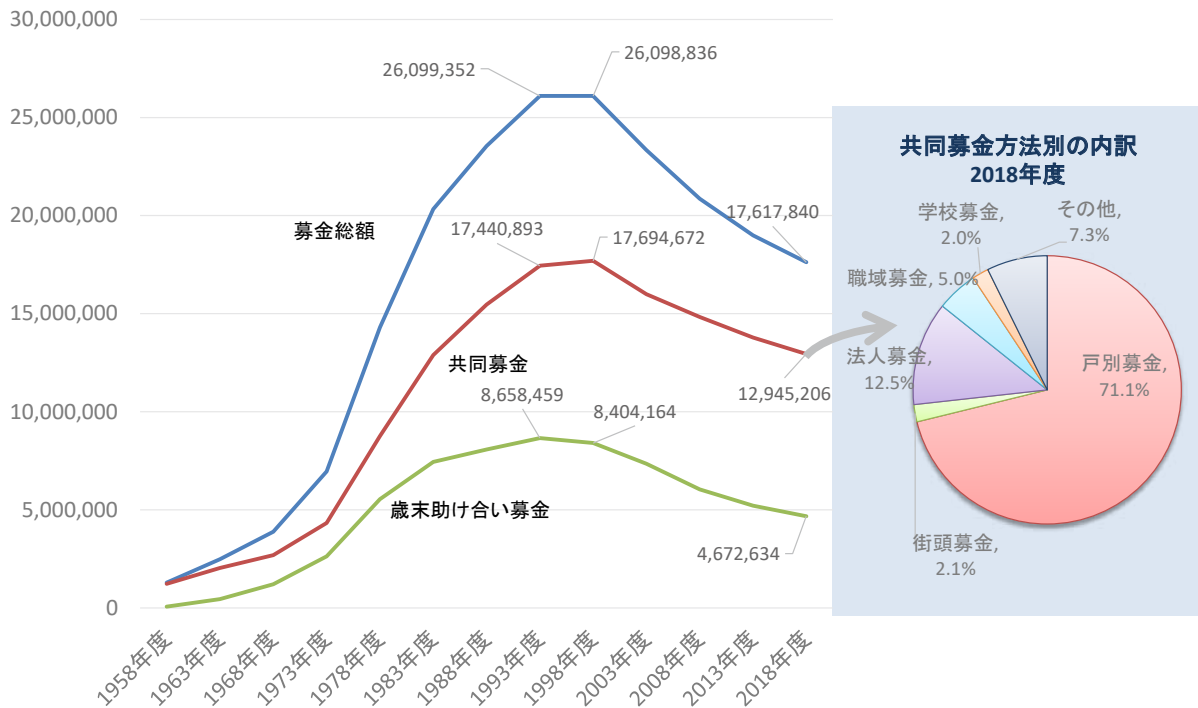
（全国社会福祉法人経営者協議会作成）

共同募金会がすすめる募金・助成活動



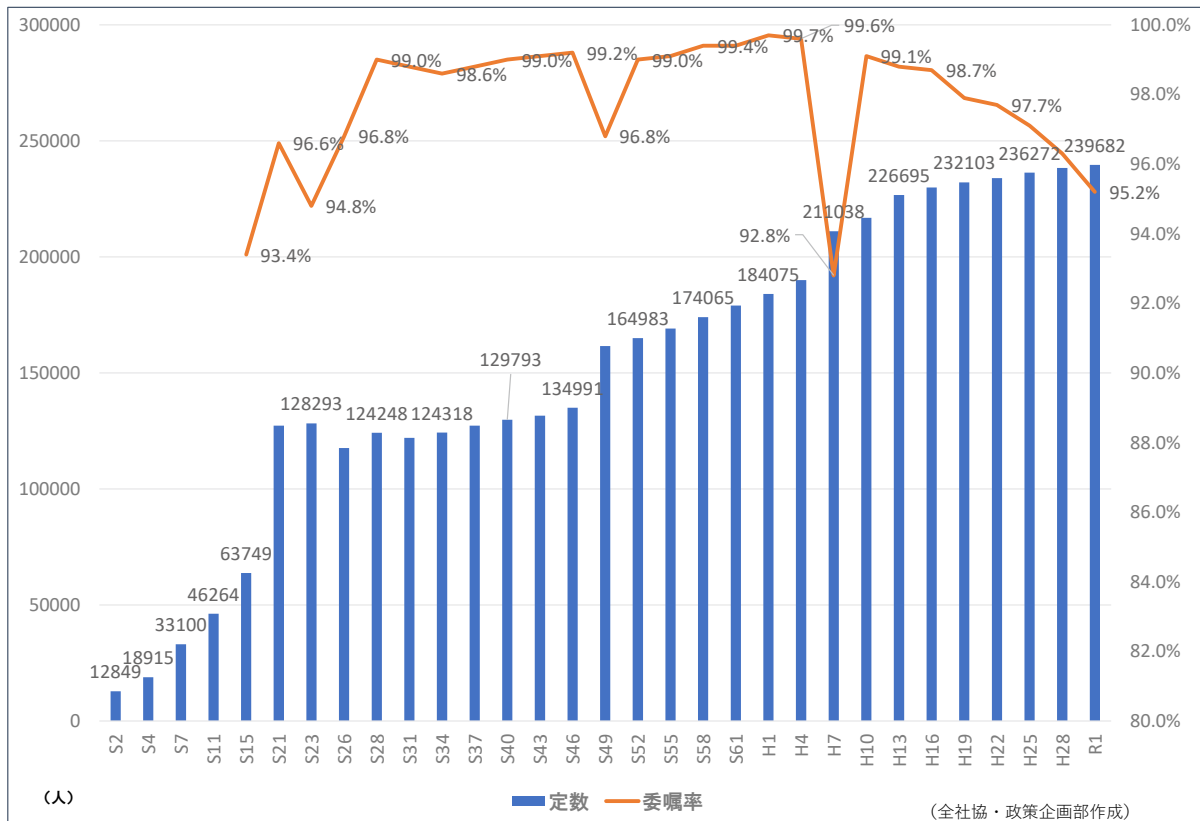
出典：中央共同募金会

共同基金・歳末助け合い募金額の推移



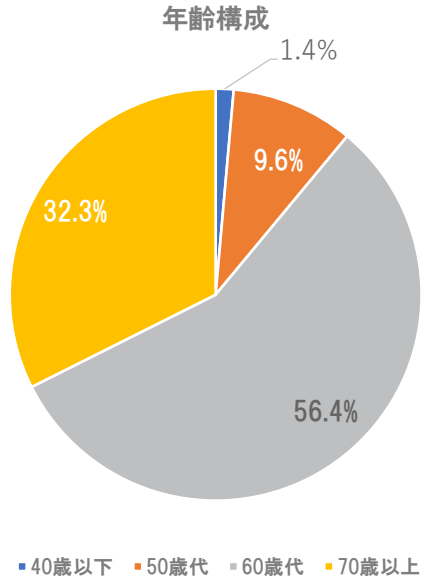
出典：中央共同募金会

民生委員・児童委員数の推移



民生委員・児童委員の年齢構成

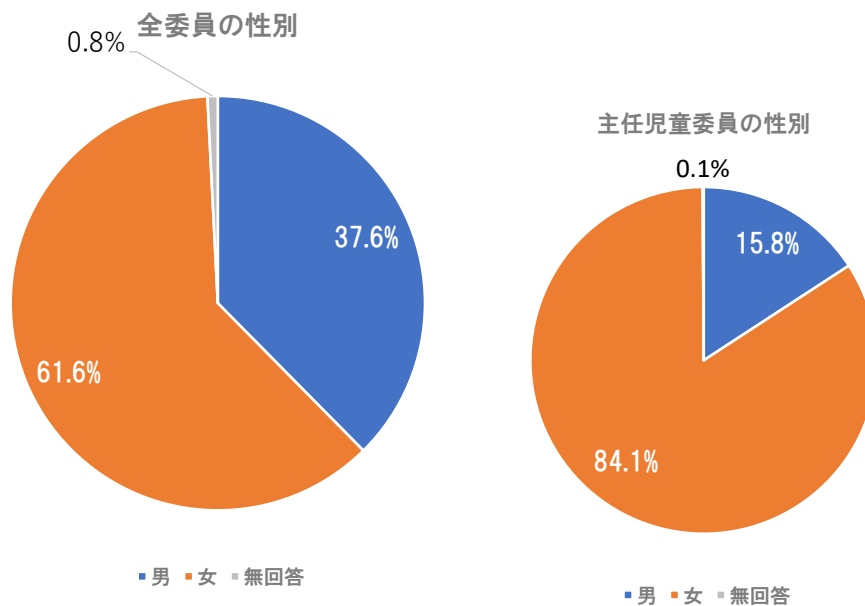
区域担当の民生委員・児童委員の年齢構成は、70歳以上32.3%、60歳代56.4%、50歳代9.6%、40歳以下1.4%と、60歳代以上で8割以上を占めている。自治体区分別では、町村では60歳代の委員が1割を超える一方、政令市・特別区では60歳未満が15%を超えている。



出典：「民生委員制度創設100周年記念
全国モニター調査報告書」をもとに作図

民生委員・児童委員の性別

民生委員・児童委員の性別は、女性が6割強を占めている。このうち主任児童委員は女性が84.1%にのぼる。

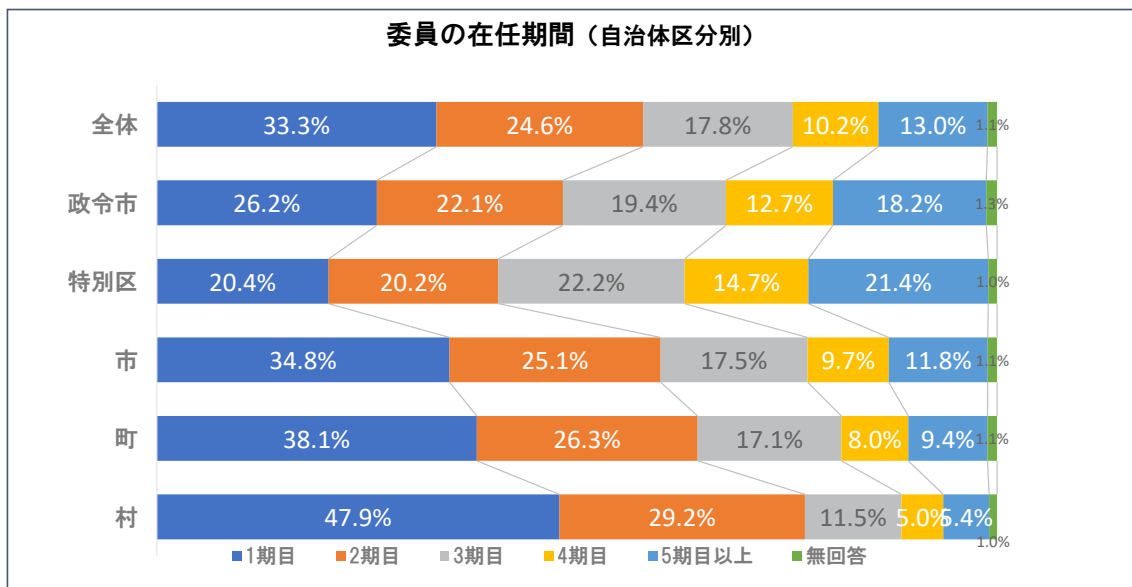


出典：「民生委員制度創設100周年記念
全国モニター調査報告書」をもとに作図

民生委員・児童委員の在任期間

1期目33.3%、2期目24.6%と、2期目までの委員が全体の6割近く（57.9%）を占め、在任期間の短い委員が増加している。

村では、8割近く（77.1%）が2期目までの委員となっている。

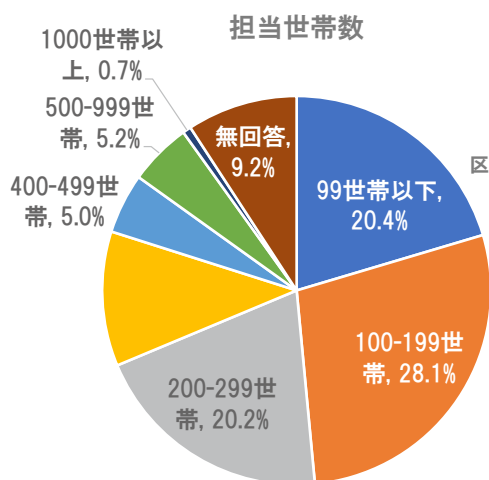


出典：「民生委員制度創設100周年記念 全国モニター調査報告書」をもとに作図

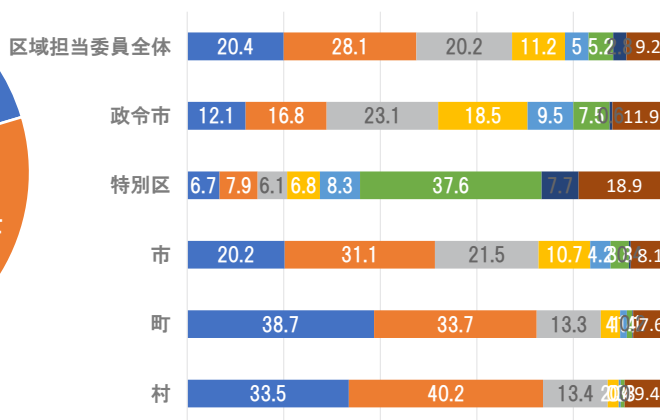
民生委員・児童委員 担当世帯数

区域担当委員の担当区域における総世帯数は、平均で223.9世帯であり、概ね200世帯を担当している委員が多い。

自治体区別にみると、とくに東京特別区では500世帯超の世帯を担当している委員が45.3%となっている。



担当世帯数（自治体規模別）



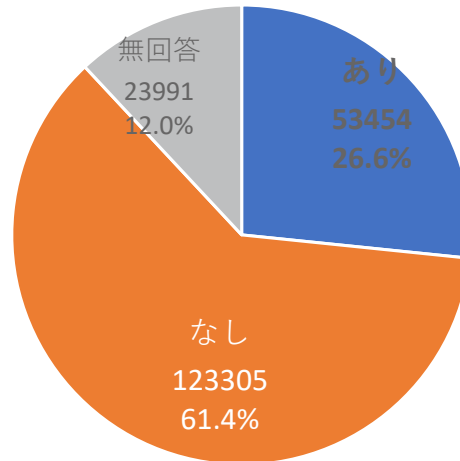
出典：「民生委員制度創設100周年記念 全国モニター調査報告書」をもとに作図

■ 99世帯以下 ■ 100-199世帯 ■ 200-299世帯 ■ 300-399世帯
■ 400-499世帯 ■ 500-999世帯 ■ 1000世帯以上 ■ 無回答

多くの民生委員・児童委員が困難な事例に向き合っている

社会的孤立状態にあり課題を抱える世帯への支援を行った経験のある民生委員・児童委員は53,454人。4人に1人以上の委員が支援経験を有する。


















社会的孤立状態にあり課題を抱える世帯への
支援経験の有無



出典：「民生委員制度創設
100周年記念 全国モニター
調査報告書」をもとに作図

※「全国モニター調査」では、「社会的孤立」を「周りに助けを求められる相手がいない状態、また、周囲にその人を気にかける人が誰もいない状態」と定義した。

SDGsの17の目標と社会保障・社会福祉との関わり

SDGsの目標	社会保障・社会福祉との関わり
 <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	生活困窮者自立支援 子どもの貧困への対策 生活保護、生活福祉資金貸付制度
 <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	子どもの貧困への対策(子ども食堂、フードバンク等) 生活困窮者自立支援 ホームレスへの支援
 <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	統合的な医療・福祉サービスの提供 福祉活動の推進 介護予防
 <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する</p>	生活困窮者自立支援 子どもの学習支援活動
 <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う</p>	困難を抱える女性への支援 特定妊婦への支援 母子生活支援施設における母子への支援
 <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	生活困窮者自立支援 ホームレスへの支援
 <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	生活困窮者自立支援 エネルギー効率の改善
 <p>包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	福祉人材の確保・育成 働き方改革等による人材の定着支援 外国人材
 <p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの構築を図る</p>	ICT、AI等の活用による介護サービス等の提供
 <p>各国内および各国間の不平等を是正する</p>	ソーシャル・インクルージョンの視点に立った福祉サービスの提供 障害者差別解消法による障害者差別の解消
 <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>	地域共生社会によるまちづくり
 <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	持続可能な消費の意識の醸成
 <p>気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	災害への備え、災害時福祉支援、DWT
 <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	持続可能な消費の意識の醸成
 <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する</p>	持続可能な消費の意識の醸成
 <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	社会福祉法人としての社会的責任の発揮 情報開示、第三者評価事業、苦情解決事業
 <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・ネットワークを活性化する</p>	社会づくりのプラットフォームとしての社会福祉協議会、広域な連携による地域公益活動を実施する社会福祉法人、地域住民のひとりとして地域住民に最も近い立場で寄り添う民生委員・児童委員の連携による、地域のネットワークの構築 ⇒地域共生社会の推進

(全社協 福祉ビジョン改定作業委員会整理、2020年2月時点)

2011年～2019年
 国における社会保障・社会福祉をめぐる動向と全社協の取り組み

年	月	国の動向	月	全社協の取り組み
2011 (平成23)	1	今後の介護人材育成の在り方に関する検討会「今後の介護人材の在り方について」(報告書)とりまとめ	1	全社協「生活福祉資金貸付制度の在り方について～総合支援資金をめぐる課題を中心に～」を厚生労働省に提出
	3	東日本大震災(M9.0)発生	3	東日本大震災「福祉対策本部」設置 震災被災地での緊急小口資金特別貸付実施および災害ボランティアセンター設置・運営に向けた社協応援職員派遣／経営協、被災施設に応援職員派遣
	4	「改正高齢者住まい法」公布(10月施行)	5	政策委員会「社会福祉事業の復興に関する要望書」を厚生労働大臣へ提出
	6	「改正介護保険法」公布(平成24年4月施行) (地域包括ケアシステムの5つの視点を明示)		
	6	「障害者虐待防止法」公布(平成24年10月施行)		
	6	政府・与党社会保障改革検討本部「社会保障・税一体改革成案」決定		
	7	社会保障審議会社会的養護専門委員会「社会的養護の課題と将来像」とりまとめ		
	8	「改正障害者基本法」公布・施行		
	8	障がい者制度改革推進会議総合福祉部会「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言－新法の制定を目指して－」とりまとめ		
2012 (平成24)	2	「社会保障・税一体改革大綱」閣議決定 (消費税の引き上げ等)	3	全国厚生事業団体連絡協議会が暴力被害者支援ツール「あなたの歩み」「あなたの歩み活用ガイドブック」とりまとめ
	3	厚生労働省「『介護サービス情報の公表』制度における調査に関する指針策定のガイドライン」通知		
	3	厚生労働省「社会的養護の指針、第三者評価基準等」策定(平成24年度から3年に1回の受審を義務づけ)		
	4	介護プロフェッショナルキャリア段位制度スタート		
	6	「改正児童福祉法」施行 (「障害児通所支援」「障害児相談支援」創設)		
	6	「障害者総合支援法」公布(平成25年4月施行)		
	6	「障害者優先調達推進法」公布(平成25年4月施行)	7	政策委員会「計画停電等に伴う電力確保対策に関する要望」提出
	8	「社会保障・税一体改革関連法」公布・順次施行(改正消費税法や社会保障制度改革推進法など8の法律を含む)		
	8	「子ども・子育て関連3法」公布(平成27年4月施行)		
	9	「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」策定・公表	9	全国乳児福祉協議会「乳児院の将来ビジョン検討委員会」報告書とりまとめ
	9	「高齢社会対策大綱」閣議決定	10	政策委員会「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会」報告書とりまとめ
			10	地域福祉推進委員会「社協・生活支援活動強化方針」とりまとめ
2013 (平成25)	1	社会保障審議会生活保護基準部会、報告書とりまとめ		
	1	社保審生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会、報告書とりまとめ	4	全国民生委員児童委員連合会「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」策定
	4	厚生労働省「待機児童解消加速化プラン」策定	6	地域福祉推進委員会「『社協・生活支援活動強化方針』推進プロジェクト委員会」設置
	6	「改正障害者雇用促進法」公布(平成28年4月施行)		
	6	「改正精神保健福祉法」公布(平成26年4月施行)		
	6	「改正災害対策基本法」公布・施行(民生委員への情報提供等)		
	6	「障害者差別解消法」公布(平成28年4月施行)		
	6	「子どもの貧困対策法」公布(平成26年1月施行)		
	8	「社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」とりまとめ		
	9	厚生労働省「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を設置	9	政策委員会「福祉・介護人材確保等に関する要望書」を厚生労働大臣へ提出
	9	「第3次障害者基本計画」(平成25年度～平成29年度)閣議決定	10	政策委員会「平成25年度セーフティネット事業費補助金の必要額全額の確保に関する要望」提出
	11	台風30号フィリピン上陸、甚大な被害発生	11	フィリピン台風被災支援のための募金を開始
	12	「改正生活保護法」公布(平成26年7月施行)		

年	月	国の動向	月	全社協の取り組み
	12	「生活困窮者自立支援法」公布(平成27年4月施行)		
	12	「社会保障制度改革プログラム法」公布・施行		
2014 (平成26)	1	「障害者権利条約」批准(2月発行)		
	4	「改正次世代育成支援対策推進法」公布(平成27年4月施行)		
	4	「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告書とりまとめ		
	4	民生委員・児童委員活動保険 創設		
	6	「日本再興戦略」改訂014(在留資格「介護」の創設)		
	6	改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会、報告書とりまとめ		
	6	「地域医療・介護総合確保促進法」公布・施行		
	6	「規制改革実施計画」閣議決定(介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットリング確立等)		
	6	「介護・障害福祉従事者の人材確保・処遇改善法」公布・施行		
	7	「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書とりまとめ		
	7	「今後の障害児支援の在り方に関する検討会」報告書とりまとめ		
	7	「放課後子ども総合プラン」策定・通知		
	8	「子どもの貧困対策に関する大綱」閣議決定		
	9	厚生労働省「人材不足分野等における人材確保・育成対策推進会議」とりまとめ公表		
	11	社会保障審議会児童部会「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」議論とりまとめ		
			3	政策委員会「働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくり推進要領」とりまとめ
			3	政策委員会と児童関係5種別協議会「子ども・子育て支援新制度の財源確保等に関する要望書」を内閣府及び厚生労働省へ提出
			4	障害団体連絡協議会「災害時の障害者避難等に関する研究」報告書とりまとめ
			5	全国保育士会「全国保育士会組織強化方策」を議決(平成27年度実施)
			6	全国社会就労センター協議会「優先調達推進法」の施行に伴い、「優先調達推進法の日・週間キャンペーン」実施
			7	「自立相談支援事業従事者養成研修」を開始
			8	政策委員会「平成27年度生活困窮者自立支援制度等の予算確保に関する要望書」提出
			10	政策委員会「社会福祉法人の法人税非課税等の税制を堅持して下さい」要望書提出/福祉関係団体と組織的に要望行動を展開
			12	政策委員会「平成27年度子ども・子育て支援新制度の予算確保にかかる緊急要望」提出
2015 (平成27)	1	社会保障審議会生活保護基準部会、報告書とりまとめ	1	地域福祉推進委員会「介護サービス事業推進方針2015」策定
	1	社会保障審議会介護給付費分科会「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告」とりまとめ	1	政策委員会「社会福祉法人制度の見直し検討に関する意見書」提出
	1	厚生労働省「新オレンジプラン」公表		
	1	厚生労働省「保育士確保プラン」公表		
	2	社会保障審議会福祉部会「社会福祉法人制度改革について」報告書とりまとめ		
	2	「障害者差別解消法基本方針」閣議決定		
	2	社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」とりまとめ		
	3	「少子化社会対策大綱」閣議決定	3	政策委員会「福祉ビジョン2011 第2次行動方針」策定
	4	「社会福祉法等の一部を改正する法律案」閣議決定		
	8	厚生労働省「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」報告書とりまとめ		
	8	社会保障審議会児童部会「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」報告書とりまとめ		
	9	厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」、「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」とりまとめ		
	12	厚生労働省保育士等確保対策検討会「保育の担い手確保に向けた緊急的などりまとめ」公表		
	12	社会保障審議会障害者部会「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」報告書とりまとめ		
	12	厚生労働省「障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会」報告書とりまとめ		
			5	全国母子生活支援施設協議会「私たちの目指す母子生活支援施設(ビジョン)報告書」とりまとめ
			5	障害者団体連絡協議会「障害者の高齢化に関する課題検討報告」とりまとめ

年	月	国の動向	月	全社協の取り組み
2016 (平成28)	3	厚生労働省外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会「経済連携協定に基づく介護福祉士候補者等の更なる活躍を促進するための具体的方策について」報告書とりまとめ		
	3	社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会、報告(提言)とりまとめ	3	全国厚生事業団体連絡協議会「生活困窮者自立支援に向けたネットワーク構築に関する検討」報告書とりまとめ
	3	厚生労働省「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」とりまとめ	3	政策委員会「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策」とりまとめ
	3	厚生労働省「介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会における議論のとりまとめ」公表		
	3	「改正子ども・子育て支援法」公布(4月施行)		
	3	「改正社会福祉法」公布(4月一部施行、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの実施を明確化)		
	4	成年後見制度の利用の促進に関する法律成立(5月施行)	4	政策委員会「社会福祉法人制度改革に関する要望書」提出
	4	平成28年熊本地震(M7.3)発生	4	全国社会福祉法人経営者協議会「社会福祉法人アクションプラン2020」策定
	6	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	5	政策委員会「平成28年熊本地震の被災地支援・復興に関する要望」提出
	6	「改正障害者総合支援法」公布(平成30年4月施行)		
	6	「改正児童福祉法」公布(児童が権利の主体であることを明確化)		
	7	厚生労働省「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」設置	7	政策委員会「『一億総活躍社会』の実現のための緊急要望」提出
	10	厚生労働省外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会「EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっての必要な対応について」報告書とりまとめ		
	11	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」公布(平成29年11月施行)	11	地域福祉推進委員会が社会福祉法人制度改革を踏まえ「法人社協モデル定款」改定版を策定
	12	再犯防止推進法公布・施行		
2017 (平成29)	2	厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部、「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」をとりまとめ		
	3	改定保育所保育指針、改訂幼保連携型認定こども園教育・保育要領、改訂幼稚園教育要領告示(平成30年月施行)		
	3	成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定		
	6	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布(平成30年4月施行)		
	6	改正児童福祉法および改正児童虐待防止法公布(平成30年月施行)		
	6	「子育て安心プラン」公表(2018年～2020年の3年間で待機児童を解消)		
	7	九州北部豪雨災害	7	全国民生委員児童委員連合会「100周年活動強化方策～人びとの笑顔、安全、安心のために～」策定
	8	厚生労働省新たな社会的養育の在り方に関する検討会「新しい社会的養育ビジョン」をとりまとめ		
	9	厚生労働省「地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」公表		
	10	高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会、報告書とりまとめ		
	12	社会保障審議会「生活保護基準部会」報告書とりまとめ		
	12	社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会、報告書とりまとめ		
2018 (平成30)	2	「高齢社会対策大綱」閣議決定	2	障害者団体連絡協議会「地域での支え合いに関する研究検討会」報告書とりまとめ
	3	「改正子ども・子育て支援法」公布(4月施行)	3	全国民生委員児童委員連合会「民生委員制度創設100周年記念全国モニター調査報告書」「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討会」報告書とりまとめ
	5	「2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)」公表	3	政策委員会「フォスタリング機関に関する意見・要望」提出
	5	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」公表	5	地域福祉推進委員会「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制に向けた基本的な方策」とりまとめ
	6	「生活困窮者自立支援法等改正法」公布(10月施行)		
	6	大阪北部地震(M6.1)発生		
	7	「働き方改革関連法」公布(平成31年4月施行)		
	7	平成30年西日本豪雨発生	7	全社協「平成30年7月豪雨災害福祉対策本部」設置
	7	厚生労働省「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」報告書とりまとめ	8	政策委員会「大阪北部地震並びに7月豪雨災害被災地支援に関する要望書」提出

年	月	国の動向	月	全社協の取り組み
	9	北海道胆振東部地震(M6.7)発生		
	12	「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」閣議決定	11	政策委員会「セーフティネット対策における保護施設等の機能強化に関する検討会」報告書(提言)とりまとめ
	12	「改正入管法」公布(平成31年4月施行) (外国人在留資格に「特定技能」創設)		
	12	厚生労働省「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」策定		
2019 (平成31)	2	厚生労働省「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会」報告書とりまとめ		
	3	内閣府「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」報告書とりまとめ	3	政策委員会「地域を支える福祉人材確保・育成・定着のための取組方策」一部改定
			3	全国民生委員児童委員連合会「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」策定(「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」改定)
			3	「これからの生活福祉資金貸付事業のあり方に関する検討委員会」報告書とりまとめ
			3	「日常生活自立支援事業の今後の展開に向けて(平成30年度日常生活自立支援事業実態調査)」報告書とりまとめ
2019 (令和元)	5	「改正子ども・子育て支援法」公布(10月施行)		
	6	「改正障害者雇用促進法」公布(令和2年4月施行)	6	地域福祉推進委員会「被災地に対する社協ネットワークの役割と支援の提案 ～社協の法人運営と事業・活動の継続に向けて～」をとりまと
	6	「就職氷河期世代支援プログラム(3年間の集中支援プログラム)」策定		
	6	「改正子どもの貧困対策法」公布(9月施行)		
	6	「認知症施策推進大綱」とりまとめ		
	6	「児童福祉法等改正法」公布(令和2年4月施行)		
	7	地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」とりまとめ		
	9	「全世代型社会保障検討会議」設置	9	全国乳児福祉協議会「『乳児総合支援センター』をめざして」報告書とりまとめ
	9	令和元年房総半島台風(令和元年台風15号災害)	9	全社協「災害時福祉支援活動に関する検討会」報告書(提言)とりまとめ
	10	令和元年東日本台風(令和元年台風19号災害)	10	全国母子生活支援施設協議会「産前・産後の母親と子どもへの支援に関する緊急検討委員会報告書」とりまとめ
	11	子ども・子育て会議「新制度移行後の5年の見直しに係る対応方針」決定	10	政策委員会「令和元年台風第19号等被災地支援活動に関する緊急要望」提出
	11	「子どもの貧困対策に関する大綱」閣議決定		
	11	「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」素案作成		
	12	「改正母子保健法」公布(令和2年4月施行、産後ケア事業の市町村への努力義務化)		
	12	「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」報告書とりまとめ		
	12	「全世代型社会保障検討会議」中間報告とりまとめ		
	12	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」報告書とりまとめ		

全社協 福祉ビジョン改定作業委員会 名簿

※敬称略

【政策委員会】

(委員長)	全国社会福祉法人経営者協議会 副会長	武居 敏
(副委員長)	石川県社会福祉協議会 専務理事	西 和喜雄
	東松島市社会福祉協議会 常務理事・事務局長	阿部 英一
	全国乳児福祉協議会 副会長	横川 哲
	全国社会福祉法人経営者協議会 副会長	平田 直之
	全国社会福祉協議会 副会長	古都 賢一

【学識経験者】

慶應義塾大学 教授	駒村 康平
関西大学 教授	山縣 文治
日本福祉大学 副学長	原田 正樹

(検討経過)

2019 (平成 31) 年 4 月 19 日	2019 年度第 1 回政策委員会幹事会において、「全社協 福祉ビジョン 2020」策定に向けた検討の開始について協議
2019 (令和元) 年 6 月 21 日	令和年度政策委員会総会において、「全社協 福祉ビジョン 2020」策定に向けた検討の開始を決定
2019 (令和元) 年 7 月 26 日	令和元年度第 2 回政策委員会幹事会において、「全社協 福祉ビジョン改定作業委員会」の設置を決定 第 1 回「全社協 福祉ビジョン改定作業委員会」にて検討開始
2019 (令和元) 年 8 月 26 日	令和元年度第 3 回政策委員会幹事会において、「全社協 福祉ビジョン 2020」検討状況を報告
2019 (令和元) 年 8 月 30 日	第 2 回「全社協 福祉ビジョン改定作業委員会」
2019 (令和元) 年 9 月 20 日	第 3 回「全社協 福祉ビジョン改定作業委員会」
2019 (令和元) 年 10 月 7 日	第 4 回「全社協 福祉ビジョン改定作業委員会」
2019 (令和元) 年 11 月 11 日	第 5 回「全社協 福祉ビジョン改定作業委員会」
2019 (令和元) 年 12 月 10 日	第 6 回「全社協 福祉ビジョン改定作業委員会」
2019 (令和元) 年 12 月 20 日	令和元年度第 5 回政策委員会幹事会において、「全社協 福祉ビジョン 2020」(素案)および今後の検討予定等を報告
2019 (令和元) 年 12 月 20 日～2020 (令和 2) 年 1 月 20 日	政策委員会構成組織および都道府県・指定都市社会福祉協議会に「全社協 福祉ビジョン 2020」(素案)を送付し、意見照会を実施
2020 (令和 2) 年 1 月 27 日	第 7 回「全社協 福祉ビジョン改定作業委員会」 「全社協 福祉ビジョン 2020」(素案)に対する全社協政策委員会構成組織および都道府県・指定都市社会福祉協議会からの意見を取りまとめ、「全社協 福祉ビジョン 2020」(案)を作成
2020 (令和 2) 年 2 月 21 日	令和元年度第 6 回政策委員会幹事会にて、「全社協 福祉ビジョン 2020」を取りまとめ

全国社会福祉協議会 政策委員会 幹事名簿

※敬称略

石川県社会福祉協議会専務理事	西 和喜雄 ○
大分県社会福祉協議会会長	草 野 俊 介
岡山市社会福祉協議会常務理事	山 上 晃 稔
東松島市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	阿 部 英 一
全国民生委員児童委員連合会	藤 目 真 皓
	(～令和元年 11 月)
全国身体障害者施設協議会副会長	白 江 浩
全国保育協議会副会長	奥 村 尚 三
全国乳児福祉協議会副会長	横 川 哲
全国地域包括・在宅介護支援センター 協議会制度・政策委員長	浜 野 修
全国社会福祉法人経営者協議会副会長	武 居 敏 ◎
全国社会福祉法人経営者協議会副会長	平 田 直 之
全国救護施設協議会副会長/ 全国厚生事業団体連絡協議会常任協議員	木 間 幸 生
障害関係団体連絡協議会会長	阿 部 一 彦
高齢者保健福祉団体連絡協議会	大 山 知 子
全国老人クラブ連合会政策委員会副委員長・幹事長	吉 井 栄一郎
全国社会福祉協議会副会長	古 都 賢 一
全国社会福祉協議会常務理事	寺 尾 徹
全国社会福祉協議会常務理事	笹 尾 勝
全国社会福祉協議会事務局長	松 島 紀 由

◎ = 委員長

○ = 副委員長

(令和 2 年 2 月 21 日現在)

全社協 福祉ビジョン 2020

～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして

令和2年2月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

(事務局) 〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会 政策企画部

Tel 03-3581-7889 fax 03-3580-5721

ホームページ <http://zseisaku.net/>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

(構成組織)

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

